

第4回

松浦地域合併協議会会議録



日 時： 平成16年11月12日（金）10時

場 所： 松浦市文化会館 小ホール

第4回松浦地域合併協議会

開会年月日 及び時間	平成16年11月12日(金)			開会時刻	午前10時00分	
				閉会時刻	午後5時24分	
会議の場所	松浦市文化会館 小ホール					
出席した 委員 30名中 27名出席	会長	吉山 康幸	副会長	松永 茂治	委員	志水 勝輔
	委員	福村 邦廣	委員	椎山 賢治	委員	寺澤 優國
	委員	松瀬 輝治	委員	友田 吉泰	委員	岡本 哲夫
	委員	松本 國茂	委員	田島 忠志	委員	村田 末廣
	委員	金内 武久	委員	武尾 嘉明	委員	池水 英比古
	委員	田中 まゆみ	委員	日高 雅之	委員	太田 末男
	委員	山口 芳正	委員	前田 次男	委員	井筒 清治
	委員	廣瀬 茂好	委員	村田 茂實	委員	森 眞一
	委員	吉井 重忠	委員	大畑 安盛	委員	村上 公幸
欠席した委員 3名欠席	委員	宮本 正則	委員	志水 正司	委員	永田 俊子
規約第10条第4 項の規定により出 席した者の職名 7名出席	幹事長	友廣 郁洋	副幹事長	坂井 秀敏	副幹事長	金井田豊秀
	幹事	山崎 薫	幹事	末永 悦二	幹事	小田鉄三郎
	幹事	斉藤 誠				
職務のため 会議に出席した 者の職名	事務局長	大久保 整	事務局次長	丸形 啓二	事務局職員	瀬戸 守
	事務局職員	鴨川 聡	事務局職員	出口 義之	事務局職員	宮本 一樹
	事務局職員	嘉松 正仁				
協議事項	別紙のとおり					
会議の内容	別紙のとおり					

第4回松浦地域合併協議会 会議次第

日 時：平成16年11月12日(金) 10:00～

場 所：松浦市文化会館 小ホール

1. 開 会

2. 会 長 挨 拶

3. 議 事

協議事項

【継続協議事項】

- * 協議第11号(協定項目 6号)財産及び債務の取扱いに関する事
- * 協議第13号(協定項目 8号)議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事(その1)
- * 協議第14号(協定項目 9号)農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する事
- * 協議第15号(協定項目11号)一般職の職員の身分の取扱いに関する事
- * 協議第16号(協定項目13号)特別職の職員の身分の取扱いに関する事

【新規協議事項】

- * 協議第20号(協定項目 7号)新市建設計画の作成に関する事(その3)
- * 協議第21号(協定項目 7号)新市建設計画策定に係る小委員会の設置について
- * 協議第22号(協定項目10号)地方税の取扱いに関する事
- * 協議第23号(協定項目25号)情報公開の取扱いに関する事
- * 協議第24号(協定項目26号)消防、防災関係の取扱いに関する事
- * 協議第25号(協定項目28号)納税関係の取扱いに関する事
- * 協議第26号(協定項目35号)商工観光関係事業の取扱いに関する事
- * 協議第27号(協定項目43号)交通関係の取扱いに関する事

4. その他

5. 閉 会

午前10時 開会

大久保事務局長

ただ今から第4回松浦地域合併協議会を開催いたします。

開会にあたりまして、吉山会長がごあいさつを申し上げます。

吉山会長

皆様おはようございます。第4回の協議会の開催にあたりまして一言ごあいさつを申し上げます。

委員の皆様方にはいつもながら公私ともに大変御多忙の中、お繰り合わせ、御出席をいただいております。厚く御礼を申し上げる次第でございます。

まず、ここで皆様に御報告を申し上げておきたいと思えます。

実は、松浦地域合併協議会の設立にあたりまして、松浦地域の新しいまちづくりの実現に向けて、1市2町の首長、議長におきまして、長崎県知事に対して、県の合併重点支援地域の指定を要望いたしておりました。去る10月26日付で、私たち1市2町の指定を重点支援地域として御指定をいただいたところでございます。これによりまして、県北振興局を中心に長崎縣市町村合併推進県北地方本部松浦分会を設置していただきまして、他の出先機関とともに、各種協定項目の調整、あるいは建設計画策定にあたっての助言、支援の体制を整えていただきました。

県の特段の御配慮に対しまして、厚くお礼を申し上げますとともに、合併協議、そして合併後の行政運営や事業実施に対しても人的、財政的に御支援いただきますよう、よろしくお願いを申し上げます。

協議会におきましても、合併の実現に向けた協議調整及びまちづくり計画の作成について改めて委員各位の御協力をお願いいたすものでございます。

さて、全国各地では平成の大合併の協議が進みまして、今月1日には全国の市町村数が3,000を切りまして2,942市町村となったところです。任意協議会等で合併協議の研究、検討を始めておった平成14年4月には3,218市町村でありましたので、300に近い市町村が減少したことになり、さらに来年3月の合併特例法の期限に向けて再編の動きが加速していくものと思われまます。

さて、前回の協議会では、継続協議2件、新規協議9件を提案し、協議の結果、継続2件と新規4件の確認をいただきました。特に、住民にとって大きな関心がありました議会議員

の取り扱いについては、合併特例法に基づく特例を適用せず、設置選挙を行うことを御確認いただいたところです。松浦地域住民の皆さんの意見も十分考慮した結果が導き出されたものと思っております。

本日の第4回協議会では、継続協議の5項目に、新たに8項目の新規協議事項を御案内いたしております。建設計画の素案についても、専門部会、幹事会により、つい先日でき上がりました。本日配付となっているようですが、これは先に御案内のとおり、合併協議会で作成するものとなっております。委員の皆様には、今後、小委員会において分担して審議、検討をお願いすることになるかと思っております。

どうか本日も委員皆様方には、いろんな角度からの御意見を積極的に展開なされ、よりよい協議が進みますことを心からお願い申し上げまして、開会にあたってのごあいさつとさせていただきます。本日もどうぞよろしくお願いをいたします。

大久保事務局長

それでは、第4回の合併協議会の議事に入らせていただきます。

なお、議長は、合併協議会規約に基づき、会長が務めることとなっておりますので、吉山会長の方でよろしくお願いいいたします。

吉山会長

それでは、規約によりまして、私が議長を務めさせていただきます。

会議次第に従いまして、継続協議事項から始めてまいります。

そこで、協議第11号 財産及び債務の取扱いに関することを協議題といたします。

改めて財政部会長から説明を願います。

園田財政部会長

財政部会長の松浦の園田です。前回からの継続協議であります財産及び債務の取扱いに関する、「1市2町の所有する財産及び債務については、すべて新市に引き継ぐものとする。」ということで御提案申し上げておりました。

第3回協議会で、前回の北松浦合併協議会に提出した資料を出していただきたいということや、基金の目的ですね、事業内容を示すような資料の提出ということや、あと公社等に関する資料を求められておりましたので、皆様方のお手元に配付してあるかと思っておりますけれども、その中からそれぞれ御説明いたします。

まず、財産及び債務の取扱いに関する資料の中で 済みません、皆様のお手元に配付さ

ております「第4回松浦地域合併協議会参考資料」というものをご覧いただきたいと思
います。

その中で、「第4回松浦地域合併協議会参考資料」という冊子にしたものが配付されて
おりますかね。その1ページを開けていただきますと、協議第11号ということで協定項目6号
に1から11まで、それぞれいろいろ現在の状況とかお示ししておりますので、そのことにつ
いて若干御説明いたしたいと思います。

まず、1ページをお開きください。

「地方債事業別現在高の状況」ということで、これは平成15年度の決算状況調査ですね、
これによるものでございます。

一番最初の一般公共事業債とか一般単独事業債とか、それぞれずっと29まであります。

おわかりですかね。(発言する者あり) 議案と一緒に送付されておるということでござ
いいますが、「第4回松浦地域合併協議会参考資料」ということですね。その……(発言する
者あり) すみません、議案と一緒に配った「その2」じゃない方ですね。1.「財産及び債
務の取扱い」に関する資料と、2.「地方税の取扱い」に関する資料、3.「納税関係の取扱
い」に関する資料という、この三つの……。(発言する者あり)

よろしいでしょうかね。

それでは、1ページをお開きいただきたいと思います。

ここには「地方債事業別現在高の状況」、平成15年度末の起債の残高ですね、1番の一般
公共事業債から29番の特定資金公共投資事業債までそれぞれ記載しておるところでございま
す。松浦市は14,567,289千円という残高になっているということでございます。あと、鷹島、
福島、それぞれ計で24,680,141千円という状況です。

次の2ページをお開きください。

ここには「地方債借入先別現在高の状況」ということで、先ほどの現在高がどこから資金
借り入れをやっているのかということでございます。

まず、1番の政府資金からそれぞれずっと行きますと12番の特定資金ということで、先ほ
どの起債の残高は、それぞれこのようなところから借りているんですよという状況でござ
います。

それから、下段の表なんですけれども、これは公営企業会計が15年度末で抱えております
起債の残高であります。1市2町で8,213,966千円という状況でございます。

それから、次に3ページ、「地方債利率別現在高の状況」ということで、この起債の残高が、じゃあどれくらいの利率で借りておるのかということをごさいます、1.5%以下からそれぞれ7%超ということでありまして、松浦市には7.5%というのがまだあります。そういう状況です。

それから、同じく下段の公営企業会計等の利率別現在高ですね、これがこういうふうな利率で借りているということをごさいます。8.5%というのがありまして、これは松浦市の市民病院の方で借りている状況をごさいます。

次の4ページをお開きください。

これは前回も途中でお配りして若干御説明いたしました。「地方債償還額と交付税措置額との関係調」ということですね。

まず、平成15年度元利償還額、松浦市は1,699,912千円ありましたよということ、この前ちょっとわかりにくいということをごさいましたので、Eの交付税措置額、交付税で措置される分が965,172千円ございましてよということなんですね。例えば、起債を借り入れたものには交付税措置がないものとございまして、交付税措置されたものが965,172千円ありますよと松浦市の場合ですね。そして、元利償還額からそれを差し引けば、差引(B-E)、下から2番目の638,350千円が交付税が入ってきた残りの分ですよということ、合計で1,042,870千円ということになっております。それぞれ割合はそういうふうの下段に記載しているところをごさいます。

それから、その下の表ですね、これは「普通交付税で措置された起債償還費等の状況」ということで、平成16年度はもう交付税額は決まりましたけれども、これに措置された額ですね、起債償還額。要するに、先ほど言いました上段のA・B・Cと区分のところに書いてありますけれども、災害復旧費等に係る基準財政需要額が上段のCに当たるわけですね。それから、その次の事業費補正により算入された公債費ということ、Dですね、こういう額が、松浦市では16年度の交付税措置された分が930,151千円ありますよということ、1市2町を合計しますと1,880,852千円ありますよということをごさいます。

次の5ページから7(2)ページまでは「債務負担行為の状況」をごさいます。それぞれ債務負担行為の状況を記載しているところをごさいます。

それから、8(1)ページですね、前回基金の目的と事業内容を示すような資料ということでありましたので、それぞれ基金の設置目的について1/8ページから8/8ページまでそ

それぞれ記載しているところでございます。

それから、「第4回松浦地域合併協議会参考資料(その2)」、本日配られたそうなんですけれども、(その2)をご覧ください。

前回、公社と行政とのかかわりのある団体は民間と異なるので、資料の提出を求められておりました。そこで、鷹島公社と福島町振興公社の決算報告書ということで皆様にお配りしているところでございます。

それで、その資料の1ページ、「(株)鷹島公社決算報告書」ということでございます。これはモンゴル村の経営とか、ごみ、し尿の受託運営、こういうものに係るものでございまして、次の2ページ、「損益計算書」がございまして、これは皆様おわかりと思います。営業損益とか営業収益、それから営業費用、それから営業外損失と営業外費用ということで、3ページの経常損失16,798,668円ということで、特別損失が当期損失が17,088,668円ということで、前期と足しまして当期末未処理損失27,318,268円ということでございます。

それから、次の4ページ、5ページ、これは「貸借対照表」なんですけれども、16年3月31日現在どうなっているのかということでございまして、この貸借対照表は、4ページが資産、5ページが負債と資本、資産イコール負債プラス資本ということになるのかなと思っておりますけれども、4ページの一番下、資産の部の合計額が363,402,793円ということと、5ページの中段の方ですね、負債の部の合計17,780,302円ということです。それから、資本の部で、欠損金入れまして、5ページの下から2番目の資本合計345,622,491円ということでございまして、この資本の合計と負債の合計を足しまして363,402,793円ということになるものでございます。

それから、その次の6ページは「損失処理(案)」ということでございます。

それから、7ページでございまして、福島町振興公社ですね、これは事業的には総合運動公園とか、給食センターとか、国民宿舎、こういうふうな運営にかかわっているというものでございまして、資産の部、負債・資本の部ということで、それぞれお示ししているところでございます。

あと、8ページから12ページまでは決算書ということでございまして、貸借対照表は13ページにそれぞれあるところでございます。

以上、簡単でございますが、説明とさせていただきます。

吉山会長

数字、それから資料の煩雑な読み取りということで御苦労かけたと思いますが、一応今、財産及び債務の取扱いに関することについて、前回に引き続いての説明があったところでございます。

これより御質問、御意見を受けたいと思います。はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島の椎山でございます。今、モンゴル村のいろいろな資料が出てきておりましたけど、前回の協議会の折にも委員の皆様から土地改良事業とかモンゴル公社の問題とか、いろいろ話が出ておりましたので、私の方からちょっと補足して話をしてみたいと思います。

土地改良事業につきましては、昭和61年度より畑総事業として総工費約104億円をかけてやっております。大きな事業としてはダムじゃないかなと思っております。これは54万トンのダムでございます。これは海岸を閉め切ったのダムでございます、日本に一つしかないダムということで、大変貴重な財産じゃないかなと思っております。

それと、畑かん、区画整理事業をやって、14年度にある程度の事業が完成しているのが現状でございます。これに伴いまして、本町の水の事業はほとんど終わっておるような感じでございます。下水道、飲料水等の不安なんかもこれでほとんど解消できているというのが現状じゃないかなと思っております。他の町村におかれましては、またこういう水事業に対して相当の事業量がかかるんじゃないかなと思っております。

それと、この分によりまして債務負担行為が本町は14億円ということで、都市整備というふうな意見があると思っておりますけど、それなりの事業をしているということで御理解をいただきたいと思っております。

次に、鷹島公社の問題でございますけど、第三セクター鷹島公社については鷹島の地場産業と観光開発を兼ねての事業だったと思っております。この大橋架橋もこのモンゴル村が起爆剤になってかかったんじゃないかと認識をしております。

町との関連は、平成5年度に完成したモンゴル村の管理運営委託料ということで相当の委託料が出ているわけですけど、最初のうちはそこそこの観光客があったわけですけど、なかなかこういう不景気で今観光客が少ないということで、多少の出費が出ているというのが現状じゃないかなと思っております。しかしながら、このモンゴル村というのは橋の受け皿として、あと5年ぐらいしたら、平成20年度ぐらいには橋がかかります。その受け皿としては

どうしても必要な施設でございます。そして、皆様御存じのとおり、今呼子の方に 120万人ぐらいの観光客が来ております。その流れとして、恐らく50万か60万人の観光客が鷹島に来るんじゃないかなということで、ぜひともこのモンゴル村はうちにとっては必要なところでございます。

やはりうちも借金はそこそこありますけど、資産というのもそこそこ残っておりますので、前回の協議会の折にも、うちの委員長の田島さんからいろいろ話が出ておりましたとおり、ちゃんとした財産を持っておりますので、やはりこの協議会の場において、前回の1市5町の折にも44項目ほとんど確認できておるわけですね。今回の協議会も恐らく、ある一部を除いてほとんど確認できた協議事項ばかりと思うとですよ。できますならば、やはり前回からの委員さんたちは慎重審議をされておりますので、新しい委員さんに説明するというようなことで、会長さんに確認できるものは早く確認をしていただきたいなと、こういうふうと考えております。そして、執行部の方も大変でございますので、できるだけ確認できるものは早く確認していただきたいと、こういうふうと考えておりますので、よろしく申し上げます。

吉山会長

今、椎山委員から、モンゴル村、あるいはまた債務負担行為に係る事業等々についての御説明があったところです。

過去において、1市5町の際も協議をしてきたという経過があるわけですが、これは合併した後、あるいは合併までのいろんな調整をするについても、ある意味では協議会委員の皆様方の理解というのが必要だという認識にも立っておりますので、極力時間が限られた中での協議ですので、私としてはスピーディーに事を処したいと思いますが、なお併せて、お互いに理解をするという意味合いで、質疑は質疑として進めてまいりたいと考えておりますので、そこはそれぞれ要領よく質問等々していただければありがたいなと、そのように思っております。

質問、御意見等々ございませんか。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。資料をいただきまして拝見いたしましたけれども、すぐさま即断ということには大変難しいようなたくさんな資料でございまして、さらに検討をしなければならんと思いますが、私の聞き違いの点もあるかもしれません。その点についてはひとつただしていただきたいと思いますが、財政事情というのは大方が十分認識した上で計画を立て

ていただかなければならないと、このように思うわけでございます。できますならば、ただ今鷹島さんの方から御発言がございました、借金はあるけれども、財産があると。いろいろ論議はあろうと思いますけれども、端的に私どもが理解したいと思いますのは、財政上、将来どうなのかと、振興計画をつくるにいたしましても基本的財政がどうなのかというのがやはり問題になろうと思うわけでございます。

そこで、見損じかもしれませんが、そのときにはひとつ御指摘をいただきたいと思いますが、各市町別の地方交付税を除く一般財源の今後10年間における年次推移計画が出されないか、非常にこれは今後の対応に大事なことだと思いますので、会長にお尋ねを申し上げたい。

それから、もう1点は、債務負担額の市町別年次支出額を取りまとめて、一つ一つはここに出とるんですけれども、計算すればわかるはずだという御指摘もあろうかと思いたすけれども、時間的にも事務局で積算なさった方が早いと思いたすので、できましたらそれをひとつお示しいただきたい。今後の対応のために御提示をお願い申し上げたい。

以上。

吉山会長

今二つの視点でのお尋ねがございました。今後における、言ってみたら財政計画的な部分でのお尋ね、そういった資料が出せないのかということ、それから、併せて債務負担行為の市町別の年度別の取りまとめができないのかということでございましたけれども、何か……。

園田財政部会長

お答えいたします。

その資料は作成できますので、後刻資料を提出したいと考えております。

吉山会長

そのほか。はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。この議案の財産、債務は新市に引き継ぐというのは当然なことです、これは理解しておくべきだと思うんですが、重要なことは、あくまでもここに出されている金額は基本的に15年度末の金額なんですね、基金にしても、債務にしても。合併をする時期というのは、まだ協議会で明確に出されておりませんが、合併の期日の前日まではそれぞれが独自で自治体運営をやっていくわけですね。そういう中で、合併したときに我々が確認し

たこの金額よりも大きく異なる状況になっている可能性は十分考えられるわけですね。

そこで、合併したときに我々がここで確認した債務よりも大きく増えていたり、あるいは基金が大きく減っていたりということが、場合によっては、ほかの合併の事例を見るとあり得るわけですよ。そういったことは、やはり合併の目指すべき財政のスリム化というか、そういうことに逆行することになるわけですから、合併の期日までのそれぞれの行政運営について、この協議会の中である程度審議事項というか、それぞれの信義にもとらないような自治体運営をやっていこうということを確認しておくべきではないかと思うんですが、その点について事務局としてはどのように御協議される考えがあるのか、お尋ねをしたいと思います。

吉山会長

よろしいですか。

これは1市5町の折にも、実はお互いに信義を大事にしようということで、極端に増減するようなことはお互いに慎もうということをおし合わせた経緯があります。基本的にそういう考え方が私ども必要だと思うんです。

ただ、例えば16年度の予算編成作業等々からしますと、基金を取り崩して充当しないことには予算編成ができなかつたとか、そういった事情がありますので、これは17年度の予算にもそういった部分というのがある意味では考えられるわけですね。ですから、そういった部分等々については、お互いの予算編成作業の中について、事情がこうこうこういうことだからということをお互いに理解し合った中で行動する必要性というのは私も認識をいたしております。

ただ、債務の関係、それは今のそれぞれの事業計画で17年度起債を起こすような、極端に大きな起債を起こすような状況があるかということ、そういう状況でもないということもございいます。それは事業の内容によっては、はっきり言えない部分はあるんですけども、大方私どもが今推測しとる範囲では、極端にこの際、思いっきり起債を起こしてやろうとか、それ自体がもう許されない。実は起債の許可そのものがおりにくい環境になってきておりますので、私は借金を多く増やすということがないようにお互いに対応しましょうという信義は守れるという思いは持っております。

ただ、もう一度申し上げますが、要するに基金はどうかという部分が、この三位一体改革等の中でどのようになるのかによって変化があり得るということはやっぱり言っておか

ないと無理かなと。極端な話、松浦市だって同じようなことが想定されますから、それはお互いにこういった事情なんですよということが理解し合えるような場をとりながら進めていきたいなという思いは持っております。

はい、どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。そうしますと、合併の時期はまだ明確になっていませんが、3月末までには知事の方に申請をしようというのは、これはもうこの協議会の中で確認をしているわけですね。そうすると、これから12月にかけて来年度予算の編成時期に入ってくるわけですよ。そういった中で、来年度の予算編成をどのような形で組んでいくか、これは各自治体にもある程度のシミュレーションができてきているわけですね。

そういったものを踏まえて、財政計画の債務はどうなっていくのか、基金はどのようになっていくのかというものを、10年間のスパンは難しいにしても、まず、このことについてはこの中に示すべきではないかなと思うんですね。17年度予算の考えはこうですよというぐらいは出して、そして、どう考えても18年ぐらいまでには合併ということになるわけでしょうから、その辺の中で、きちっとこの中で確認をしておく。その数値が大きく異ならないということはお互いに確認すべきではないかと思うんですが、そういった作業についてはなさるお考えがあるのか、お尋ねします。

吉山会長

一つ私が今踏み込めないのは、1市2町それぞれが自治体として存在をしとる現状なんですね。その中で予算編成の部分縛るといって、その段階まではやっぱり踏み込めないという部分があります。そこはやっぱり信義としてどうなのかということに対処せざるを得ないというのが、先ほどだったらと私が答弁をした経過なんです。

やっぱり、今のところ三位一体改革も交付税がどのようになるのか、今政府、そして与党との間でのごちゃごちゃもあります。6団体とのかかわりもごちゃごちゃある。そこら辺が見えない状況の中で、軽々にそれぞれの自治体の行動を縛るといってもなかなか難しいなという思いがありますのでですね。

しかし、少なくとも大きく起債を増やすという、そういう作業というのは極端には変化はないんじゃないかと、そういう前提で私どもとしてはお互いに信義を守ろうということしか今ここでは言えないんじゃないかなと思っております。

で、この状況の推移の中で、例えば12月、あるいは1月段階でお互いの予算編成が見えてきますよという状況のときに改めて、その状況というのをお互いに確認しましょうということにしておきたいなと思っておるんですけどね。

志水委員。

志水委員

福島町の志水です。御質問のとおり、合併時点で財産、いわゆる基金がどうなるかというのはだれでも問題点として考えられることですが、今おっしゃるように予算編成方針もまだ決まっていない17年度でございますので。恐らく12月ごろになれば、そういう編成方針も出、そして、1月末から2月の中旬にかけてほとんど固まるんじゃないか、このように考えておりますが、その時点でなければ、どのように財政調整基金、あるいは減債基金等、振興基金等が固まるかという見通しは立たないと思います。

といいますのは、新年度予算を組む場合に財源が確定すれば、そのようにきちっと予算を組めるんですけども、あくまでも交付税の見通しの中で予算を組んでまいります。そうすると、どうしても低目と。では、その間は基金で充てとこうかというような予算編成になるんですね。そういうことから確実なことは今言えないというのが現状でございます。

福島町の場合、私は前回の委員会で大きく変わる点の基金について説明いたしました。いわゆる工業用地の400,000千円から250,000千円とって水資源開発に積みましたよと。それからまた、国民健康保険の積立金については45,000千円を診療所の建設費に使いますと、このように説明いたしました。そういうことからお考えいただいて、大きく変わる点を率直に私は説明して御理解いただいたと、このように思っておりますので、そういうことでよろしく願います。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。この財産、債務の問題がやっぱり一番気になる問題だと思うわけですね。

そこで、今この場で、おっしゃるように出せといっても、まだ予算編成の時期とかでできないというのは私もわかります。そこで、協議会としては今後も協議会の運営は続いていくわけですね。そういった中でお示しいただきたいということで、そして、それに基づいて新たなまちづくりをやっていくと、そのことがやはり大前提ではないのかなと思うんですけど

ら、こういったものが協議会の場に出されて、そしてお互い1市2町がそれぞれ理解した上で、そして新市の合併まで運営していくということがないと、やはり住民としては不安な部分があるということを申し上げておきたいと思います。

吉山会長

はい、わかりました。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。ただ今の問題に関連するわけですが、確かに17年度の予算編成というのは、まだ今からそれぞれの国の交付金なり、あるいはそういうすべての財政の見通しが立たなければ組まれんということはもう十分わかっております。

ただ、先ほどから友田委員が話をしておるのは、やはり今の現状と合併時にどう変わるのかというのは、お互いこれは1市2町が信頼関係を持ってさらに進めていくというのが前提でございます。しかしながら、今現状の中で1市2町が財政的にやりくりをしていくというのが当然でございますけれども、新たな事業展開というのがどうなのかという不安はやっぱり市民にも町民にもあろうかと思えます。その辺を、やっぱり今の段階では確たることは言えないということですが、少なくとも松浦、福島、鷹島の首長の立場として、新たな事業展開ということについては、ひとつ慎んでいこうじゃないかと、そういう話し合いというか、そういう連携を密にした中で今後の各自治体の事業計画というのは組んでいただきたいなど、このように思うわけでございますけれども、いかがでしょうか。

吉山会長

お互いそこは、それぞれの自治体の主体性というのはありますけれども、これが今から合併をしようという状況の中ですから、お互いに信義を尽くすという、その状況を踏まえて17年度の予算編成をやっていくというのは、これはもう一番大事なことだろうと、会長としてそういう認識を持っておりますので、会長の立場でそれぞれの自治体との信義を守る努力をさせていただこうと、そのように思っております。

はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。ただ今それぞれ御意見が出ておるわけですが、私も多少不安を持っておるわけでございます。

現在、提出されておりますこの資料が変わることのないような進め方を基本的にはやっていただきたい。大きく変わるという場合には、やはりそれなりの御説明を事前にいただきたい、そういう作業をやっていただければ問題ないと思いますが、今御提示になったこの資料が、結果的に合併時点で大幅に変わるということであれば、今論議したことが何なのかということになりはしないかと思しますので、やはり提示されました資料が大きく変動しないというような対応をおとりいただきたい、希望を併せて御質問申し上げます。

吉山会長

志水委員、どうぞ。

志水委員

福島町の志水です。17年度で、言うなれば駆け込み的な事業をしないかということが大変心配されるということだろうと思っておりますが、やはりそれぞれの予算編成がまだできていないところで、基本的にはやはり通常の事業ですね、継続事業、そして維持補修的な事業、それは当然やっていかなければならないと思いますし、私は特別大きな事業をこれからまたしますということがあれば、この席で出してもらいたいと思うんですね。

私は、14年度の1市5町の合併協議会の真っ先に、福島町としては診療所の改築についてはこう考えておりますと御理解を求めました。大きな事業としてですね。駆け込み的な事業というふうに勘違いされたら大変ですからということで前もって説明をいたしました。このような考え方を持っておれば、皆さん方に説明していけばいいんじゃないかと、このように思っておりますし、お互い、会長が言いますように信義的な立場に立って予算編成はしていかなければならないと、このように思っております。

吉山会長

今のところ、福島町さんも診療所の云々の問題を除いたら、駆け込み的な事業というか、多額の起債を起こすような事業というのは計画なされておられんということのようです。それから、松浦も基本的にそのような状況です。それから、鷹島の方も助役さんの話を聞きますと、そういう状況だということでございますので、大きく変動するということはないと思います。

ただ、財政調整基金というのは、先ほど志水委員さんから御説明があったように、交付税がきちっと定まらない状況の中で、どうしても予算編成上、基金を歳入として入れなくちゃならないというケースがあります。松浦も16年度ではそういう状況でした。交付税が確定し

た中で、それを繰り入れて、また財調に一部繰り戻したりだとか、そういう操作をするケースはありますから、その部分は御理解をいただきながら、少なくとも事業の駆け込み、そういったことで大きく変動するということはお互いに避けようという、その信義はやっぱり尽くしていく必要があると、そのように思います。

特に、松瀬委員からも、そういったことのないように信義を尽くそうじゃないかという御意見でございましたので、そのことを率直に受けとめておきたいと思います。

そのほか。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

松浦の田中です。こちらの方を今日見せてもらって、私の勉強不足か知らないんですけど、理解ができないかと、正直な気持ちです。

ちょっとお聞きしますけど、3ページの方ですけど、損益計算書で、鷹島の方ですね。特別損失、下から3行目の当期損失と前期繰越損失で10,000千円ずつ期ごとに増えていっている、雪だるま式にということですけど、私たちがこれを見て何を理解すればいいのかなとちょっと考えたんですけど、結局27,318,268円が損失として残るとよと、これは引きずっていくよと、年間に10,000千円ずつ雪だるま式になつるとよというのを理解しとけばいいんでしょうか。ちょっと鷹島の方に質問します。

吉山会長

じゃ、当事者の方から。

金井田副幹事長

副幹事長をしております金井田でございます。実は、この鷹島公社の損益計算書の状況なんですけれども、確かに今おっしゃったとおり、当期損失17,000千円、これは損益計算上の欠損金ということには間違いございません。そのとおりでございます。

ただ、この損益計算書を見ていただければおかわりのことと思うんですけども、この損益計算書の性格上、この計算書には現金の支出を伴わない経費も含まれているんですね。これは、今おっしゃった3ページの上の方の中段ですけども、減価償却費というのが10,000千円計上しております。それから、温泉利用権償却5,100千円、これは減価償却費ですから現金は要らないわけですね。しかし、これも損益計算上はいわゆる経費として見なすということになりますので、こういった欠損金を計上するという形になっているんですね。

ですから、ぜひ見ていただきたいのは、4ページ、5ページのバランスシート、いわゆる

貸借対照表ですね。これを見ていただくと大体その企業の経営状況というのがわかりただけだと思うんですけども、まず4ページの資産の部の流動資産の中で、現金・預金がこの会社にどれだけ残っているかということですね。この決算でいきますと約8,000千円の現金・預金ですね。そして、未収金が20,000千円ございます。これは回収できる未収金ですから、実質的に、売掛金もありますけれども、大体20,000千円程度の現金的な資産を持っているということですね。

それから、逆に負債の部ですね、借入金とかがどうなっているかということですが、5ページを見ていただきたいと思うんです。

5ページの負債の部の流動負債、買掛金が幾らあるか、これは6,000千円計上しているんですね。それから、短期借入金が4,200千円、未払金が3,600千円ですね。それから、もう一つ、固定負債の長期借入金がどのくらいあるかということで2,200千円。だから、企業全体でとらえた場合に、この企業に借金がどれだけあるかということを見ていただければわかりただけだと思うんですね。

ですから、鷹島公社に関しては、この短期借入金の4,297千円は既にもう決済を終わっております。ですから、借金の残高は2,200千円しかないという状況ですから、比較的この会社としての運営は、そう心配されるような状況にないというふうに、この決算書を見てわかりだろうというふうに思っております。

どうぞ、そういうことでご覧いただきたいと思います。

吉山会長

はい、田中委員どうぞ。

田中委員

じゃ、借金は2,200千円くらいだということですね。心配ないということですね。ちょっと私が見方がわからなかったので質問しました。ありがとうございました。

吉山会長

そのほか。 いずれにしても、先ほど松瀬委員の方から新たな資料の提示があったところでございます。それが出ないことには協議をまとめるというわけにはいかないということだろうと思います。ね、松瀬委員、資料が新たに出てこないということですね。ですから、今日はちょっとまとめるのは無理だと思います。

はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。資料を見せてもらって、余りに小さな字でたくさん書いてあって、もう見るのに大変で、しかも中身を見ると、どう判断していいのか、何を表しているのか、わからんような言葉がたくさんありまして、どうもこの財務関係については、私どもちょっとわからないところが多過ぎるんですが、ただ、私たちがこの表を見たときに、前にいただいた中で債務負担行為の状況ということで、5ページ、6ページ、7ページに松浦市、福島町、それから鷹島町の三つの統計が載っておったんですが、その中で私たちが何を見るかといったら、結局16年度以降、もう今までの支出は構わないと思うんですが、今から16年度以降に払わなきゃならん借金が幾らあるのかと。多分債務負担行為の状況の中の平成16年度以降支出予定額、それがそれに当たるのかなと思って見るわけです。

例えば、これを見たときに、松浦の場合は平成16年度以降支出予定額が743,000千円です。福島が359,000千円です。それに比べて鷹島が1,460,000千円です。これはどういうことなのかと私たちは思うわけです。例えば、人口を見ても鷹島の人口は松浦の人口の約7分の1ぐらい。ところが、これから支出する予定額は松浦の倍以上の額がそこに出ておる。もちろん、いろんなことに使われたということは、先ほど椎山委員さんの方からもいろいろ話がありましたけど、松浦の住民としては、ちょっと表現は悪いんですが、よその借金までおれたちが払うのかと、そんなちょっとえげつな感じですけど、そんな感じさえ出てくるわけですね。その辺がよくわからんもんですから。

それから、全部合わせると2,500,000千円ぐらいの支出予定、じゃあこれを実際にどうこれから払っていくのか、実際にそんな負債を抱えてどんな予算が組めるのかとか、私たちがよくわからないものですから、いろんなそういう疑問を持っております。もしお答えできるようであればお願いいたします。

以上です。

吉山会長

はい。

金井田副幹事長

済みません、立ってお答えをさせていただきたいと思います。副幹事長の金井田でございます。

今、武尾委員から御指摘がありましたように、鷹島の債務負担行為額、これは1,400,000

千円、資料のとおりでございます。これの背景について、うちの椎山委員から冒頭概要のお話がありましたけれども、若干私の方からも補足的に説明を加えさせていただきたいんですけれども、実は昭和61年から県営畑地帯総合土地改良事業というのを実施いたしております。これは県営事業ですけれども、事業主体は町じゃなくて土地改良区が事業主体になっているんですね。ですから、この事業に要する地元負担の20%については土地改良区が負担をしなければならない、これは財源の大半は農林公庫資金になっているんですけれども、そういった形で負担をするわけですけれども、当然借入金ですから後日償還が必要になるわけですね。その償還補助を町が行うための債務負担行為なんですね。ですから、借金と一緒に考え方で結構だと思います。

ただ、この県営土地改良事業というのは、うちはもともと島ですから、御存じのように水資源に非常に恵まれなかったんですね。そこで、この事業でダムをつくったんですね。ですから、鷹島町は恒久的に水不足を心配することはまずあり得ないと。約56万トンのダムを建設しておりますので、今後この水についての心配はまず要らないと。それと併せて、農地の基盤整備、あるいは水田の圃場整備も併せて実施をいたしております。これは、かんがい用水としても使うことが可能なんですね。ですから、町の農業を考えた場合、いわゆる水を使った営農ということが将来的に望めるということで事業展開してきておりますので、これは先行投資だというふうにお考えいただいて、御理解をいただきたいなというふうに思っておりますので、どうぞよろしくお願い申し上げたいと思います。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。先ほどから鷹島の方がおっしゃっているように、先行投資だということからすれば、市民1人当たりの負債額というのが前回の協議の中で発表されまして、松浦が28,900円、福島が55,200円、鷹島が75,000円というふうな形で負債額があるというふうな形でしたね。

そうすると、今のような形ですと、負債があるところは先行投資が済んでいるということであれば、合併後は主に松浦がその分の先行投資が終わっていないというふうな判断でよろしいのでしょうかね。したがって、合併後は主に松浦が先行投資をやっていっていいんですよというふうにとらえていいんですかね。

吉山会長

それはちょっと論点がずれてくると思うんです。少なくとも水資源開発と畑地、水田の基盤整備は終わりましたよということですね。ということは、それにかかわる投資は鷹島町においてはもうする必要はないですよということになります。

そういう状況ですから、投資そのものは今後鷹島町においては 田島さんでしたかね、前おっしゃいましたけれども、極端にどーんと投資をしなくちゃならないという環境ではないということをはっきり言えると思います。ただ、だからといって松浦がどんどんどんどん今後先行投資してやっていいんですよという、そうは早計に言えないところはあると思います。私の思いとしてはですね。

はい、どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。極端なことで申しわけないんですが、そういうふうに聞こえますけれども、そういう形の理解でいいんでしょうかということです。借金の話ですから、何も今後合併して財源がよくなるという話じゃないんで、そんなにどんどんどん松浦市だけが幾らでも借金できる状況じゃないということはわかっていますけれども、そういう状況の中でも、メインに松浦という部分のところがある意味投資を許される状況にあるのかなというふうに判断していいのかなと思っているんですけど、いかがですか。

吉山会長

これは新市建設計画の中で、どういうまちづくりを進めていくのかということ、そのことの中で、今どの地域に、そこに投資をすべきかというのは生まれてこようかと思います。そういう視点でやっぱり今後とらえていかななくちゃならない。少なくとも鷹島町における水資源の開発と農地の基盤整備というのには、もう投資は基本的にはさほど必要ないという、そのことは言えるということですね。私としてはそういう理解をしておるところです。

副会長、どうぞ。

松永副会長

現在まで投下された資本の住民1人当たり幾らだというようなことを非常に気にされておるような御意見が多いんですね。また、市民の方々も非常にそれを気にされておる。

ただ、両島、島なんですよ。よそから水を持ってくるわけにはいかないんです。飲み水なんです。まして、福島は炭鉱の鉱害、全部地下を掘り下げられて地下水が全部抜けてしまっ

た、そういう島なんです。鷹島もあんまり条件は変わらないんです。どうして飲み水を確保するかということ、随分工面して、それが結局、債務負担行為という形で、いわゆる農業施策の中でああいうものを思いついたんです。それは普通の起債と違う形になっているだけなんですよ。

あなた方も今からそこに、笛吹か何か知りませんが、ダムをつくられるでしょう。あれ1個何億かかるかわかりません。それは、地元負担はあるいは少ないかもしれない。国の施策でやってもらうから地元負担が少ない施策を選ばれたかもしれません。しかし、そういうものがあと何十億、何百億かかるかわからんようなのを今からやるんでしょう、ここだって。そしてまた、基盤整備というね、これは畑地総合開発事業の一環として鷹島はやってあるんですよ。これは田平もやったんです。あなた方が恋い焦がれた田平町。あれは16億か幾ら、同じ畑総事業の債務負担行為をあそこも持っていたんです。そういう切実な、そして将来の基盤整備をやるための一つの資本投下なんです。そういうものを一律に人口1人当たりの借金額だと、そういう形で判断をされるということは非常に私たちにとっては悲しいですね。

今後、松浦市が、例えば水資源なり水田の基盤整備なりでどれくらいの金が要ということを試算されて、そして1人当たり幾らになるかということ、恐らく今後は試算されていくでしょう。これくらい市民の方々が借金を気にされる時代ですから。今後は市長も議会も大変ですよ。今から幾ら起債を起したら1人当たり幾らになるて、市民の皆さん方みんな勘定されるでしょうね。大変になると思います。そこら辺をひとつ御理解いただきたいと思います。

吉山会長

田中委員、どうぞ。

田中委員

田中です。個人の借金が云々のことを私たち市民は一応把握していないと、これからの財政の立て直しというか、公平な財政の運営ができないと思っているんです。認識をきちんと、共通理解を皆さんが持っていないと、そういう財政基盤を立てるときは共通理解をしてどのような財政運営をしていくかというのをやっていかないといけないと思うんです。やみくもに何も見えない状態で財政を立てていくのはおかしいと思いますので、個人の共通理解としてこれだけあるんだということを知りたかったんです。

吉山会長

そういうことが、この協議題に入る冒頭、椎山委員の方から御発言があった。その後、私もやはり共通理解はできるだけ深めながら進めていくべきだということで今やっておるところでございます。お互いの立場を、今それぞれで内容についての御質問、そして、それに対する基本的な考え方、今日までの先行投資の必要性の論、そういった分が今展開されておりますので、私はそれはそれでいいと思うんです。そういう状況の中でやっぱり共通理解を深めながら、今後のですね、合併後いい姿が生まれるようにしていくべきだということにしております。

ただ、この論議につきましては先ほど松瀬委員から資料の提示がありました。もっと見やすい状況も含めて対応すべきだということで、それについては後日 後刻と言ったけれども、後日ということでした。後日資料を提示させていただきますということでございますので、この協議第11号については本日は一たんここで区切りたいと思います。そして、改めてまたお互いに研究を深め、議論を交わす場を設けて協議を継続していきたいと思っておりますので、そういうことでよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのようにさせていただきます。

ここで若干の休憩をさせていただきます。10分間休憩。

午前11時9分 休憩

午前11時21分 再開

吉山会長

それでは、再開いたします。

引き続きまして、協議第13号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること（その1）について議題といたします。

事務局から前回に引き続き説明願います。

大久保事務局長

それでは、前回の（その1）の議案の復唱ということになりますけれども、再度御提案申し上げます。

議会議員の定数及び任期につきましては、「市町村の合併の特例に関する法律第6条及び

第7条の特例は適用せず、設置選挙を実施する。」これは前回確認をしていただきました。

それから、「議会議員の定数は、26人以内で協議により定める。」「選挙区の採用の有無及び選挙区の定数は協議により定める。」という御提案でございます。

それで、前回の協議会では（その1）という形で提案をさせていただきました。この（その1）というのは、協議の手順を段階的に進めていこうということで、まず第1段階として、合併特例法に基づく定数特例、在任特例を適用せず設置選挙を行うという、この方針のみ御提案をいたして、特例の適用か設置選挙かという方針を協議確認した後に、次の段階として、定数、そして選挙区の設置の有無や、選挙区の定数について、この協議会で議論して決めていただくという形の提案でございました。そのような中で、今回は協議の結果、設置選挙の方針が確認されたというところでございます。

そこで、今回は（その2）の提案を見出すために、定数と選挙区等の協議を要するということになるわけですが、事務局といたしましては、この定数と選挙区についての具体的な調整方針案は持っておりません。持っておりませんというよりも、この調整方針につきましては、事務局としては設置選挙の部分までしか出し得なかったというのが実際のところでございます。議案に記載しておりますように、協議会の協議により定めていただきたいというところでございます。

なお、第2回の協議会でも若干御説明等をいたした資料等もあると思いますので、そのときお配りいたしました検討の手順等を参考にいただきまして御検討賜りたいと存じます。

なお、必要な資料等の御要望がありましたら今後対応していきたいと思っております。

以上で提案と説明に代えさせていただきます。どうぞよろしく御協議をお願いいたします。

吉山会長

ただ今協議第13号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関すること（その1）について、事務局より説明がありました。

前回の協議会では（その1）という形で提案をさせていただき、その中で設置選挙の方針を御確認いただきました。

そこで今回は、事務局も説明したとおり（その2）というのを見出すために、定数と選挙区の設置の有無等の協議を要するわけでございますが、事務局としては、このことについての具体的な調整方針案は持っていないというところでございます。

これからの協議の内容として議論となるのは、まず、定数は法律的に26名まで認められて

いるわけですが、その範囲の中で何名にするかというのは自治体が自主性を持って主体的に決定するということになっております。そういう中で、合併という事情をどう反映するのか。例えば、設置選挙の定数は緩やかに、26以内の中で段階的に減していく方法をとるのかだとか、あるいは、もう最初から定数を定めて、それに従って今後も運用していくのかとか、そういった内容の協議が必要だろうと思います。また、選挙区を設けるかどうか、このことについても、合併では一体性を早く確保するということが強く言われておるわけですが、じゃあ小さい自治体の配慮をどうするかという議論も併せて、その逆のこととして出てこようかと思えます。例えば、選挙区を設けるとすれば最初の1回限りなのか、その後も継続する考え方に立つのか、そういったこと等も実は議論が必要だと思われま

す。これからそのような協議に入っていくわけですが、その協議の方法については、前回も少し委員の皆さんから御意見を伺いましたが、改めて御意見を伺いながら、協議の手順、議案の中では協議により定めるということ定数を及び選挙区の云々については提案がなされるところですので、その手順等々についても一応意思を統一した中で今後進めていく必要があるかと思っております。そういうことから、皆様方の忌憚のない御意見をお願いしたいと思います。

どうしたものでしょうかね、手順のことですが。協議により定めるということにしておりますので、その手順ですが、

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。今、議長の方から御案内がありましたように、この協議会でできれば煮詰めていくべきだということは私も大賛成でございます。ただ、確認をされた事項から一步踏み込んだ形でお互いの意見展開ということがなされなければ進まんと思えますから、そういう形で進められて結構じゃないでしょうか。

吉山会長

前回の協議の中で小委員会という御意見もあったわけですが、いや、それは全体の中で、公開の場でどんどん議論をすべきだという御意見もあったと、そういったことを踏まえてですけども……。よろしいですか、全体の中で一つ一つ詰めていくという手順で。

じゃ、そのような流れの中で定数の問題をどのようにするのかを、定数について ああ、一緒、セットになるかな。じゃ、もうそれぞれ区分けせずに、定数をどうするのか、選挙区

を設けるのか、そういった部分についてフリーに御意見を賜りたいと思いますが。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。どなたも何か手が挙がらないみたいなので、ちょっと冒頭から厳しい意見になるかと思っておりますので、よろしく願いいたします。

まず、定数制についてはやはり設けるべきだろうと思っております。それで、議員の定数につきましては、やはり数字ですので、ある程度の根拠が要ると実は私は思っております。

したがって、その根拠はどういうふうにやって出すかということで、一つの選択肢としては人口比という部分があるんだらうと思っております。5万のときに26であれば、合併時2万8千ですから、人口比でいくと約15名というような形になるんじゃないかと思っております。

それから、また別の案として、その15名を検討してもらえばいいんですけども、次に最大譲っても、やはりいろんな今後の事情を考えて、合併後の財源、それから人口の減少、それから市民所得の低さ、そういうことも含めて、やはりここに例が出とりますけど、類似団体ということで、九州の市の類似団体の数が出とりますが、その中で、福岡県豊前市が2万9千で議員定数17名を採用されている。したがって、2万8千の松浦市になるわけですから、最高でも17名という部分が一つの基準になるんじゃないかと。それくらい行政経費の削減がアンケートで一番多かったわけですから、それくらいのことをしないと市民、住民の皆さんには御理解していただけないんじゃないかと思っております。

以上です。

吉山会長

今、池水委員から、5万以下が26名ということに基準を置いて、人口比から換算すると15が一つの線。さらには、類似都市というとらえ方の中で、豊前市を例に挙げて17ではどうかという、二つの視点での御意見がありました。

はい、森委員どうぞ。

森委員

鷹島の森でございます。ただ今御意見が出たわけでございますが、私たちは一応鷹島という一つのネックもあるかと思います。小さいところであれば、それなりのいろんな問題もあると思いますが、さっき豊前市のこともお話がありましたが、これは前の段階です。今度生まれてくるのは、うちのところは1市2町の合併問題です。これをどういうふうな形です

るか、いきなりあそこんとはこうでありますという答えでは、私はまずいけないと思います。どうしても生まれてくるのはやはり小さいところ、そして島というハンディをどういうふうな角度でおさめていくか、これは議員としての大きな責任でもあらうと思います。減らせばいいというものではないと思います。金銭問題ばかりを頭に出すと何か変な形になっていきます。

私はどうしても、これは任期の期限も併せて、さっき会長よりお話がありましたからいきますが、やはり段階的には、当然議員さんたちでその償いはしていかれると思います。何とぞ、これから先のことを思って、この段階をどういうふうな形で過ごしていくか、皆さん方で知恵を出すためには、議員がある程度おっていただくために、やはり定数範囲いっぱいいっぱいでもやっていいんじゃないか。そうして1期間なら1期間で、これはもうこういうふうな角度で済まそうという角度で、それは定義の中に置いとってでもいいような気がします。そうした形をとっていただくのが私は至当だと思います。この際に定数いっぱい26人という形をつくり上げて、そして、次の段階で、新しい市になって本当に、いんにゃ違う、これから先はこうであるということが生まれてきます。そうしなきゃわからないんです、まだ。あそこもここもいきなりばさっと切っても、そういうことはせずに、やはり皆さん方が納得いく線で、金銭的ばかりにとらわれずにやっていただきたいなと私は思います。

以上です。

吉山会長

ただいま森委員から、合併当初という部分で定数いっぱいをまず対応すべきだと。その後のことについては段階的なことも含めて新市になった中での考え方の整理をやってはどうかということの御意見でございます。

どうぞ、どんどん出してください。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島町の山口です。定数と選挙区制について同時に進行ということでございますので、一応意見を先行するというところでございますので。

私としては、まず、はっきり言いまして選挙区制を設けてほしい。できれば、ずうっと設けてほしい、これが私の本音です。しかし、そうは言わずという話もあるかもしれませんが、基本的には私は選挙区制を設けてほしい。定員数についても26名。

といいますのは、この1市2町になるまでに1市5町という会があったことは皆さんも

ちろん御存じですね。これがなぜ崩れたか。まあ、あの町にしては、どうしても在任特例を使って今の議員さんに少しでも長くおっただいて、しっかりした基盤の中で新市をつくり上げていきたいという希望でなされたということは皆さん方御存じだろうと思います。その中で松浦の市民の方が「うんにゃ、それは」ということで解散されたことももちろん皆さん御存じですね。そういうことを踏まえた場合に、在任特例がなぜ必要になったのかということ松浦の方もお考えいただきたい。

私は、ずうっと26人とは言いません。私は10年かけて本当に、池水さんが言いました15人になるか、20人になるかはわかりませんが、10年かけて段階的に減らしていただければと思います。一遍に26人を17人とか15人とかいう論議じゃのうしてですね。まあ、これは新しい市議会ができてから本当にその話が出るじゃろうと思います。ばってん、この合併協議会の中では、一応こう思っとるんだということだけは、私はしっかり示していただいて、新しい市議会にもその話はしていただきたいと思いますので、ぜひ選挙区制を設けてほしい、これは第1です。

そして、定数にしても本来なら26人はどうじゃろうかと私も思いますけれども、1回目だけはぜひそういうことでお願いできればと思います。あとは段階的に、2期目は何人と決めんでも、私は段階的に10年特例債がありますので、そこでしっかりと10年かけて新しいまちをつくっていけばいいんじゃないかならうかと思えます。

以上です。

吉山会長

ただ今山口委員から、まずはやっぱり選挙区制を設けていただく、できればその選挙区制は継続してほしいと。その際、定数については最初26で、10年のスパンの中で段階的に減らしていいんじゃないかと、そういう御意見があったところでした。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。今、お二方から最大値の26というようなお話が出ておりますが、よく皆さん考えていただきたいんですが、2回目の協議のときにアンケートを、皆さんもう御存じかと思えます。アンケートの中で住民がこの合併に何を一番望んでいるかという部分は、行財政経費の削減という部分が一番多かったんだと思えます。そういう住民の望みに対して、ここで最大値の26を我々が採用した場合どうなるでしょうか。我々は、ここに1市2町で合

併するために集まっているんであって、これを最大値の26を出した場合に、また住民運動で壊れるという場合もやっぱり考えとかにやいかんと思うんですよね。どうしても合併をするんだということであれば、最初からやはりきちっと行財政経費の削減をこれだけしましたよということを、やっぱり住民の皆さんにきちっと見せられるような形でなければならぬんじゃないかと思っております。

したがって、その辺のところもよく考えていただいて、やっぱり住民が何を望んでいるんだということも第一義として考えるべきだろうと思っております。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島の子口です。全くそのとおりです。財源を減らす、そのための合併が今なされているわけです。それは将来的に、それはそうですよ。ばってん、スタートはそれをあくまでもやるならばかなり無理をする。特に福島、鷹島につきましては、松浦でもしかりですけれども、一つ一つとが離れておるわけですね。ここで無理してやっても10年先にはどうなるか。やっぱり今住民は不安ですよ、どうなるとやろうか。それを乗り越えんことには、この経費削減とかいう言葉はできんと思います。まず議員のことに非常に関心がある。私も本当、前回は経費削減が大事だと、何やっているんだという気は持っております。だからこそ、10年かけてそれを実行するんだと。そして、しっかりした松浦市をつくるんだという主張です。別に金を使えという意味じゃありません。それだけは御理解いただきたいと思ひます。

吉山会長

どうぞ、それぞれ意見を交わし合いたいと思ひますので。

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島でございます。この議員の定数並びに選挙区の問題ですが、法定定数26ということでございますが、ここでちょっと問題が出てくるんじゃないかということをおもっております。というのはなぜかということ、前回の1市5町の折においても、あの時は在任特例でしたけれども、結局、設置選挙になれば恐らく26人になっただけでしょう。私はそうと思ひます。

ところで、1市2町になった場合、果たして26が適正な数字かなと思ひすることもございます

けれども、今回は法的にも認められておることでもありますし、初回、新市として初めての議会構成でございますので、せめて1期間なりとはこの26名の定数でお願いしたいなど。それから徐々に、1期間4年ぐらいすれば大体の見通しがつくんじゃなからうかということでございますので、そういうことで定数についてはお願いしたいなと思っております。

それから、選挙区のことでございますけれども、合併して新しい市になるわけですが、やはり一つの市で選挙をやるのが一番理想的なことかもしれませんが、再度申し上げますように、新しい枠組みということでございますので、せめてこれも選挙区を1期間だけは設けてやってほしいなど、私は最低限そのように思っております。松浦市の方々においては、大変おしかりを受けるかもしれませんが、配慮していただきたいなど、このように思っているところでございます。

吉山会長

今、田島委員から、1期4年についての分は定数26で対応をお願いできんかと。さらには、また選挙区も少なくとも1期4年については選挙区を設けていただきたいと、そのことについて配慮をいただけんかなという御意見でございました。

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島山口です。ちょっと忘れておりましたけれども、選挙区制を設けていただきたいというお願いと、選挙区制の中で定数をやっぱりもし選挙区制になった場合には恐らく定数が決まってくるわけで、その中でいろんな論議がなされると思います。この選挙区制で、各自治体に何人が割り当てることも含めて、この26人というとも最終的には少し関係してくるっちなかなか。要するに、今は全体の論議の中ですけれども、その中でぜひ選挙区制についても論議していただければなと人間、定数ですね。まあ、そこまで無理かなと思います。これはかなりあれですけれども、できれば、理想的には半分ぐらいの議員さんが上がってくれんかなとか、それに近い数字が上がってくれんかなという感じは持ちます。

以上です。

吉山会長

今、山口委員から、選挙区を設けるについては、その小選挙区の定数等々が見えてくることも必要じゃないのかなという御意見でございました。

はい、森委員どうぞ。

森委員

鷹島の森でございます。るる今、鷹島、福島の方から主にお願いの形で出しておりますが、私は、ここで議会議員の定数及び任期の取扱い参考資料の中に、どれを選択するか　これは定数制とかなんとかあるわけですね　するかは合併協議会で協議し決定します。また、合併後の議員定数については、いずれの場合も、あらかじめ関係市町村の議会の議決を経る必要があるという名目で見出しが参考資料の中に出ております。

これを、さっき言いますように一つの定数を26人をお願いするというのは、次の段階まで持って、1期間を過ぎれば、当然議会の議決の中にこれは入れて、そして段階的に減らすとなら減らすという形をとっていただいても、私はあんまり矛盾はないんじゃないかという考え方をしております。

どうぞ、定数問題であんまり言うことには私たちもはばかりですが、何とぞその御理解だけはお願いをしたいと思います。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。どうも先ほどから、どうして鷹島とか福島の人が26名にこだわられるのが僕はよくわからないんですよね。住民サイドのアンケートでは、鷹島、福島に限らず行財政経費の削減をしてくださいというのが一番多かわけですよね。

それから、合併に対して不安なことという部分のアンケートでは、確かに議員さんの定数が減って不安だという項目はありますけど、これはわずか11%ですよ。順位にしたら8番目ですよ、住民の方が望んでおられる部分はですね。これは鷹島、福島も同じ状況だろうと思うんですが、それなのに、どうしてここの委員会では26というふうになるのかなとちょっと思っているんですけれども。

別に、松浦だって条件は同じなんですよね、減らすということに関して言えば。鷹島、福島だけが一方的に減っていくというんじゃないくて、そのために定数制も設けようじゃないかと。だから、ここのアンケートに上がっている住民の方々の気持ちを理解して定数制を設けたらいいんじゃないかと提案をやっているわけですがけれども、最大値を利用するという、そのものをここで真剣に考えなきゃいかんんじゃないかと僕は言っているんですけどね。

吉山会長

池水委員、定数というのは小選挙区による定数を明らかにしてという意味ですね。

池水委員

はい、そうです。その項目の3番目で選挙区制を設けるとい、その分はそういう形でオッケーですよ。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。今26名という議論と、15名でもいいんじゃないかという議論が出ているわけですが、いずれにしても、26名という定数を仮に設けた場合に、こういった割合でその選挙区の定数を決めていくのかというのも議論になってくると思うんですよ。

そこで、この協議会の中で公平公正という言葉が各委員から時々出るわけですね。その公平公正というとらえ方でいくと、やはり人口1人当たりの何人というのが一番わかりやすい公平公正なのかなと。ただ、そういうふうにやってしまうと、福島町さん、鷹島町さんの人口を見ると松浦側に偏ってしまう、これは許されないんじゃないかなというのが2町の皆さんの意見だろうと思います。

そこで、単純に計算でやるのはどうかと思いますが、26人としたときに、大体26人の議員の1人当たり有権者というか、人口何人になるかという、大体1,100人ぐらいになるわけですね、1,090人ぐらいですけど。そうすると、26人でそれぞれの人口割にすると、松浦が20.2、鷹島が2.7、福島が3.1というふうになるんですよ。この表を丸めると、仮に26最大ということで丸めると、20の3の3ぐらいにしかならないのかなという気がします 仮説ですよ。

そうすると、今、松浦市は20人なんですよ、1名減員になっていますから。財政削減という考え方を持ってきたときに、松浦だけ現状の人数が残るといような形になるんですね、定数を持ってきたときに。これはやっぱり、そのまま人口比を当てはめると、松浦の市民の皆さんとしては、経費削減を言ったのに松浦市域の議員は全然減らなかったということでは、ちょっとこれは大きな反発を招くんじゃないかなというふうに私は危惧します。そういうところで、やはり定数を何人ぐらい確保して選挙区を設けるのか、そのことによってある程度整理できるんじゃないかなと思うんですね。

そこで、松浦市の今20を定数としてとらえると、大体松浦が15、福島が2.5、鷹島が2.1と
というような形になるわけですよ。だから、その辺は丸めて3・3・14とか、何かそういう議
論になってもいいんじゃないかなという気が私はするんですけどね。やっぱり各町、議員の
数については現状よりも減っているんだということをやらないと、池水さんがおっしゃるよ
うに住民の皆さんはやっぱり納得できない、そのように各市町、議員の数を減らさない
と納得されないんじゃないかなと思います。

そういう中で26というのをとらえて、どういうふうに配分するのかというのがやっぱり議
論になるんじゃないかなと思うもんですから、その点について山口委員、何か御意見等があ
ればぜひお聞かせいただきたいなと思います。

吉山会長

はい、廣瀬委員どうぞ。

廣瀬委員

鷹島の廣瀬でございます。私は、先ほどから定数についてはここに出ておりますように、
26ということで当初はいいと思います。26でいけば経費がという話も出ております
けれども、初めてのことで、26にした場合、経費が余計かかるというのは、あくまで
も現行の松浦市の議員さんの報酬をもとに計算すればそうなると思います。しかしながら、
合併して順調に市が動きますまでにはかなりの時間もかかると思います。そういうことで、
26ということになりますと、やはり当選のハードルを少しでも下げて、若い人にも、そして
女性の皆さん方にも意欲のある方には大いに出てもらいたい。そして、多くの意見を取り入
れながら新市が順調に動くようにしてもらいたいということと、経費につきましては、経費
を削減しようと思えば幾らでも削減はできると思います。あくまでも現行の市の報酬を参考
にされるからそういうことになるのであって、各市民、町民の現状を見てください。各種団
体、一生懸命頑張っておりますけれども、各種団体の活動の資金の大半は補助金に頼って
おりました。しかし、財政状況が厳しいという中で、どんどんそういう補助金も削減されて
おります。そういう中で、私たちは生活に直結した部分につきましては自分たちで金を出し、
そして、知恵を出しながら一生懸命頑張っております。ですから、市会議員の皆さん方も、
合併して順調に動き出すまでは報酬を思い切って下げればいいことじゃないかと私は思いま
す。そして、財政が豊かになり新しい市が順調に動き出した時点で、またその報酬等につい
て話し合いをされれば多くの市民も納得するんじゃないかと。だから、頭数をふやせば経費

がかかるということは、そこら付近は十分考えてほしいというふうに思います。そして、できれば、私は希望として女性の皆さん方も若い方も大いに意欲のある方は出てもらう、そういうことを希望します。

以上です。

吉山会長

ただいま廣瀬委員、それから友田委員からも、それぞれ議論をさらに深める意味合いの御発言がございました。

友田委員からは、やっぱり松浦の議員さん方が減らないような状況というのもまたおかしな話なんだよという、そういうことで御提起がございました。

また、廣瀬委員さんからは、財政的な問題云々というのは、やっぱり報酬との連動の中で、削減ということの中で、ある程度26という法定定数を維持してもいいんじゃないかという、そういう御発言であったところです。

しばらく議論続けます。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。この問題は大変それぞれの地域の考え方によって異なってくると思うわけです。

ただ、先ほどから話が出ておりますように、以前のことを申し上げるとはおかしいわけですが、やはり1市4町、1市5町でもって協議会を進めた中においては、在任特例ということで押し切って、その結果がああいう形になってきた。これは非常に、特に松浦の市民感情として大きくクローズアップされたということもございます。

そしてまた、そのときに、例えば定数でいったとすれば、5万人以下は26でございます。そうしますと、それを考えてみたときに、今の1市2町で定数をどれだけにするかということになると、おのずとそこら辺の市民感情から考えても、私ども議会議員としても、やはり今の松浦の定数が 定数は21ですが、今現在20名でございます。そういう一つの基本線に沿って判断をすべきじゃないかということが一つ。

それから、選挙区制の問題が両町の方から出てまいりました。なるほど両町に置かれておる実情からしても、やはり選挙区制というのはやむを得んのではないかと。ただし、永久的にこの選挙区制を設けるということは、この新市の一体感を損ねていくという、私はそういう考え方をいたしております。したがって、選挙区制を設けるとするならば、1期4年

間のみという形をやらんと、新市としての今後の一体感は崩れてしまうと、私はこのように考えておるものでございます。

したがって、今日はそれぞれの思いということで意見を述べるわけでございますので、私は、そういう一つの定数の問題についても、一応今の松浦の20名というものを基準にしながら今後議論を深めていくべきだという考え方をいたしております。

それにあわせて、実はこの協議会の中で、10年間の中で減らしていけばいいじゃないかという御意見もございました。しかし、実情としては議会の定数はその構成された議会の中で決議していくものでございます。だから、1回、例えば26ということで決まると、4年先になってから、ああいう協議会で話になっとったやないかということではおさまりがつきません、現実問題として。だから、私は、市町民に理解をされる、そして本当の新市として向かっていくということになれば、ここでもうある程度の線引きをしながら、ひとつその中でどう進めていくかという議論をしていくべきだと、このように考えておるところでございます。

以上です。

吉山会長

はい、ありがとうございました。

武尾委員、どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。先ほど廣瀬委員さんの方から話が出てくると、いわゆる報酬まで絡んでくると、ちょっといろいろ複雑になってくるので、はっきり定数でいきたいと思うんですが、私も基本的には池水委員の線でいきたいんですが、やはり市という特性を考えたときに、そうばかりは言えないなと。

これは私個人の考えで言っているかわかりませんが、やはり小選挙区を設けることは、山口委員さんのあれに賛成です。そして、その定数については、今松浦市が大体1,100人に1人の議員さんですね。鷹島、福島が200何十人かに1人だと思うんですが。それが1,000人に1人になったときに、四捨五入したときに、大体鷹島、福島が3人ずつで、そして、先ほど友田委員が言われたように松浦は変わらねばおかしいので、松浦はこの際、大体地域はもう一体になっておりますし、隣の町の境目がわからんぐらいしっかり一体化しているんで、ここは1,500人に1人ぐらいで出したら、ちょうど14人になるんですね。14人に3人、3人

の足して20人、私はある点、そういった面でいいんじゃないかと。

それは、寺澤委員さんの言われたように、最初それでいって、2回目からはオープンでいってほしい。そのときに大体1,400ぐらいが1人当たりの人数になるわけですね。そうしますと、前回資料に出された同じ類似団体の市町村から見て、ほとんどが1,500、1,400が人口の基準になっているようです。そこと比べても遜色ないんじゃないかと思っております。一つのたたき台として、私は20人という線を出したいと思うわけです。

以上です。

吉山会長

今、寺澤委員からも、奇しくも20という話の中で小選挙区を設けて対応すべきだと。それについて具体的に、今度は武尾委員の方から人口割の基準等々も出されたところでした。

遠慮なくここは。はい、どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本でございます。先般、第3回の協議会の折に、この問題については我々としてはやはり持ち帰って、そして住民の意見、それから議会の特別委員会などを開催して、よく皆さん方に説明して、そして御意見を伺って、それでこの第4回の会議で御意見を申し上げるということで申し上げておりました。

実は住民の意見もお聞きしましたし、特別委員会の議員の方にも御意見を伺いまして、やはり福島町としては、第1回目だけは定数最上限の26人の定数ということをお願いしたいと。それと、やはり選挙区を設けていただきたいと。選挙区の人員については何を基礎にするかということでございますけれども、人口割、その他いろいろあるかと思います。しかしながら、これを協議会で決められるのかどうか、その点についてはやはり小委員会をつくっていただいて検討できないだろうかという御意見もありましたので、私もそういうふうを考えております。どうかその点まで考えていただいて御協議していただければなと思っておりますけれども。

以上です。

吉山会長

今、岡本委員から、定数いっぱいの中で、しかも選挙区を設けて対応してはということでございます。

ただ、そのことについて具体的な話をきちっとまとめていくについては、小委員会を設け

て、その中である程度のたたき台を出していただくような方法はとれんだろうかというお話もあったところです。

もうちょっと続けましょうかね。はい、田島委員どうぞ。

田島委員

鷹島の田島です。この問題は、大体選挙区を設けるということでは1市2町合意だと思っております。ただ、ここに来て、26にする、17にする、20にするといろいろ意見が出ておりますけれども、こうなってくるとどうでしょうか、私はここで結論は出ないと思います。

ということで、一応意見としては、もう大概、定数については出尽くしたんじゃないかと思っております。そうすると、何が一番早いかというと、やっぱり選挙区割の人数を提示した方が一番解決が早いんじゃないかならうかと私は思っております。

今の松浦市の条例定数は21ですか、鷹島12、福島も12でしょう。そんなら、頭から20なら20、21なら21にした場合、条例定数から何名減にしましょうやと。やっぱりそれが一番早道じゃないかなと。もう頭から条例定数から何名減というような方法をとれば、仮に26名という線は大体わかるとるんですけれども、意見として申し上げましたけれども、そうすると、今の松浦市の市会議員さんは全部残ることになりますよね。そういうことになると、松浦市民の方からまたいろいろ出てきましょうし、私はなるだけ、もう意見としては出尽くしましたので、選挙区を設けて、あとは何名にするかということは、小委員会でもつくって、もう少し大まかな線を出してもらって御承認いただいた方がよかつちやないかなと、私はこのように思っております。

以上です。

吉山会長

副会長、どうぞ。

松永副会長

松永です。一番効率的なのは人口割、だれでもそう思うんですね。ただ、例えば国会議員、9人から4人減りましたよね、人口割なんですね。ところが、それでもまだ2倍、あるいはそれ以上だって憲法違反と言っていますね。人口割で憲法違反でどんどん減らされていく、それは国会議員のことを言っているんですよ。本当に我々へき地の方に住んでいる者は、人口割でいって長崎県は国会議員2人だというようなことになった場合、それが本当に国民一人一人の権利、それが非常に公平になったと我々は感じますかね、仕方ないと思いますかね。

都会だけどんどん増えていくんですね。今までこれくらいの選挙区だったのがこれくらいで1人なんていうことになって、うちの方はこれくらいだったのがこれくらいで1人、それでも黙って、仕方がない、これは人口だからと。そういう感じをやはり福島、鷹島というのは持っているんです。中心になるところは今後も恐らく増えていくでしょう、比率からいって増えていくでしょう。そうすると、うちの部落には市議員が3人おる。福島全体で2人しかおらんなんていうことになって、そういう周辺は、おまえどん少なかけんしょんなかたいというようなまちづくりというか、そういうものではないという感じが私はいたしておるんです。

そこら辺をひとつよく皆さん方もお考えいただいて、ここら辺は、もし決定される場合の参考にしていただきたいなと思っています。

吉山会長

はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村ですが、今度の合併のそもそもの出だしは財政のことから出てきたわけですが、やはり議員の定数と財政的なかわりは切っても切り離せない非常に大事なところだと思います。

そこで、住民の皆様の気持ちとしては、財政的に見ればなるべく議員は少ない方がいい、また、議員の報酬も低い方がいいというのが、住民の皆さん方の本音ではないかというふうに私は思います。しかし、今度は初めての合併ですね、1市2町が、他人同士が一緒になるわけですから。よその地域の合併と違って、二つの島と松浦市が海を挟んでの合併でございますから、それぞれの島の皆様方の気持ちも十分わかります。そこで、私どもとしまして、松浦の市民としては、やはり1回目は選挙区を設けてもいいんじゃないかというような意見に大体まとまったような気がいたします。

そこで、定数を少なくするのと多くするのと考えたとき、先ほどちょっと意見が出ましたね、女性の意見とか若い人たちの意見を出すために定数はやっぱりぎりぎりの26人がいいだろうと。そこで、私が考えるとは、ながら議員といえますかね、でも議員といえますかね、やはりこれからの若い人たちの意見を市政に反映するためには、その議員さんの若い人ですよ、一通り人生の第1ラウンド終わって議員じゃなくて、ばりばりの若い人たちを議会に送り込む、これにはやはりそれなりの生活が要るんですよ。定数の問題と報酬の問題です

ね、まだ出てきておりませんが。そこら辺もよく考えながらこの定数の問題は考えないかと、私はそのように思っております。

意見です。

吉山会長

午前中は池水委員で一たん区切ります。

池水委員

小選挙区の具体的な数にもう既に踏み込まれていますので、私も具体的な数を先ほど全体で15、17と言いましたけど、小選挙区になった場合には、例えば17がお許しいただけるのであれば、松浦が11で、鷹島、福島、3、3とか、いわゆる人口比でいくと、先ほどから言うように鷹島と福島は大変不利になりますので、そういうことじゃなくて、やはり今の議員定数、松浦21名ですが、松浦を半分にしていただきますと、鷹島は12、福島は12ですけども、ここが半分となると6になってまた数が増えますので、ここは半分ということじゃなくて、3分の1の4人とか3人とかいうふうな形で、トータル的に15とか17の中でそういうふうな比率で分けていただいたらどうかと思うんですね。

それから、あと議員さんの問題ですが、結局、鷹島何名、福島何名というのは、今の住民感情を考えてそういうふうな形でしゃあないかと思っているんですが、もともと市議員さんというのは地区の代表じゃなかわけですよ。新しい市の代表で市をどうするかということ考えてもらうのが市議員さんであって、鷹島代表だ、福島代表だ、松浦代表だが市議員さんというふうな認識を持つ限り、未来永劫分捕り合戦をせないかと。そうすると、本当の松浦市の発展を誰が考えるんだというふうな話にもなってくるかと思うんで、やはり市議員さんに期待したいのは、地域代表ということじゃなくて、やはり新しい市の大所高所から見ていただける議員さんを育てるべきじゃないかと僕は思っております。

そういうことです。

吉山会長

議論がずっと百出いたしております。

先ほどありましたように、選挙区を設けようということについては、流れとしては皆さん方の共通認識になりつつあるようでございます。ただ、定数を幾らにするのか、じゃあその小選挙区の配分をどのようにするのか云々というのはまだ議論が続いております。なお、この中については、もうこのまま話をしよったっちゃ堂々巡りになりやせんかという部分があ

って、小委員会を設けてはどうかという話もございました。これらのことについては食事の後、1時から再開ということで、また改めて議論をしたいと思いますので、よろしくお願ひしときます。

これより昼食休憩に入ります。1時再開です。

午後0時14時 休憩

午後0時59分 再開

吉山会長

おそろいのようなので、1時ちょっと前ですけども、協議を再開いたしたいと思ひます。

午前中に引き続いて協議第13号の関係で議論をと思っておるんですが、今日特に、今さらなる御意見がある方。はい、田中委員どうぞ。

田中委員

午前中の議会の流れで、最低が15と最高が26という数字が出て、ちょうど中間をとり、20前後で考えられたらどうかと思ひます。

それに、私なりの考えなんですけど、福島町が3 考えですから。鷹島町が4で、10... (発言する者あり) ごめんなさい、鷹島町3、ちょっと逆ですけどね。松浦市が大幅に減っていくということで、そういう考えで持っていったらどうかと思ひます。

どちらの議員かわからないんですけど、生活の保障の云々と言われましたけど、議員はサイドビジネスだと思ひますので、専属ではありませんので、報酬額の方も考えられていいかと思ひます。

今までの歴史上、松浦市はですね、町の方たちはわかりませんが、現状を見ていますと、21人もおる議員の中でかなり活躍している方もいらっしゃるんですけど、かなり活躍されていない、そういう議員を出した私たちが恥ずかしいかなというぐらいの議員の方たちもおられますので、やはり厳しく市民はそこを見て減らしてくれということだったと思うんです。だから、中間層をとり、20の前後という形で、でも、私が思うには鷹島町と福島町の方たちが3、3でよかっちゃうかという、そこら辺の意見をちょっと聞かせてもらいたいと思ひます。

吉山会長

今、議員の数は全体として減らすべきだというのがベースでありながら、20前後でという

定数のお話がありました。併せて、その小選挙区の範囲についても3、4、残りが松浦だというような、そういった御提案も実はあったところですが、3でよかつちやろうかねというのがあったんですが、そう言われると、ようなかという話になっていくんでしょうが……。特に……。

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

どうもすみません、鷹島3、福島4と、20にして考えた場合をおっしゃってるんですね。そうなる、どうでしょうかね、私は最終的に4、4でいってほしいなと、そのように思っております。そして、定数は21、最悪21だと。これが一番いいんじゃないかなと思う。

なぜかという、私は現在の条例定数、松浦21、鷹島、福島12ということになっておりますので、平等に8減案を提案すればちょうど21になるんですよ。私はこの線が一番いいんじゃないか、だれが見ても平等じゃないかなというふうに考えております。最終的には15から26まであったわけですけども、これではちょっと難しいかなという感じもしますので、最終的にはそういうところで落ちつけばなと、このように思っております。

吉山会長

今、田島委員が具体的に上げての御提起があったところです。今の現時点での1市2町の条例定数、これから8ずつ減らす部分を平等に扱ってはどうかということでのですね。そうすると、13、4、4の21、そういう具体的な提起もあったところでございます。

ただ、午前中もずっと協議を続けてまいりました。意見の交換をずっとやってきたわけです。田中委員がおっしゃるように、15から26という幅を持った御意見がありました。

で、この意見の流れをずっと聞いておまして、一つあるのは、実は財政的に今後どうなのか、やっぱり経費削減という視点を持つべきだということでの、いわゆる大幅な定数からの人員減、そういう御提起。それから、もう1点は、離島、飛び地という、その事情等々を考慮しながら、やっぱり一定の議員さんは少なくとも1期目については確保すべきではないか、そういう状況が必要ではないかという、大体そういった流れで、基本的には小選挙区を設けて、選挙区を設けて対応していこうという流れにあるのかな、二つの論点を持ちながら、選挙区は一つの共通の認識として設けるべきではないのかなというのが現在までの御意見かなというふうに思っておるわけです。

そこで、やっぱり具体的な数字が今明らかに、小選挙区の定数問題まで含めた数字が実は

出てきとるわけです。これが果たして、今日、あるいはこのままの状態で議論を続けてまとまるのかなという、そういう思いも実は持っておるんですね。お互いにそういう議論の論点というのは持ちながら、私としては選挙区を設けるという方向性、その中で、実はもっと具体的に細かな検証等々も含めながら、小委員会等々の中でもんでみてはどうかなと思うんですよ。そして、たたき台を小委員会として出していただき、それに基づいて皆様方の御意見を、改めて意見を交わしながら方向づけをしていく、そういう思いを持っておるんですが、どうですかね。

はい、大畑委員どうぞ。

大畑委員

広域の大畑です。ただ今大体意見が出尽くしまして、20か21というようなところまで落ちついたというふうに考えます。ここで21という総数を確認していただいて、あとの各市町の配分は小委員会にお任せするというふうにした方が私はいいと考えます。

以上です。

吉山会長

実はそこまでは議論が尽くされていないかと、議長の立場ではそういう思いを持っとるんですね。御意見としてはありましたけれども、選挙区を設けようという流れと21だ云々だというのは、ちょっと違うのかなという感じも実はしとるもんですから、そこまではちょっとまとめ切れないんじゃないかなと私は思ってますね。全体の総数の問題、それから選挙区における小選挙区の定数の問題、これらのことについては、やはり小委員会でもんだ方がですね。当然そのことは、小委員会の議論についてはつまびらかにしながら、全体でそれをたたき台にした協議をするという、そういう形をとった方がいいんじゃないかなと思ったんですが。せっかくの大畑委員の御意見であったんですが。

はい、副会長どうぞ。

松永副会長

もう具体的に21なんていう数字が出ていますが、この21という、いわゆる奇数ですね、議会運営からすると非常に問題があるんですね。なぜかという、議長は議決の場合、票数に入らない。ちょうど10対10になる可能性があるんですね、そうすると非常に困るんです。だから、普通偶数の議員定数がいいだろうというふうに思います。

それから、これはやはり今、会長が申し上げますように、もう少し意見を練られた方がいい

いんじゃないかなと私も思いますので、もう具体的に21とここで決めてくださいみたいなことではちょっと承服しかねるなど。

それから、もう1点、基本的な問題。経費削減だとか、そういう物事の考え方になると、一番始めに議員が来るんですね。議員を減らせば、いかにも全体の経費を節減したような印象が非常に強くなる。これは仕方ないことだと思う。大体議会とか議員というものを、市民の皆さん、町民の皆さんがどのような認識を持っておられるのかということ、やっぱり考えなきゃならん。

要らんもんですかね。雑談をしようたらね、3人でよかさ3人でとおっしゃる方もおるんです。本当に要らんもんであれば1人でもいいんです。あるいは要らなくもいい。独裁政治には議会なんて要らないんです。こんなむだなものは要らない。それでは一っと納得するんです。議会なんか要るもんか、あがぐーたらなもの。それでは一っと全国民が一つになったのがナチスドイツです。本当に要らないのかなと。

やっぱり考えていただきたいのは、経費削減だけの観点から議員をそのような形で考えていただくということは自分たちの首を締めることになるよと。もう一遍そこら辺も考えて、やはり定数も考えていただきたい、そう思います。

吉山会長

はい、福村委員どうぞ。

福村委員

今、小委員会を設けて、その中でもんでみたらどうだろうかという意見もありますが、小委員会をしても、またここでその経過とか結果を報告して、その中でまた御意見を伺うわけでございまして、やはりこれはもうこの中で堂々と議論して決めたが一番いいと私は思います。小委員会も苦勞すると思いますよ。それを尊重してもらえばいいですけども、これをなかなか、それぞれの立場ですね、市町の立場もありますし、それぞれの立場の方の意見がありますから、小委員会をしてももめる、全体でしてももめる。どうせなら、もうこの明らかな全体の中で決めたがいいと私は思います。

それから、一つは定数のことですけどね。松浦市は当初30人、28人、25人、23人、21人に減ってきましたけれども、委員会構成が、ひところ21人にしたら総務、教民、産経、建設の4委員会あったですけど、正副委員長をしたら3人しか一般の委員はおらんということで、建設と産業経済を一緒にして今3委員会になったわけです。それで今7人ですね。これより

減ると、それぞれの付託案件も多いことだし、今複雑ないろんな仕組みもありますから、やはり今の7人程度は委員会に必要だと思います。そういうことで正副、また一般の委員が5人、そういうことですから、私は最低、先ほど意見が出ていましたけれども、21人は要るんじゃないかなというふうに思うわけでありませう。

それから、13対8ですね、13対4、4の話もありますが、私どもは、こうして海を隔てて両島の方ですね、私どもはこっちの地におるとですけれども、そこら辺もあるから、やはり議会の中には公平に人口割がいいじゃないか、1票の格差もありましょと、いろいろ意見が出ました。しかしながら、それでは話が進まんということで私も一歩引いて、やはり小選挙区でやったが一番適当だろうという私ども松浦側の委員の意見でございますから、あんまり極端に13対8とか何とか言うてもらうても、話がまた戻るかもしれませんから、そこら辺は重々考えながらお互いに協議をしてもらいたいというふうに思います。

吉山会長

これは頭から否定するという意味じゃないんですが、要は13、4、4だということも含めて議論がずっと出てきよるわけですね。これはずうっとそれぞれやっぱり出てくると思うんです。それを全体の中で果たしてまとめ切れるかという部分が、私自身、正直言って、この議論をずうっと続けておる中ではまとめ切れないというのが今の私の思いなんです。

そういう状況の中で、例えば各自治体から2名ずつ程度の委員さんを小委員としてお願いしながら、委員会構成の関係でこうあるだ、こうあるだということも含めながら一回詰めて、土台づくりをしていただいて、それに基づいた議論をやるのが、私としてはまとめるためには必要だなという思いで申し上げたところですが。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。どれでも大変重要ですけども、特に今の議員の選挙区なり定数なりということについては、それぞれ思いが出ております。今議長の方から、小委員会でもつくって、特に練ってみたらどうかということでございます。私は、なかなか議論が、これがまとまれば結構ですよ、ここでやってまとまればそれが一番いいわけです。ただ、いろいろこれは調整をしていくということになりますと、各町市からある程度出して、そして調整を図りながら、さらにこの協議会の中で打たせていくという方法をとらなければ、私はいつまでたってもこの問題は平行線で終わると思っております。

ただし、先ほどから出ました小選挙区制の問題、これについては否定的な意見はなかったと思いますので、できることを確認するべきだと。だから、小選挙区については今回限り小選挙区を設けるということに確認をされるのかどうか、できることを確認しながら、あとの問題についてはやはり小委員会等々でひとつ議論を深めて、さらにこの協議会の中でもんでいくという方法が、私はまとめやすいんじゃないかと、このように考えております。

吉山会長

どうですかね、今二つの御意見が出されておるところですが。

はい、福村委員どうぞ。

福村委員

松浦の福村です。それを小委員会でもんでまとめていただいて、それが一番いいですよ。そこまで骨折っていただいて、この協議会の場で今のような議論になっては何もならんと私は考えたわけです。

したがって、小委員会でもめたことについては、委員はこの協議会の中で尊重すると、意見があっても最終的には尊重するということがなければ、また同じ議論の繰り返しじゃないでしょうか、そう思います。

吉山会長

私が先ほど小委員会をという申し上げ方をしたのは、全体の協議をこのまま続けといても、なかなか議論がふくそうして整理がしづらい、そういうことで、まずたたき台となる案を小委員会の中で出していただき、それに基づいて、みんなで議論して方向づけをしていこうという意味合いでの小委員会でございます。ですから、御苦勞をかけることは間違いのないわけですが、そういうことで小委員会から素案を出していただいて、それに基づいてどうなのかという議論を続けた方が、私としては今後の進め方としてまとまりやすいんじゃないかということで御提案をさせていただいたところでございます。

どうですかね。はい、椎山委員どうぞ。

椎山委員

鷹島の椎山です。議員ということで自分のことであるものですから、あんまり私は発言を控えたんですけど、今の会長さんの意見だと、要するに小委員会に付託すれば、ある程度の小委員会の意向というのを聞いてもらわんと、ちょっと困るんじゃないかなというような感じがするとですけどね、小委員会につくれば。

今、福村議長さんが言われるように、公の場でやった方がいいんじゃないかなというふうな意見がありましたけど、やはりまとめるのがなかなか難しいということで、小委員会に付託すれば、ある程度小委員会の意見を尊重していただくようなやり方をせんと、何のために小委員会をつくったかわからんと思うとですよ。

そいけん、一応小委員会で決めて、そして、ここに出してもらって、そこで議論はして結構でございますが、ある程度委員会の意向に沿うようなことでやっていただく方がいいんじゃないかなというふうな感じがしますけど。

吉山会長

実はですね、これは前回の協議を思い出していただきたいと思うんです。小委員会という議論が実はあったんですね、提起があったんです。しかし、できるだけこれは公の場で広く議論をすべきだという流れの中で、実は今日を迎えております。したがって、今日かなり時間を割いてこの議論を続けておるわけです。しかし、その議論の中で前回の確認はあったけれども、なかなか意見がふくそうしとるんで、まとめにくいんで、小委員会というものを設けて、その中でたたき台をつくっていただくこうという提案を、実は私として新たな視点で出させていただいとるわけなんです。

小委員会でそれを尊重云々となってくると、前回の話との矛盾というやつも出てくるものですから、私なりに苦労しながらの提起をさせていただいとるんですが。

椎山委員

たたき台というのは、大体ここで今話が出てきた内容だと思うとですよ。そいけん、要するに21名なら21名、15名なら15名のある程度のたたき台が今出てきたわけですかたいね。(発言する者あり)いや、26から最終的には21、15、いろいろな意見があったとですけど、そういうたたき台はある程度出とるとですよ。そいけん、小委員会つくってもその話を要するにすごたる感じになるとでしょうもん。そいけん、その委員会をつくれれば、やはりその委員の意見を尊重せんと何のために委員をつくったかわからんごとなるので、そこでまたけんけんがくがくやるとはいかがなもんかなという感じはするとですけどね。

吉山会長

この小委員会というものの性格、実はそこに決定権があるわけじゃないんですね。あくまでも最終的なこの中で出された小委員会の、言ってみたら審査意見みたいなものを全体で協議して、それが尊重されなくたって協議会全体の結論となれば、それが結論なんですね。実

は小委員会というのはそういう性格で拘束力がないんですね。そういう規程をつくって対応しとるもんですから、その点は御理解を賜っておきたいと思います。

気持ちの上ではわかるんですよ。御苦労したその意見が完全に無視される形の中で云々するということでは、やっぱり協議会そのものがなかなかうまくいかないという部分はあります。しかし、尊重することを前提に小委員会を進めていくということでは、やはり協議会全体の広い公の場での議論を制約するということになりますので、そうはいかないというのが、最終的には協議会で決めるというのが要点でございますので、そういった意味合いからも私としては気持ちの上ではわかるんですけども、小委員会にたたき台を出していただいて、それに基づいて議論をしていきたいと思いますということを申し上げたところですけどね。

はい、松瀬委員お待たせしました。先ほど手が上がったですね。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。今この議案の取り扱いで論議がされとるわけでございますけれども、今までにたくさん御意見が出てまいりました。私自身もこの問題につきましては、皆様方とは大変違った考え方を実は持つとるわけでございます。

というのは、民主主義の原点は何かということになりますと、より多くの人々の意見を集め、尊重しながら政治をやっていくというのであろうと思います。したがって、より多くの方々の御意見を収集できるような体制づくりが必要だと思えます。少なくとも済むというのであれば、地方自治法に定められております範囲で、最小限何名かのできるんじゃないかと、そういうふうにも思いますが、それは別にいたしまして、この会の進め方で今論議がされておりますので、その点について申し上げたいと思います。

今、会長提案のですね、やはり問題点を絞ったものを出したいというような御意見は十分わかるわけでございます。それらにつきましては小委員会の構成が問題だと思うんですけども、現在までいろいろ御意見が出てまいりましたのを集約していただいて、それを取りまとめて出していただく、それをたたき台にしたいと。今出てまいりました問題すべてを私自身記憶いたしておりません。最初におっしゃったことと最後におっしゃったことの間のごとを十分理解できません。

したがって、それらを整理して一つにまとめて、これこれの問題があったと。これこれの問題については、やはり十分検討せにやきゃならんというようなまとめの仕方ですか、土台のつくり方、そういうふうなことであれば、おっしゃるように意見を取りまとめていただい

て、たたき台として御提出なさることも一つの方法だというように私は理解するわけでございまして、このままでいけば論議は尽きないだろうと思いますし、締めくくりの仕方としては会長の御提案を尊重したいと私自身思います。

ただ、私がここでもう一つ申し上げておきたいのは、協議第16号との関連も出てこなければならぬと思うんです。というのは、合併が経費節減でございますので、今の報酬と、あるいはその他の経費が妥当なのかどうか含めて、これは検討しますと定数問題もかわり合いが出てくるんじゃないかと思います。新しくできております市、新市の状態等を見ますと、中間をとったり、あるいは最低をとったり、いろんな方法が講じられておるようでございます。今度のここの1市2町の場合は、暗黙裏の中に最高位置づけられておるんじゃないかというふうな気もいたしますけれども、私は最低と最高、そういう考え方でなくして、適正な報酬額はどの辺かということ、これは議題として外れます。外れますけれども、定数と関連するだろうと思いますので、あえて16号を申し上げたわけでございます。

それらも含めながら小委員会でたたき台をつくっていただければいいなと、こういうような期待を申し上げたい。併せまして希望したいと思います。

吉山会長

実は私、このまとめに入る冒頭に、皆さん方の今日出てきておる議論、その中で財政削減の視点、それから飛び地、離島という立場の視点、この二つの中でお互いに議論がふくそうしとるということを経験しながら、実はこの問題提起をさせていただいたわけなんです。これらのことを当然まとめながら、この小委員会の中にはそのことを踏まえつつ小委員会でたたき台をつくっていただきたいという、そういう思いなんですけれどもね。

いかがですか。はい、岡本委員どうぞ。

岡本委員

福島町の岡本です。私も当初から、やはりこの問題については小委員会で検討して、そして、たたき台をつくってからということで申し上げました。それに賛成です。

それで、例を申し上げますと、唐津市を中心に6町1村が合併をいたします。来年の1月1日に新しい市「唐津市」が発足するわけですが、人口が13万1千人ですね。この議員の選出については、やはり大変な苦勞をしたということでございます。私の家内が唐津出身でございますので、私も事務局に行っているいろいろとお話を伺いましたけれども、やはり議員の問題については、人口3千足らずの村でも、1万以上の町でも3名ということで選挙区

を設けてやっております。それは小委員会で大変な苦勞を重ねて、そして決まったことだということでございます。もちろん定数特例を適用しておりますので、唐津市が24名、あとの6町1村で21名で45名の議員の定数になりますけれども、そういうことで唐津市の場合も小委員会を設けて、本当に慎重に論議をしたという御説明でございましたので、お互いに大きいところも、小さいところも、やはり助け合っていこうという考え方を基本にして話をしたということございまして、その点を十分に留意されて小委員会でも御検討いただきたい、かように思います。

吉山会長

どうですかね、実は30分以上この議論で経過しとるんですが。

はい、武尾委員どうぞ。

武尾委員

松浦の武尾です。たたき台、たたき台と、結局小選挙区の人数だけでしょう。何人にするかと。私は午前中、3人、3人、14人の20人をたたき台にしてくれと言ったんですが、したらだめですか。

委員会で練って、結局数字を出すだけだったら、私が一つ出したこのことだけでもたたき台にはならんかなと思ってですね。何か次から次に、延ばし延ばししていても一つも進んでいかんような感じがするわけですよ。やっぱり早く議事は進行していかなきゃならんと思うし、確認できるものはどんどん確認して行ってという、そんなふうに進めていかないと、いつも次に延ばし、次に延ばしで、どうでしょう、その辺は。

吉山会長

実はですね、今武尾先生がおっしゃったような3、3云々ということでの20という話、それから田中さんからの20の3、4云々ということ、それから田島さんの4、4云々、8減のそういったことと、それぞれ実はあるんですね、たたき台として今出されておる部分は。しかし、それをお互いに出し合っただけでは、なかなか理解が進まない、共通認識になりにくいという思いの中で、ここは1回小委員会をつくって、その中で小委員会としてのたたき台をつくっていただいて議論をしてはどうかなという思いなんです。いずれにしても、時間をかけたにしても結果を出さないとどうしようもない話ですから。どうでしょう。

はい、田島委員どうぞ。

田島委員

もう議長さん、大抵ぶりで委員会をつくるか、ここで即決めるか、もう二つに一つですからはっきり決めた方がいいんじゃないですか。もう人のお話を聞いたって、もう大体の線は出とるわけですから、田中さんから20というような言葉で、前後ということですから、1人の攻防になっとるわけですから、決とれば私は簡単にできると思いますよ。私はそう思います。会長さんあんまり慎重過ぎるっちゃなかかなと私は思うとです。言うたことを言い、言うたことを言いでは、もういつまでたつたってこれは進まんじゃないかなと思うんですが、慎重にするのはもう結構ですけど、あと時間もあんだ、協議が幾らもあと残っとるのにもう2時になろうかとしよるですから、早目にお願いしたいと思います。

吉山会長

そこで、ただ果たして今の段階で20前後、21云々ということが、その合意形成の期が熟しとるかというところに実は私はあるんです。よろしいんですかね、正直申し上げまして。まだ早いでしょう。 はい、どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。今まで議論してきとることは、もう何回もお互いがわかったわけですから。ただ、このままでは平行線でなかなかまとまりがつかないと。だから、小選挙区制をどうかという確認を済ませて、その後の定数の問題についても、選挙区の定数の問題を含めても、やはり小委員会の方で議論を深めて、さらにこの協議会に渡したらどうかと申し上げとるわけで、ここで20がいいとか、21がいいとかという話にならんと私は思います。それを含めて小委員会でやるべきだと。

吉山会長

山口委員はどうでしたか、ちょっと手が上がっておりますが。

山口委員

福島山口です。いろんな意見が出たということは確かですけども、全然みんなまとまっとらんわけですね、まだ。別に21にだれも決めとらんし、私も26人、多か方がいいですよ、選挙区制をできるだけ長くしてくださいとも初め言いましたね。今回限りてだれも決めとらんですね。

そいけん、私は、皆さん方それぞれ意見を言った中で、小委員会を開いて絶対をそれを尊重するということやなくして、一応たたき台は持って帰って、またここで 同じかもしれ

ません。しかし、まとまらんならやっぱりせんばしようがなかですよね。前回は余りにも尊重し過ぎて、そのとおりになったわけです。住民の運動があったにもかかわらずですね。その辺を含めて、まだ合併まで時間があります。こればかりごっといごっとい出さんでも、時間を置いたっちゃよかと思うんですよ、1回ぐらい飛ばしてでもですね。私は小委員会にこの辺で持っていった方がいいんじゃないかなと思います。

吉山会長

そこで、田島委員、ここで小委員会で進めるということの方角づけたいと思います。その際、選挙区制を敷こうというのは、選挙区制をとろうというのは、これはもう総意だということ踏まえて小委員会の中で対応していただく。しかも、今日の議論の流れとして財政削減をどのように押し図っていくのかという視点と、それから、離島、飛び地についてどのような配慮をなすかという視点と、この二つはやっぱり根底に据えながら小委員会の中でもんでもらう、そして、たたき台をつくっていただくということにしたいと思います。よろしいですね。（「はい」と呼ぶ者あり）じゃ、そのようにさせていただきます。

そこで、小委員会のメンバーですけれども、各町もう、これこそ2人ずつぐらいでいいんじゃないですか。（発言する者あり）3人。ああ、そうね。3人にしたとき9名に、広域からお一人。それでいいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。各町3名で、そのメンバーにつきましては委員皆様方で御選出いただくということで、本日このことは確認をしておきたいと思います。

改めて申し上げます。

協議第13号 議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事、その2を見出すための議論として、一つ選挙区制を設けるということは大方向の総意だとして事を進めていく。その際に総定数、それから小選挙区の定数、これらのことについて小委員会の中でたたき台をつくっていただく。そのたたき台を踏まえて、改めてこの協議会の場で方向づけをしていく。そうすることで今日のところはまとめたいと思いますが、よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

あわせて、実はまだ議論がきちっとしていないのは、先ほど寺澤委員は今回限り小選挙区

を設けるといふ、そういうお話でした。山口委員とほかの方は、できれば今後ともという御意見も実はあったわけです。そこら辺の整理についても小委員会で議論をさせていただきたいと思っております。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのように取り計らいます。ありがとうございました。

それでは、次に協議第14号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することを議題といたします。

前回に引き続いての協議でございますので、部会長から改めて説明願います。

伊藤農業委員会部会長

それでは、協議第14号（協定項目9号）農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関することについて御説明いたします。

前回、第3回の合併協議会の中で、農業委員会関係につきましては3点をお願いしております。

まず、1点目につきましては、「農業委員会委員の定数及び任期について、新市に一つの農業委員会を置き、松浦市、福島町、鷹島町の農業委員会の選挙による委員であった者は、市町村の合併の特例に関する法律第8条第1項第1号の規定を適用し、合併後3ヶ月間引き続き新市の農業委員会の選挙による委員として在任する。」というものが1点でございます。2点目に、「合併後最初に行われる農業委員会の選挙による委員の定数は、30人とする。」3点目に、「農業委員会委員の選挙においては、選挙区を設ける。松浦市に2選挙区、福島町・鷹島町に1選挙区を設け、3選挙区とする。」

それから、当日、口頭で追加をお願いしました選挙区の定数につきましては、協議により定めるといふふうなことでございます。

それで、第3回の中で在任特例の問題及び在任特例後の定数の問題、選挙後の30人の委員の問題等で質問なり意見がございましたが、一応在任特例の問題につきましては農業委員会に代わる執行機関がないということで、おおむね御理解をいただいたといふふうを考えております。

それから、あと在任特例の3カ月の期間の問題及び選挙委員の30人の問題等についても、まず在任特例期間の3カ月の問題につきましては、合併された実例を見ますと、市長選挙、

市議会選挙が早いところで大体5週、1カ月ですね。遅いところで7週を要しているよう
ございます。大体50日以内という法的な定めがありますので、実際合併されたところにつ
きましては、市議会議員選挙、市長選挙が早いところで1カ月、遅いところで7週を要して
いる。そうすると、福島町、鷹島町さんでは地区の協議が必要となりますので、最大をと
っても現在の委員さんが半数程度になるということで、これは協議期間を含めると、精
いっぱい努力をしても2カ月と何日かというふうな日にちになるということで、必要最
小限度の3カ月は必要ということでお願いをしております。

それから、定数の30人につきましても、農業委員会定数、法的に30人以内という
ことで、最大の30人をお願いしておりますけれども、今申しましたとおり、農業委員
会の選挙による委員さんにつきましては、最大の30人を取りましても、議員さん
も同じですけれども、松浦市を除けば、大体福島町、鷹島町さんにおいても現
在の委員さんの半数以下になることが想定されますので、30名をお願いしたい
というふうに御提案申し上げたいと考えます。

吉山会長

ただいま協議第14号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関する
ことについて説明がございました。

農業委員会の性格上、他に代わる執行機関がないという状況の中で、市長
選挙、あるいは議会議員選挙の執行の日程、その後の調整の日程等々を考
えていきますと、3カ月の在任期間が必要なんです。それから、定数につ
きましても、この選挙区を設ける中でも極端な農業委員さんの数の減
少ということを抑える意味で、30人というのを合併後の部分の数とする
という、そういう内容の提案であったわけです。

御質問受けたいと思います。はい、山口委員どうぞ。

山口委員

福島の山口です。選挙区制について、選挙区制の中に定数までをこ
こでは審議なさらなくてもよかけですね。選挙区制を設けるだけでいい
わけですね。ここに書いてなかわけですけれども。

吉山会長

はい、どうぞ。

伊藤農業委員会部会長

第1回の提案の際に、3番目の項目に選挙区の定数は協議により定め
るということを追加

しております。そういうことで、この協議会の中でそれについても一緒に御議論をいただきたい。これは手順的な段階を追って議論しなくちゃいけないと思っておりますけれども、この協議会で最終的には決めていただきたいと思っております。

吉山会長

はい、山口委員どうぞ。

山口委員

はい、わかりました。選挙区制を設けた場合にはそれぞれにここで決めるということですね。

その中で30人とはっきり明記してあるわけですね、30人とする。私、ぱっと見たときに、38名、今一般の方がおられるわけですが、初め少なかかなと思ったわけです。そして、30人という根拠をできれば、農業委員会では恐らく相当事務局サイド、または農業委員会の会長さんあたりである程度煮詰めてあるとじゃなかなかなと思うとですよ。この30人と書いてあるならばですね。書いてありますから。その辺をできれば説明していただければ、もう少しまた質問が違いますけれども、数字を言うわけいかなですかね。

吉山会長

数字的なものよりも30人の根拠ですたいね、それがどうなのかということです。

そしたら、併せて廣瀬委員の方からもちょっと御意見を。

廣瀬委員

鷹島の廣瀬でございます。私、農業委員会の鷹島の方の会長をしとりまして、ここで発言するのもどうかと思っておりますけれども、ただ今30人の根拠ということで御質問がありました。この30人の根拠というのは、法的に農家戸数と耕地面積を合わせてあなたのところはこれですよと、これまでですよというのが一つの根拠と思います。そして、前の1市5町の協議会の折に、この定数をどうするかということで、専門部会と、そして各関係市町の農業委員の役員が寄りまして何回か勉強会をしました。

その中では、一番最低の線をとって26ではどうだろうかということで協議もされたわけでございます。そうしますと、現場の方としますと1地区、私どものところでは、26となった場合、1市5町の場合ですけれども、2名ぐらいしか出らんわけですね。そうなりますと、どうしても業務に支障を来すというふうなことで、四国のさぬき市かどこかだったと思っておりますけれども、既に合併しておるところが農業委員の数を減らして補助員というものをつけて

あるということでした。

そういうことで、1市5町のときには定数をいっぱい減らして、各地区4、5名の補助員をつけてはどうだろうかというようなことで話がなされておりました。そして、その補助員の皆さん方の報酬が1農業委員の年収の半額だというようなことで、補助員をつけてということで1市5町の折には話が進んだわけですが、正直申し上げますと、8月と9月にこの合併協議会が立ち上げになるんじゃないだろうかというようなことで、福島、松浦、鷹島、それぞれの農業委員会が1市5町の協議を踏まえて今回はどうでしょうかというようなことで連絡をとり合いまして協議をしました。そういう中で、経費的に補助員をつけても大して変わらんということであれば、法定で定められたこの30という数でいけば、どうにかギリギリの線で業務に支障がないようにいくのではなかろうかというようなことで、ここに30という数字が上げられておるんじゃないだろうかというふうに思っております。

それから、農業委員の業務につきましては、前回の協議会の折に松永副会長の方から説明がございました。農地に関する業務につきましては、私どもは農地法という枠内での仕事になります。そういうことで、自分たちの受け持ちの区域というものは、農地の状況、あるいは時によっては家族構成というものまできちっと頭に入れておきませんと業務に支障を来す場合がございます。そういうことで、数を減らして区域を広くすれば簡単にいかんと。そして、今兼業農家等も増えてきております。そういう状況の中で数だけ減らしてもらえば、住民の皆さん方に御迷惑をかけるんじゃないだろうか、ということから、法定で定められたこの30ということをお願いができませんかというようなことになっております。

それから、先ほど在任特例の話がありましたけれども、最長3カ月となっておりますけれども、私たちはこの3カ月にこだわるものではございません。ある程度議会の構成等が決めれば速やかに新市の定数に合わせましょうということで、1市2町、各農業委員会の委員も含めて了解をとっております。

そういうことで、先ほど事務局の方からも話がありましたけれども、議会の選挙が終わってすぐというわけにはいかんと思います。今回は1市2町から委員さんが選ばれますと、選挙の後に議会の構成等にもある程度の時間がかかるんじゃないだろうか、ということ踏まえて最長3カ月というような数字がここに明記をされておりますので、そこら付近を十分御理解をいただきまして、協議をしていただきますならば大変ありがたいと思います。

以上です。

吉山会長

御意見というよりも、農業委員会の会長というお立場で今日まで議論に参画して、事情等々の御説明があったところでございます。

山口さん、そういう状況ですが。はい、どうぞ。

山口委員

福島の山口です。その事情は十分わかりました。

私も百姓ですから、農業の難しさ、また農地を守るための苦勞というか、やっぱり正式な場で、ちゃんとした執行機関の中で決めていただく。そのためにどうしても30人必要だろうと思います。その中で内訳については今控えとらすかもしれませんけれども、恐らく松浦市の方は、聞くところによりますと、2、3地区の中で1人ぐらいの割合で選んであるんだよということは聞いております。うちの地区の、福島の場合は割かし各地区から1名ずつ出ております。そうした中で、恐らく30名という数字が出たっちなかなかと思います。

私は、農業委員会、それぞれの機関の中で、やっぱりこれだけは必要だという数字であれば、この数字については私は理解できます。それで頑張っていたければ幸いかと思っております。別に異議はなかとです。できれば、ちゃんとした数字をぱっぱぱと言うてもらえならわかりやすく、賛成と言いますけれども。

以上です。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦市の池水です。この農業委員会の30人、法律では30人以下、今回の協議事項は30人という、その限定、提案の仕方についてということで、前回も友田委員からおっしゃってましたし、私もそこら辺にこだわるとるわけですね。したがって、たびたび言って申しわけありませんが、一つは経費削減を検討する会だろうと思っているんで、最初から30人を限定するんじゃなくて、30人が本当に必要なかどうかを審議していただきたいという前提での30人の根拠を示してくださいということで申し上げたつもりなんです。

といいますのは、もう皆さんもこの区分分けのところ、農業委員会の2条の2項を読んでいただければわかりますように、新たな松浦市となる現状は限りなく20名の方に近いんですよ、数字的には。30名の提案ですが、条項的に見ると限りなく20名に近い方の数字に、

大体農業者数も、それから耕地面積も、そっちの方に近いんですよ。それを上限の30名にとってあるということは何らかの根拠があるんだろうなということで、何か根拠を示していただませんかという質問だったんですけどね。なかなか大変なんだとか、忙しいとか、そういうふうな説明では、それは忙しいのはわかっています。決して否定しているわけじゃないんですけども、いかんせん農業委員会の仕事の内容そのものが理解できないものからすると、30名の根拠として忙しいんだとか、大変なんだとか、大した給料をもらっていないんだとかいう理由じゃ、余りにもお粗末過ぎませんかねということでちょっと申し上げていたつもりなんです。

きょう、局長の方から改めて、じゃあ類似団体ということで出してくださいということで資料をいただいておりますが、確かにこれを見ると、各町とも最大値にほぼ近い方を利用されているということで出ているわけですが、理事者側もそこら辺はもう少し提案するときに、極力経費削減という観点からすると、1人でも2人でもいいですから少な目にしたんだというようなところを出していただければ、住民サイドもかなり納得できるんじゃないかと。そこら辺の住民サイドとの気持ちのことも少し考えながら提案をしていただければ非常にいいなと思っております。そういうことです。

それで、この件に関してはそんなに長く引っ張るつもりはありませんので、もう今日結論を出していただいていいんですが、そういう気持ちですということで、よろしく願います。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。任期のことについて、今、鷹島の廣瀬委員の方から、現存する1市2町の農業委員会としては、この3カ月間にこだわっているわけではないんだというお考えが示されました。

そこで、できればこの3カ月ということではなくて、合併後、これちょっと修文してはどうかなと私は思います。松浦市議会としてもそのような意見でまとまっております。「合併後、新市において新たに農業委員会の選挙による委員が選出されるまでの間在任する」ということに修文なされれば、この3カ月のところでいろんな意見がありましたが、それぞれの手続においてある程度の余裕ができるんじゃないかなと。早ければ早く済みますし、時間がか

かればその分時間がかかるということで納得できるのではないかと思いますので、この点、
修正されてはどうかという提案をいたします。

吉山会長

どうですかね。どうぞ。

大久保事務局長

ただいまの提案に対しまして事務局の方から、私たちもそういうふうなことができないか
どうかというのを議論いたしました。結論が出ませんで、県の方にその考え方について問
い合わせを実は今日いたしまして、その回答が参っておりますので、それをまずは御報告い
たしたいと思っております。

一つ問題がございますのは、いつまでかというのがわからないという期間の定め方がどう
なのかということでございます。結局、農業委員さんの任期をいつまでと特定できないよう
な在任期間の定め方ということになるわけですね、今の場合ですね。市長選、市議選がいつ
になるか決まっていない。そういう中で、その後に農業委員会の選挙をするとしても、それ
もどれだけ期間を要するかわからないというふうな中での決め方というのが、これは任期の
終期がわかるような決め方をしないといかんというのが在任特例ということですね。

そういうことで、これは合併特例法の特例を使いますので、今後議会で議決をしていかな
くちゃいけません、合併前にですね。そうしたときに、いつまで任期があるのかというのが
特定できないので、当然それができないということになります。そのようなことで、どうし
ても農業委員さんの任期をいつまで在任させるのか、その任期の終期がわかる決め方をやは
り合併協議会の中ではすべきだというふうなことになっておりますので、そういうことでち
よっと御議論をいただきたいというふうに思っております。

吉山会長

という状況なんです。

友田委員から先ほど修文のことがあったんですが、特例法上、在任期間の終期を定めなく
ちゃいかんという問題点があるようでございます。どうですかね、そうすると。はい、友田
委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。そういうことであれば、この3カ月間で事務局が努力をするということ
でおっしゃっておりますので、これでいいんじゃないかと、そのように思います。

吉山会長

ほかにございませんかね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、池水委員も長く引っ張るつもりはないというようなお話でもございましたが、ここで確認してよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、ただ今の協議第14号 農業委員会委員の定数及び任期の取扱いに関するることについては、原案のとおり選挙区の定数は協議により定める、これから後、定めますよということも含めて確認してよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、そのように取り扱います。ありがとうございました。

引き続き協議を続けます。

それでは、協議第15号 一般職の職員の身分の取扱いに関するることについてを議題といたします。

総務部会長、戻ったかな。ちょっと時間を下さい。

それでは、事務局より説明をいたさせます。

末吉総務部会長

それでは、協議第15号（協定項目11号）の一般職の職員の身分の取扱いに関するることについて説明申し上げます。

私、総務部会の部会長をやっています松浦市の末吉です。よろしくお願いいいたします。

それでは、前回の協議会を出してあります議案の方をご覧いただきたいと思います。

提案については、一般職の職員の身分の取扱いに関することといたしまして、一般職の職員は、市町村の合併の特例に関する法律第9条により、すべて新市に引き継ぐものとする。

職員数については、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。

職員の職の設置並びに職名については、人事管理及び職員処遇の観点から、合併までに調

整する。

職員の給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整するという提案でございます。

提案の内容については、前回と同様でございますので、詳細については省かせていただきます。

前回の協議会の中で御意見、御質問といたしまして、前回、1市5町合併協議会で、この一般職の職員の身分の取扱いに関することについて議論した際に、1市5町の合併協議会において提出いたしました資料について、それと同様のものをこの1市2町の松浦地域合併協議に併せた形で資料の提出の要求がございました。それにつきましては、今日追加の資料で、本日お配りしております第4回松浦地域合併協議会参考資料のその2の、午前中に話がありました財産及び債務の取扱いの次に一般職の職員の身分の取扱いに関する資料ということで掲載しております。まず、それをご覧いただきたいと思います。 よろしいですかね。

それでは、追加資料の方の1ページ目をご覧いただきたいと思います。

松浦市と福島町、鷹島町の2町の間で職員の給与の差がございます。何であるかと申しますと、松浦市の場合は、国の人事制度を準用する形で特別昇給というものを採用しております。ある一定の年数時期に行きますと、職員を昇給させるという制度を採用しております。2町の方にはそれがないということでありまして、どれだけ給与の差があるかというところをお示ししたのが1ページでございます。

職員の給与については、職員一人一人について、前歴が違ったり、採用時が違ったりしておりますので、一律にはなかなか比べがたいところがありますので、この表につきましては高校卒業して役所、役場の職員となりました後に、毎年、定期的に1年たつと定期昇給を行うわけですけれども、それをした場合の入ってすぐの高卒の時点、それから在職10年目、20年目、30年目、40年目といったところで、松浦市が特昇を抜いたところで、どのような1市2町の差があるかというところを示しております。

松浦市の場合、高卒でありますと1 - 3から始まりまして、10年目に3 - 3、20年目に5 - 9というふうな表になっております。これに対しまして、福島町と鷹島町がそこにお示ししている表でございます。それぞれ20年目、30年目で、例えば、5 - 9が4 - 9だということで差がありますけれども、これは給料表は国が示しております行政職の給料表を用いておりますので、同じ給料表を用いたことにはなりますが、給料の渡りといえますか、適用の給料

表のどれを当てるかというところの違いが若干出てきていまして、このような違いが出てきております。

次に、特別昇給の制度を含めた場合の比較ということで、松浦市の場合が今申し上げたように特別昇給の制度を国に準じて使っております、2町の間でこれがないということでありますので、実際的には給料のモデル的な比較をする場合には、こちらの特別昇給の制度を含めた場合の比較というふうになります。そこにお示ししていますように、大体在職20年目ぐらいで松浦市と他町の差が表れております。最終的には、在職40年目で松浦が6 - 32、福島、鷹島が6 - 27ということで、また若干差が縮まるような形となっております。

次に、2ページの表をご覧くださいと思います。

2ページの方、二つ一緒に載せておりますけれども、左の方が先ほど申し上げた定期昇給だけを比較した場合に、松浦市を基準とした場合に2町間でどれぐらいの給与格差が出てくるかということがございます。一応、4月1日現在の現職員数で比較したものでございまして、松浦市の給料を基準にした場合に、松浦市の基準に2町の職員が給与レベルを合わせた場合に、どれぐらいの金額が出てくるかというような表でございます。

先ほど申し上げたように、定昇比較で申し上げますと、この表の1番の下側、合計のところですけれども、804,900円とありますが、松浦市の給与水準に2町を合わせた場合に、月額で804,900円の給与費が必要になってくるという表です。

真ん中にありますのは、給料だけを、月給だけを年間額に合わせた場合に　ちょっと穴のほげとるですね。失礼しました。ちょっと待ってくださいね。　すみません。書き込んでいただきたいと思いますが、9,658,800円というふうに、先ほどの一月単位での差額。今申し上げたのは月給、本俸だけの1年分の差額。

で、一番右側にありますのが、一番上の方にちょっと表題のところ書いておりますように期末勤勉手当、これが加算されますので、その差を含んだところでいきますと13,200,360円ということでありまして、1年間を考えた場合に、仮に2町の職員の方を松浦市レベルに上げますと、全体で期末勤勉手当を含めまして13,200千円ぐらいの人事の財源が要するというふうに見ていただいて結構です。

右側の表は、実際に今、松浦市が特別昇給をやっている関係でありまして、左側の方はモデル的に1年ずつ定昇した場合ですけれども、松浦が特別昇給を採用している関係がありますので、これに比較して2町の職員の方の給料を松浦市に合わせるとき、どれぐらいの金額

が要るかという表が右側です。一月当たりでいいますと、一番下の欄ですけど、約2,500千円。給料、本俸だけの1年分でいいますと約30,000千円。期末勤勉手当、これまで含めると約41,000千円の給与が、財源が要るということで、これはあくまでも松浦市をベースとした場合で、一気に2町の職員の方を松浦まで引き上げた場合、このような金額の差の財源が新たに要るという表でございます。よろしいですかね。

次に、3ページの方をご覧いただきたいと思います。

前回、1市5町のときに、どれくらいの標準的な自治体との人数の差があるかということ、類似団体との比較といいますが、前回の1市5町のときは、多分平成12年ぐらいの時点での比較ということでありまして、当時1市5町で80人ぐらいの類似団体比較との余剰人口がありましたので、その80人をベースにいろんな資料をつくったところでございました。

今回、新たに平成16年の4月1日というところで、国の総務省が示しております類似団体の職員数の数字をはじき出しまして、比較した表がそれでございます。一番下の方に類似団体職員数とありますが、そこにそれぞれの議会とか総務とか事務分掌別の人数を書いておりますけれども、1市2町が合併した場合の人口、それから産業構造、こういうものを総務省が示しています類似団体の比較表と照らし合わせて計算した場合に、右にありますとおり317.50人が類似団体としての数字、職員数というふうになります。

上段で書いておりますのは、松浦市、福島町、鷹島町の、最初、議案の1ページで示しておりました職員の実数の関係の表を載せております。合計の欄の四つ目ですけども、現在1市2町で326人。類似団体と比較しますと、約9人から10人ぐらいの差が出るというような表でございます。

次に、その下の表ですけども、これも1市5町のときと同じような表の作成でございまして、退職予定者数の現況と削減可能数の検討であります。表の見方ですけども、合併後年度とありますけれども、一応合併年が17年度中ということはわかっておりますが、実際の詳しい日取りは今からでありますので、実際の合併した後の職員の採用等については18年度からというふうなつくり方をしております。

一応ここに合併後年度、17年を初年度として10年間見ておりますけれども、御承知のように、交付税の算定替え期間が10年間あるということもございましたので、表の頭から後ろの年度の区切りとしましては、10年間を一応ここに書いております。

その下に3分の2補充とか、2分の1補充とか、3分の1補充とかありますが、これも前

回の1市5町合併協議会のときにも、一つのモデルとして御提案申し上げて、検討した内容でございます。これは、当然それぞれの年ごとに退職者というのが1市2町で出てきますし、合併した後も出てくるわけなんですけれども、これに対して、その補充をどのようにやっていこうかと。補充をやっていく上で、削減を視野に入れてやっていくことによって、人件費の削減をねらったものであります。

3分の2補充の上段の表で行きますと、前年度に松浦市で2名、福島町ゼロ、鷹島町ゼロ、都合の2名の退職がありましたので、3分の2補充ということで、3分の2をそれぞれ掛けて、四捨五入の関係がありますけれども、計算上は採用が1、削減が1。2分の1になりましても、これも四捨五入の関係がありますので、2人を1と1。3分の1についても同じであります。

以下、3分の2の補充の2年目、上段でいえば合併後3年目ですけれども、これは前年に7人の退職がありますので、3分の2の補充でいけば採用が5人、削減が2名というような、以下同じような表でございます。

最後に、4ページ目をご覧いただきたいと思います。

これは、今申し上げた削減数、3分の2補充といえ、逆に言えば3分の1削減。2分の1補充といえ、言いかえれば2分の1削減。3分の1補充といえ、言いかえれば3分の2削減ですけれども、削減の数の方に注目して、これも前回の1市5町のときにお出しした資料になぞらえてつくっておりますが、先ほど言ったような削減の3分の2、2分の1、3分の1、それぞれやって、今申し上げた削減数をやったときに、人件費としてどのような削減効果が出るかというところをお示したものです。先ほどの3分の2補充、2分の1補充、3分の1補充とありましたので、それに併せて3段で表は作成しております。

表の見方ですけれども、上段に合併後年度とありまして、1から先ほど申し上げた交付税の算定期間がある10年間。2段目の削減職員数とありますのが、先ほどの表の中の削減する人間の数をそこに暦年別に載せております。それに合わせまして、現在の松浦市ベースでの給与額、これに合わせまして、じゃ、どれぐらいの人間を減らすことによって人件費的な削減効果があるかというのが、そこに書いてある計算の数字でございます。

一番上の表で行きますと、合併後1年目は削減数がゼロ、合併した年でありますので、削減数はゼロ。合併後2年目に行きますと、削減数が1人でありますので、1人に対する年間の人件費、これは期末勤勉手当も含めた形でありまして、2,276,320円の人分が人件費が

浮くと。合併後3年目でありますと2人の削減でありますので、在職1年目の人については2人分の4,552,640円の人件費。前の年に1人削減しておりますので、この人がもし職員としていけば昇給もありますので、その分も含めると2,350,120円。下の段にありますとおり、合併後3年目においては、2人削減することで人件費として都合の6,902,760円の人件費の削減効果があると。

以下、同じような表でございまして、ここにはとりあえず10年間、交付税算定基準がある年間までを数字的に示しております。実際、先ほど類似団体との比較というところで約10人ぐらい、1市2町の現数が多いということがありましたけれども、実際にこれからどれぐらいの削減かというのは、前回の1市5町のお話を基準にしますと、類似団体比較の数字をもって、それを削減するという一つの目標であったんですけれども、今回は類似団体と比較でいきましたも10人ぐらいということありますので、実際の削減数については、類似団体と比較すれば10人ですけれども、それ以後については具体的な数字は持ち合わせておりません。合併後、行政改革とか事務事業の改善とかいう中で削減効果を図っていくということになるかと思えます。

それから、前回の協議会で合併の先進自治体の給与の調整方法を、何か情報としてあればお示ししてほしいということで御質問がありましたので、合併の事務局の方もお願いしまして、一応県内の合併したところについて調べていただきました。県内に4の合併があります。お話を聞くところによりますと、合併した後についても、給与格差の調整にはまだ手がつけられていないというのが現状のようでございます。

合併については、松浦市も鷹島町、福島町も同じですけど、ほかの自治体もそうですが、すべてほとんどが国の給料表を適用しているということでありまして、給料表の中では、国の方では11級まで給料表というのはランクづけがありますけれども、松浦市も鷹島町も福島町も一緒ですけれども、ほとんどの地方自治体は1級から8級までを採用してやっている状況です。

同じ給料表を用いているというところがございますので、給料表そのものについては新たな別の視点から見直すということはないところがございますけれども、やはりその給料表の運用の仕方が若干違っていたり、松浦市と鷹島町、福島町で特別昇給の取り扱いが違っているというところがございます。その辺のところでの給与の調整が必要ということであります。

それで、まずもって合併協議会の中で、冒頭、一般職の職員の身分の取扱いで説明しましたとおり、一応合併特例法の中で現給の保障というところで、これは新市に職員の身分は引き継ぐということがありましたので、一応これをベースに調整をする必要があります。

先ほど4市町の先進事例の合併と申しましたけれども、お聞きするところによりますと、吉崎市が作業が一番進んでいるということで聞いております。吉崎市の場合には4町が合併したわけですが、4町それぞれの職員データと申しますか、その辺のところを持ち合わせてみても、なかなか採用した時点からの再計算は困難というようなお考えのようであります。各町単位にモデル給料をもとに運用の違いを調整するという案が提出されたようでございまして、現在、職員組合と交渉中であるようです。今年の3月に合併したということでございますけれども、今申し上げた給料の調整については、来年の、新年度の4月から2年から3年かけて調整をしたいというふうなことをお聞きしております。

4町のうちの残りの3合併先進地ですが、お聞きしますところによりますと、なかなか手つかずの状態ということで、ほとんどは現時点で採用時からの再計算をそれぞれ行って、新市の給料表に載せるというふうなことで考えていらっしゃるようです。

それから、県内の四つを言いましたけれども、ほかの県外の合併自治体の状況も事務局の方で調べていただいたんですけれども、大体が複数の自治体の合併ということで、中には中核となるような規模の大きい自治体、それから主体的に合併を進めていく自治体等がありますので、そういうところについては、やっぱり規模の大きい市、主たる自治体の方に給料体系を合わせて再計算をするというところが多いというふうに聞いています。

あと、前回の御質問の中で、諸手当についてどれぐらいの支給額があるんですかというような、諸手当については今回の議案提案の中に何も触れておりませんので、御質問があったと思いますが、諸手当について1市2町それぞれの15年度決算の数字を一応調べてみました。

まず、諸手当の種類ですが、1市2町大体同じもの、国に準じた形で手当を支給しておりますが、扶養手当、それから住居手当、通勤手当、それから特殊勤務手当、特殊勤務手当については、先の最初の議案の附属資料として、どういう勤務内容があるかということとは表としてお示ししております。それから、時間外勤務手当、それから宿日直手当、それから管理職手当、管理職手当につきましても、前回の附属資料としまして、1市2町でどういう管理職に対して、手当の割合がどういうふうにあるかというのを表としてお示ししておりました。それから、期末勤勉手当、それから退職手当、児童手当、以上のようなものが

1市2町で職員に支給されております。

お問い合わせがありました金額ですけれども、最初に申し上げた扶養手当が、今、議案の話題になっています一般行政職でいいますと、1市2町合計が約44,900千円 総額でよかですかね。それでは、諸手当の総額ですけれども、これは先ほど申し上げました管理職手当、期末勤勉手当、特殊勤務手当、これを全部含めたところですからけれども、1市2町で一般行政職、それから特別会計、公営企業、すべてを含めまして、総額が約1,255,000千円ということになります。

以上で前回御質問、並びに資料の提供があった部分についての御説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第15号の一般職の職員の身分の取扱いに関することについて、前回の指示事項等々も含めて説明があったところでございます。それぞれ質問を受けたいと思います。はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。一つお尋ねをしておきたいと思いますが、先般、協議第15号についての説明の折に、実は類似団体との職員数についての数字が示されました。その折には、一般行政職、それについて約46名のオーバーだということが説明されたと私は明記しておるわけですが、その点がどうかということが一つ。

それから、ここには、職員数については新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとするということが明記されておりますが、今るる説明がありました。今後の合併に向けて、適正化計画を進めていくということだけれども、これはある面では漠としておる。それで、例えば、2年なり3年なりで適正化に向けて進めていくということが考えられておるのか、その方針がどうなのか、その2点。

それから3点目に、先ほど職員の給与等々についても、1市2町合併した折の松浦市を含めた総体的な金額が出ました。これが要するに特別昇給まで含めていくと、年間に約40,000千円のオーバーになるということが説明あったと思いますが、これも含めて、今後、方向性として、何年ぐらいでこの適正化に向けて進めていこうという方針を持たれておるのか、その3点をまずお尋ねします。

吉山会長

はい、事務局よりどうぞ。

末吉総務部会長

最初の46人のオーバーという御質問だったと思いますが、前回、類似団体との比較で40とかいう提示はいたしませんで、お手元の議案の2ページ目をご覧いただきたいと思いますが、この中に1市2町のそれぞれ職務分野別の条例定数と実際の実数と差額ということで、それぞれ表を載せておりました、一番下の合計でいいますと、ここに松浦市の条例定数と実数との差が、例えば、340に対して317人の職員がいて、23人が定数より少な目ですと。ですけど、これの一番右側の合計の欄を見ていただければと思うんですけども、1市2町の全体の条例定数でいいますと491人ですが、実数でいきますと445人ということで、ここで条例定数と比較すると46人の差があるということでお示したかなというふうに思いますので、類団比較とはまた別かなということで御理解いただきたいと思います。

あと2点目に、新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるということですが、何年ぐらいでという話だったと思いますが、前回の1市5町のときは、類団比較が80人多いという中で、交付税算定が10年あると。その間で職員もたしか3分の2削減というところで、先ほどお見せしたような人員の削減にかかる人件費という、そういう表を出してお話ししたところでございまして、そのときには10年間、3分の2採用、いわゆる3分の1削減という線で行きまして、たしか給料の調整はおおむね5年間をかけて、一応松浦市ベースに給料の調整を図っていくというところで確認を得たと思っています。

今回については、また、先ほど申し上げたように類団と比較しても10名ぐらいということで、そんなに類団比較の観点から見ての削減効果はないと、10人ぐらいというふうに思っています。申し上げたとおり、一気に2町の職員の給料を松浦市ベースに上げると、特昇ベースを含めて上げるとなれば、そこに40,000千円ぐらいの新たな人件費が要るということでございますので、前回の1市5町のときにも、5年ぐらいかけてといえますのは、一気に当時

済みません、1市5町のときは、たしかこの40,000千円が80,000千円ぐらいだと思います。一気に80,000千円、毎年新たな人件費が出るということと、仮に3分の1削減をやった場合に、どれぐらい人件費が逆に浮くかというところの、たしか見合わせというところで、5年間ぐらいかけて退職不補充で人件費を削減し、一気にじゃなくて、5年ぐらいかけて段階的な給料の調整を行っていくというところで確認は得たところでございます。

今回は、先ほど申し上げたとおり、類団比較で10人ぐらいということでありまして、これでいいまして、なかなか採用をどのようにするかも全然まだ決めていませんけれども、採

用不補充だけで、例えば、2分の1とか3分の1不補充という形だけでいっても、なかなか年数がかかるかと思えます。

まだ新市においてどのような組織にするかとか、今あります支所の機能、業務の内容、こういうものもまだ確定はしていませんので、ある程度新市になれば、なった時点からまた新たな、最初、冒頭申し上げましたように定員適正化計画というものを作成して、新たにまた業務の見直しというのを進めていく中で、人員の削減というのを取り組むような形になってくるかと思えます。

吉山会長

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

大体質問には答えていただいたようでございます。ただ、私は類似団体、類似団体ということで、一応の参考にはなると思えます。しかし、私どももいろいろなところに勉強をしてみっております。特に財政が硬直しておる中において、非常事態宣言等を出されて、それぞれ首長以下職員、議会も削減を図って、10年間で目標をどれだけ達成するんだと、削減額をするんだというような観点から、類似団体といえども、今後のこの1市2町の進め方については、そういうことも含めて、類似団体がこうだからと、9名程度だからという、そういう安易な考え方じゃなくして取り組んでもらわなきゃならない。

普通一般的に、やっぱり今の1市2町がとやかくということじゃない。合併について考えられることは、今後どういう目標に向かって、今の財政の状況を建て直していくか。それについてはどうやるんだという、そういう、もうこれは新市建設計画も含めてなると思いますが、そういうものがなければ、ただ単に類似団体がこれぐらいだから、こういう形で今後3年なり5年でこうやりますよということだけではなかなか説得力がないと、私はそういう判断をしますので、今後は新たなそういうものもやっぱり加味しながら、ひとつぴしっとした10年間の目標を樹立して、それを市民、町民にお示しをしていく、そして理解を求めていくということが必要じゃないかと思えますが、その点について幹事長はどのようにお考えですか。

吉山会長

はい、どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。お答えいたします。

先ほど総務部会長がお答えいたしましたとおり、今後どういう組織機構になるかということもございしますが、今、寺澤委員御指摘のとおり、本日お配りいたしました3ページの資料を見ていただきますと、特に民生、衛生、教育の分野では、現在の1市2町の職員数が類似団体よりも相当少なくなっております。そういうことからしますと、類団と10名しか多くないからということじゃなくて、こういう具体的なそれぞれの部門を検証いたしますと、既に今の雇用形態等からしますと少なくなっている分もございしますので、そういうことも十分踏まえて、今の寺澤委員の御指摘のことも踏まえて、今後、これは当然新市においてなされるべきこととございますが、こういう問題も含めて定員の適正管理計画を立てて、それを実行に移していくという形をとっていくように、この新市に引き継ぐという形をとらせていただきたいと思っております。

吉山会長

はい、どうぞ。

寺澤委員

寺澤です。今、幹事長の方から答弁がありました。ただ、問題は、新市においてということも大変これは事務上、調整上、新市にならなければやれないことも多々あると。ただ、これはよその例をとっていちゃもんつけていくということではございませんけれども、やはり市民、住民に理解を求めるといことは、新市の建設計画の中ではこうやるんだと。ただ、それについては、合併協議会の中に、おおむね10年間の目標はこうなんだというものを示して、それをやっぱり市民、町民に理解を求めていくという姿勢が私はまず大事ではないかと思っておりますけれども、あくまでも合併して、新市になってからということで押し進めていけるのか、そこら辺について、いま一度確認をしたい。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今、御指摘がございましたけれども、先ほどもお話ししましたとおり、松浦市の給与ベースに合わせますと、調整が終わった段階では40,000千円の人件費の増額になるということになりますから、そういうことも踏まえまして、やはり市民の皆様方に御理解いただくためには定数を何名程度にして、人件費が1市2町の場合と新市になった場合の削減が、40,000千円に比較して数億になるのか、億単位になるのかどうか分かりませんが、

やはりその辺は、合併によって行政経費の削減がこれだけ図られますよという形の、目に見える形での削減計画を立てなければ合併の目的も達成できませんし、新市になった市民の皆さん方の御理解もいただけないと。そういうことは十分体して対応していくべきだということ、新市に引き継ぐという形をとらせていただきたいと思います。

吉山会長

ちょっと待って、金内委員が先ほどから。はい、どうぞ。

金内委員

鷹島の金内です。ただ今幹事長の説明でも、給料ベースについて、40,000千円云々については松浦と1市2町を対比した分だというふうな説明がありましたけれども、確認しておきたいのは、提案されている4ページの給料表の種類、これにつきましては福島町、鷹島町が違っておるということで、号俸等を合わせていけば、上も変えなければならないということで、再計算を云々ということも出ましたけれども、松浦市をとるとであれば、福島町、鷹島町についても再計算をしなければ、今出すということじゃなくて、在職職員の不公平をなくすためには、どうしても再計算して、給料は並べておかなければいけないというふうなことも出てきます。そうすると、鷹島については医療職給料表は医師だけで、看護師等については一般職行政表をとっておりますので、相当上がってきていると。全体を含めまして、これを見ますと、福島、鷹島で128名の職員がおられるわけですが、平均して四、五級程度は松浦と比較した場合は上がっているんじゃないかということになってきますと、上の職種、給料表のとり方を変えてきますと、この40,000千円では落ちつかないんじゃないかというふうな考え方を持っておりますが、その点について、額はともかくとして、わかっておれば御説明をお願いいたします。

大久保事務局長

まだ具体的にどのように調整をしていくかというような議論まで、実は部会の方でも行っていませんものですから、ただいまの質問に対しては、ちょっと完璧な答えはできませんけれども、確かにこの、4ページを今皆さんご覧になっていると思いますけれども、行政職については、それぞれ8級までは一応つくってあるんですね、給料表としてはですね。ただ、それぞれの職務に応じての級の張りつけというの、やはりこれも違っておりましたでしょうし、ですから、当然その職務の職の張りつけの段階の調整も必要になると思います。そしてまた、それをもって現在の給料と比較しなくちゃいけないということも出てまいります。や

はり基本的には、その方が採用された時点からを松浦市の運用にあわせた中で計算をし直すというのが、これが一番原則的なやり方だろうと思います。ただ、それをするか、しないかという議論まで、ちょっとまだ今のところは行っておりませんが、合併特例法の規定の中にもありますように、当然職員の公平性というか、これが欠けることがないように、そういうふうな配慮をしながら調整はやっていくということにしたいと思っております。

先ほど医療職の給料表についても言われましたけれども、当然松浦の方では、うちの場合も、実は看護師は行政職の給料表を使っております。そのようなこともございますので、これも当然、どの職種がどの給料表を使うか、その時点からきちんと合わせたところでの調整を図っていくようなことにはなると思います。

吉山会長

はい、どうぞ。金内委員。

金内委員

鷹島の金内です。15号議案の一番下から2行目に、給料体系については合併までに調整するというふうにしてあるわけですが、合併までに調整するとすると、1市2町が合併した場合、各町村、職員組合が一旦なくなると思います。その場合に職員と合意の部分が、合併前に合意ができるものかどうか。あわせて、病院等については、労働基準法で決めてある三六協定等が組合がないのに結べるのかどうか、運営していくとき。その点についても御説明を願いたいと思います。

大久保事務局長

まだ合併を今はしておりませんので、現段階で、もし協議をするとなりますと、それぞれ現在の町長さん方とそれぞれ町の職員さん、職員組合で御協議いただくということになりますが、この給与の調整となりますと、なかなかやはり合併前の調整は困難だと思っております。というのは、現に県内の合併先進4自治体におきましても、やはり合併してからということを進めておるようでございます。ですから、新しい首長が選ばれ、新しい職員組合ができ、そうした中で労使の中で、当然この給与というのは勤務条件の一つでございますので、交渉を持って、そして進めていくというふうなことになるかと思っております。

給与体系につきましては、これは合併の時点で職員の給料は発生をしておりますので、給与体系につきましては、どのような給料表を設けるということ、また、そしてその給料表の級の職務は、何級にはどの職種のもを当てるとか、そして基本的には、やはり今現在支

給されております現在の給料を保障するというのが基本的な考え方でございますので、その部分に、新市に任用される場合においては、そこに給料は、金額的なものはもう同じところに当てはめるといふところから、まずは新市の職員についてはスタートをしていくといふことになろうかと思っております。

吉山会長

福村委員、先ほどから手が挙がっておりました。

福村委員

松浦の福村ですが、資料によりますと同じ給料表を使っておると。そうしながら給料の差が出ているということでございますが、今は何か制度の問題で、これは高い方に合わせるのを前提でしてあるようでございます、5年間をかけて松浦市に合わせると。私はこの給料の運用の仕方、非常に問題を私は一つ提起しておきます、この際ですからね。この渡り制度、これは自治省、総務省あたりからそういった指導はあるじゃないですか、これは違法だからやめなさいと。これは組合との関係があるから、なかなか簡単にいかんと思えますけれども、やはりこれは両町はそのとおりやっておるんですよ。市は残っておるとですよ。これは市民が聞けば、大体給料表に従って1年で1回上がるとが、何で6カ月で上がるかと。そがんことを市民が聞けば、今の民間の会社の従業員からすればちょっと納得がいかん、この財政厳しい折ですね。そこら辺も、この際ですから渡り制度についても検討してください。

それから、職員の人数もありますけれども、これもそれに適合しておるから100%じゃないんですよ。やはり議会もこうして人間を減らしていこうと努力するわけですから、職員についても、市民の理解を得るためにはそこら辺にも十分留意して、今後の人員削減計画等についても練り上げていただきたいというふうに希望をしておきます。

吉山会長

渡りの分、そのことについては、一つは現給保障という部分があるものですから、現状では法律上、そういう課題の中で、今後どのような対応をするのかというのは非常に大きな課題であろうと思います。

それから、定数の人数の関係ですね。職員の数の問題ですけれども、これは正直に申し上げまして、類似団体との比較ですると10名程度の差ですから、そのことを目標にしようとしたんではどうしようもないんですよというのが前提なんです、事務局サイドも。もっとそれじゃない、違った視点での対応が今後の人員計画の中に必要ですよというのがある。その際に支

所の機能をどうするかだとか、組織機構等々の部分が明らかになる中で、定数管理というのが初めて表に出てくる。そういうとらえ方のようにございますからですね。その点は、改めて私の方からも確認をさせていただきたい。あくまでも類団を目標にすれば、それでいいんだという考え方ではないということは申し上げておきたいと思います。

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。前回この案に関しては、聖域、例外を設けることなく、この件についても経費削減をやっていただきたいということで要望をいたしておりました。そして、中身がよくわからなかったので、今日黙って聞いていたら、先ほど、今ちょうど僕も言いかけたことを福村委員も言われたんですが、上の方に合わせるという話しかできないのかどうかと。通常、経費削減をやるうと言っておるのに給料の上の方に合わせようと。全然違う話をしよるのじゃないか、行政は何を考えておるんじやろうかなというふうに、ちょっと今思いよったとですけど、今の市長の説明で、いわゆるダウン部分についてのどうのこうのという部分が、保障があるんだというふうな形の中で、そういう形になっているのかなと思うんですが、基本的には、要するに経費削減が目的なわけやから、類団とか、そんなことはほとんど関係なかわけですよ、住民サイドからすると。幾ら減らしたかということが一番問題であって、したがって、今後10年間、行財政の職員さんたちの給与、人件費という部分に関しましては、年間の総合の全体の、当初にいわゆる予算が上がりますよね。そのときの何%はもう超えないんだと、10年後はですね。超えないんだと。それ以上超えた場合には、自分たちで自ら給料も下げるし、削減も自らするんだと。それぐらいの縛りの中でやらないと、何か国の言いなり、類団とか言いよれば、人口はどんどんどんどん減っていくと言っているのに、職員数は全然減らないという不都合な場面がいっぱい出てくると思うんですね。したがって、大体人件費の割合はこれくらいで決めておきましょうと。その枠を超えたら、自分たちで自助努力するんだよというような姿勢を見せない限り、なかなかこれをもって職員さんたちの処遇を、それは公務員だからというふうな形の中で、仕方ないんだといえればそれまでかもしれませんが、逆にそのことが市民に反発になったんじやどうしようもないんだと思うんですね。したがって、その辺のところも考えてやっていただければなと思っています。

中身をここで検討するようになっていませんで、その中身について言いたいんですけど、あんまり検討したらいけないみたいなので、自分たちでおやりになるということですから、

おやりになるのであれば、そういうふうな形でしっかりとやっていただきたいと、そういうふうをお願いを申し上げておきます。

吉山会長

そのほか。はい。

松永副会長

松永でございます。この2ページの条例定数としてありますね。これ条例を定めたのは、各市町でいつごろなのかですね。みんな各市町で違うんでしょう、条例を設定した日付が。いつごろこの定数、条例を設定したのかですね。随分前、10年も、あるいは15年も前に条例定数を定めておいて、この今の技術革新の中で、かつてタイピストとかなんとかあったんですよね。全然要らないんですよ、今。一人も要らないんですよ、世の中に。そういう時代であっても、そういう人間が必要とするころ定めておいた定数かもしれないんですよ、あるいは。そこら辺を全部、何年に定めた定数か、ちょっと後で調べて教えてください。

本当にこれ、例えば、これ調べてみると、福島町の教育委員会、条例定数が12人になっているんですよ。鷹島は6なんですね。どうしてこんな違うのかなと思ってね、さっきからずっと見ていたんですけどね。そこら辺を含めて、ひとつもう一遍見直してみる必要はあるなと私は感じています。

以上。

吉山会長

答えが要りますかね。どうぞ。それぞれ現行の340、それから75、76を定めたのが各市町でわかりませんか。

末吉総務部会長

それでは、松浦の分ですけれども、条例の最初の制定は、やはり新市が発足した昭和30年ですが、最終的に見直しをして、今の定数になったのが平成4年12月ですね。恐らくこの時期に、本庁内の業務についての課や係の再編等を行った折に、今の定数に置きかえたものと思います。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。ちょっと補足させていただきますが、今、松永副会長がおっしゃいましたとおり、条例定数というのは大分以前のものじゃないかという御指摘がございます。したがって、本日、資料としてお出しいたしましたのは、条例定数と類団の職員数じゃな

くて、現在、実際に雇用をしておる職員数と類団の数を比較させていただいたということでございますので、私ども条例定数にこだわることなく、人員の削減をしながら現在の行政事務をやっておるわけでございますが、その実態と類団とのどうかということで、本日 326と 317.50というものを outsizing させていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

吉山会長

もう2時間、実は経過をいたしています。一旦ここで休憩をしたいと思います。

午後3時 休憩

午後3時12分 再開

吉山会長

再開をいたします。

引き続き、協議第15号 一般職の職員の身分の取扱いに関することの協議を続行いたしますが、御質問、御意見等ありますか。

はい、友田委員からどうぞ。

友田委員

松浦の友田です。この一般職の職員の身分の取扱いに関することについて議論をしているわけですが、理想論から言えば、給料を下げた方がいいまちづくりができるのかなというのはあります。ただ、あくまでも合併の目的はどういったまちをつくるかということであって、その中の手段として今合併の議論をしているわけですね。いいまちをつくるために合併をする。その条件の一つの中に財政削減があるということで、とにかく財源を削減すれば、じゃあ本当に私たちが目指すいいまちができるのかという視点は、やっぱり理想論としては持っておくべきだろうと思います。

そういうような中で、やっぱり給料は安い方がいいんですね、税金払う方としては。ただ、その中身が、払っている側がその払っている額に見合う分の仕事がされておれば、だれも文句は言わないと思うんですね。その辺があって、なかなか今のところ議員の人数にしても、職員の給料にしても人数にしても一般の方から厳しい御意見が出るということは、議員も、職員もお互いに率直に認識しておくべきだろうと思っていました。

その中でですが、この地方公務員等の給与等については、今国でも大きな流れでできてきているわけですね。そういった中で、ここでどこまで議論をしてできるのかどうか、ここでどんなに議論をしても、今後総務省などが示す施策によって地方公務員の制度が大きく変わ

る可能性があるわけですね。そういうふうな中で整理をしないと、やっぱりここでいろいろ言っても職員組合との交渉があって、その職員組合の中の皆さんと意見を交わすときに、やっぱりその理想に向かって資質を上げていくということも議論して新市の中で協議すべきだろうと、私はそう思うんですよ。その視点がなければ、やっぱり職員も人間ですから、本当にいいまちづくりのために努力しようかという気分さえなえてしまうんじゃないかなと。ただ、そういったことを議論する中で、経費削減についてこれだけ厳しい意見があるということは、きちっと表に出すべきだろうと、そのように思いますので、ここの中で今後出されるであろう国からの通達等を上回ったような議論ができるのかどうか、まずこの点についてお示しをいただきたいと思います。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

結論的にはちょっとできないだろうと思っております。

それは、やはり私たちというか、職員の給料をつくる根拠と申しますか、これにつきましては、なかなかそれぞれの自治体で根拠を持ち合わせていないというのが現状でございます。地方公務員法というのがございますけど、この法律の中自体に職員の給与というのは、「生計費並びに国及び地方公共団体の職員並びに民間事業の従事者の給与その他の事情を考慮して定めなければならない。」というふうなことがございます。

そういうふうなところで、そのバランスをとるために、現時点で国家公務員の給与というのは、これが民間事業者の給与を反映させて、定めているというふうな状況でございます。そういうふうなところから、地方公務員についてもそれを準用しているというのが現在の給与の定め方というふうなことになっておるわけですね。

そのようなところで、国の公務員の人件費の給与の体系というか、そちらの方が、やはり最近の議論では中央と地方との格差といいますか、そういうふうなことも出ておまして、当然、世の中の流れとともに変わっていくと思っておりますし、それに従って、またこの地方公務員の給与についても、考え方も変えていくというふうなことになるかと思っております。

ですから、当然国からそういうふうな流れを受けながら適正に、しかも人件費は削減の方向に向かって、できるだけ努力をしていくという、そういうふうな方向性だけはひとつやっ

ぱりここで認識し合うということで進めていただければと思っておりますけれども。

以上でございます。

吉山会長

はい、友田委員どうぞ。

友田委員

松浦の友田です。そうしますと、具体的な中身については、事務局長おっしゃるように、その地方、その地方の企業との給与格差があるということで、そういった地域との格差等も組み入れた給与体系について国が今示そうとしていると。そういうことを踏まえて議論していくべきだろうと私は思います。

それと、やはり住民の皆さんに、この職員の削減による財政問題を説明するときには、今ここに示されている資料でいくと、採用される方と退職される方の人数だけでこれだけ経費が下がりますよというふうになっているわけですよ。実態はそうではなくて、年度ごとに在籍している方は給与が上がっていくわけですね。そういった中に削減していく部分があって、やはり全体の給与総額というか、人件費総額を求めてやっていくべきじゃないかと思うんですよ。

だから、実際には、先ほど3分の1補充だと596,000千円減りますよというふうに書いてあるけれども、じゃあ10年後に本当に、トータルとしてはそうなるんだけれども、今いらっしゃる方々の給料は、このシステムでいけば上がっていくわけですから、その辺のプラスマイナスがやっぱりあって、何年後には人件費のバランスが何%ぐらいになるんですよというふうなものは、今後の新市建設計画の財政計画の中できちっと反映していただいて、そのことも踏まえて説明をしていただきたいと思います。

やはり給料によって共済費の負担額とか、そういったものも変わってきますので、そういったもろもろも含めて人件費がどうなのかという議論をしないと、この採用減による給与のマイナス面だけを出すというのは、ちょっと片手落ちじゃないかなと感じますので、今後の議論の中でぜひその点はつけ加えて説明をしていっていただきたいと思います、そのように思います。

吉山会長

はい、ちょっとコメントがあるようです。

大久保事務局長

ただいまの友田委員の御意見についてのコメントでございますけれども、きょうの資料の

最後のところに、それぞれ人件費の削減の概算というふうなことで、職員の採用の抑制によります三つのパターンを示しておるわけでございます。

それで、これは退職者の分を全部補充しないで、新規採用を控えていくというふうなやり方でのパターンを示しております、当然、新規採用を控えた分だけ職員が減っていくというふうなことになります。

それで、在職者総数というのも、この新規採用者を抑制した分だけ減っていくということになります。在職者につきましては、当然退職を毎年されますけれども、その分は下からまたずっと1年ずつ繰り上がってきまして、定期昇給で1年ずつ上がります。そうすると、在職する人間の件費の総額は基本的には変わらない、若干年代的に多い少ないがありますので、その辺は少しはあるかもしれませんが、基本的に変わらない。

これは、新規採用を控えた場合ということで、高卒の初任給からの年間分をずうっと積み上げておりますので、これは最低でもこの金額は出てくるというふうな計算になると思います。途中から入る方がおられれば、もっと額が上がってくるということになりますので、これは最低額の試算というふうなことで御認識いただければと思っています。ただ、これは今の給料表ですから、最近のようにずっと給料表が落ちてきておりますれば、もっとそのときは若干効果が鈍ります。

そういうふうなところでございます。

吉山会長

田中委員。

田中委員

松浦の田中です。

3ページを見ていただきたいんですけど、退職予定者数の状況と削減可能数の検討ということで、こちらの方で私黙ってこの図を見ていて、年間に28名を削減するとやろうかと、ちょっとそういうふうに思ったんですけど、これは10年間で28名の検討ということですね。例えば、3分の2補充。2分の1補充は44名 削減数ですね、3分の1補充は採用数は56名で、削減数は28名、差し引きすると20前後すべてなるんですけど、10年間でそれぐらいかとはっきり申しまして思うんですよ。IT化になっているのに職員ばかり多くって、手持ちぶさたになっている職員の方もいらっしゃると思うんです。例えば、私が窓口に行った場合、週刊誌を読んでいる職員もいるし、携帯電話をかけている職員もおるんですよ。そういう職

員に税金を投資したくないなと思うんです。もっとこの削減人数ですね、そちらをシビアにですね、各企業もシビアに本当に切っていらっしゃるので、数字を出してもらいたいなと思っています。

吉山会長

はい。

大久保事務局長

ただ今田中委員がおっしゃった検討表でございますけれども、一応退職者のうちどれだけ抑制して採用するかということは、三つのパターン、3分の2補充、2分の1補充、3分の1補充ということで、とりあえず10年間これは上げてみたというふうなところでございます。

それで、先ほどから、その上の表で類似団体との比較もちょっとしてはおりますけれども、大した数字がここでは出てまいりませんでしたけれども、これ以上の削減ができるように、ひとつ努力はしていこうということで考えておりますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

吉山会長

はい、池水委員どうぞ。

池水委員

松浦の池水です。そういうことで、今一生懸命削減をなさるということなんで、効率よく削減をしていただければと思います。ただ単に人数が減ればいいというだけの問題じゃないというのは、先ほどの友田委員と同じ意見なんです、その辺のことは効率よく削減をやっていただきたいと。それはもう、全体として当たり前のこととしてやるんであって、それ以外に合併することによって行政側としてもこういうことで頑張るよというようなことが、やっぱり一つぐらいは要るんじゃないかと。

実は、僕は5年ぐらい前に群馬県の新治村というところに視察に行ったんですが、ここは職員の残業賃をカットして、残業はやっていますけど、残業賃は全部カットして地域振興策に使ったとあって、今のところうまくいっているという部分がですね、そういう村もあります。

したがって、職員も自らそういう目玉を少し打ち出すぐらいの気持ちで削減をつくった方が、より住民に対しても、行政側のやる気を見せるといういいきっかけになるんだろうと思うんです。

というのは、今後のまちづくりにおきましては、民だけでもやれないし、官だけでもやれないということは、もうずうっと以前から言われているわけですね。そういう中で官民共同でやるんだということであれば、やはりそこら辺の住民感情あたりをうまく利用するというのも大きな一つの手だてだと思っんです。この官と民の気持ちが完全にばらばらになっておけば、いい施策が出て、お互いに協力ができないのであれば、これはもう絵にかいたもちにしかすぎないようになりますんで、今後ますます自立が求められる地方において、やはり官と民の共同作業というのは非常に大切なことであろうと思っんです。

だとするならば、先に行政側の方がそういう目玉を出してやることによって、やる気を見せることによって、民の気持ちを引っ張っていくというような形にもつながるかと思っんで、こういうふうに決まりきったようなことの数字だけでどうのこうのという部分は、もう当然のこととしてやっていただいて、プラスアルファを少しお出ししていただければ、非常に助かるなというふうに思っております。

それから、もう一つ、ちょっと伺ったんですが、我々全く知らなかったんですが、実働に対して出る分と、そうでない部分とが給与体系の中にあるというふうなことをちょっと伺ったんで、例えば実働で出る部分に関しては、それは減ずる必要ないんで、実働でもらえる分はどんどん職員増やしていただいていいと思っんです。ただし、そうでない部分に関しては極力減らしていこうとか、そういうところのプラスアルファも考えながらやっていただければ、そんなに人数にばかりこだわる必要もないかとは思っているんですが、自主的に効率よく経費削減を出していただきたいと、そういうふうに思っております。

吉山会長

やはり私ども合併をする、それはもう新しいまちづくりをしていこうと。そのための部分として、経費削減をし、投資に向ける財源を生み出そうということですから、私たちやっぱり合併の大きな目標というのは、その手段として、経費をいかに削減していくかというのは大事な要素であるということ、そのことを前提にしながら、私どもはこの問題もとらえなくちゃいけないと思っんです。そうしていくと、個々の職員の給料がどうだこうだというんじゃないんで、トータルとして、人件費総額としてどのようにしていくのかというのが重要になってこようかと思っんです。

そんな意味で、私どもはやっぱり今後10年という歩みの中でも、人件費総額をいかに抑えていくかという視点の中で、今後の組織・機構の構築、さらには定員適正化計画の策定、こ

ういったものが必要になってこようかと思うんです。そういう視点の中で、今出された各種の議論というのを生かしていくべきだろうと、そのように思うんです。

ちょっとこれをいつまでも議論しておりまして、具体的な表記でないわけです。ここでは、身分については、「法律第9条により、すべて新市に引き継ぐものとする」ということ。それから、「新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする」ということ。それから、あと「職の設置並びに職名については、人事管理及び職員処遇の観点から、合併までに調整する」。四つ目に、「職員の給与については、職員の処遇の適正化の観点から合併後速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整する」という方針が出されておるわけですが、このことについて大枠で理解できるのか、できないのか。

はい、寺澤委員どうぞ。

寺澤委員

もう一言お尋ねしたいと思います。

この出された、特に採用職員不補充による人件費の削減概算ということで出されております3分の2補充、2分の1補充、3分の1補充ということで出されておりますが、このことにつきましては、この協議会でございましたが、前1市4町、5町の協議の中ではどの方法でやろうということまで、ある程度方向性が出されたとは私は記憶をしておったわけですが、このことについてはこういう方法がありますよということだけで今回の協議会とはどめるといってお考えなのかどうか。

それから、いま一つ、この「職員の処遇の適正化の観点から合併後速やかに調整を行うものとする。なお、給与体系については、合併までに調整する」。もうこの合併までに調整するというのは、ただ職員の給与体系のみならず、あらゆるところで出てきておりますが、合併までに調整をするというものについては、もうこの協議会の中にはお諮りをすることは考えておらないのかどうか。

そこら辺について2点お尋ねします。

吉山会長

はい、どうぞ。

大久保事務局長

どういったパターンで今後その削減を図っていくのか、そういうふうなその方針でござい

ますけれども、現時点におきましては、どのくらい削減ができるかという数字がはっきりしていないというのがございます。先ほどからの議論の延長ではございませんけれども、これはもう可能な限り削減をしていく、そこら辺努力をしていくということで、新市になって定員適正化計画を立てようというふうなところでございます。

そのようなところで、どのパターンによりまして削減を図るか、3分の2補充、2分の1補充、3分の1補充といろいろなやり方があるわけでございますけれども、それにつきましても新市の市長にお任せいただきたいなと思っております。そして、その中で、当然先ほどから10年間はいろんな交付税等の措置もあるからということで、それはもう絶対超えないというふうな、ある程度そういうふうな言葉も出ておりますので、できるだけそれ以内の早い時期に、ある程度の削減が終えられるようにというふうなところで、そういうふうな努力を新市に引き継ぐというふうなことにいたしたいというふうに思っております。

それから、給与体系については合併までに調整するというところでございますけれども、一応こういうふうな内容で御確認をいただきますれば、あとは1市2町の事務方の方でこの調整をさせていただきたいというふうなことを思っております。

現時点におきましては、今までの議論の中からいけば、基本的には大方松浦市の現在の給与体系に合わせるというふうな、そういうふうな調整の方向性でございます。

吉山会長

1市5町の折の協議というのは、人員削減の計画について類似団体との比較の中でこれだけの部分が実は余裕があるんですよという一つの目標値があったわけですね。それに向かって、じゃあどのような定年退職がどうだから云々だということでの経過を踏まえて、実は3分の1補充でどうだというふうな話になったということだったと思うんですね。今回はその部分が、目標が類団の話になってくると、もう10名程度のことだ、それでは実は削減計画として、それを目標にしたんでは余りにも数が少な過ぎるという感覚を私自身は持っております。

はい、どうぞ。

寺澤委員

松浦の寺澤です。いや、それはわかるんですよ。それは前の状況と異なることはね。ただ、問題はこうして、こういう方法が、3不補充の方式を出されて、それはもう金額は歴然としてきておるわけですから、こういうことでありますよということで、先ほどの話を聞きます

と、職員の給与体系については、結局、今の事務方だけで進めて、それでよしとするという方向でやられるということなのか。

これはね、こういうことが随所に出てきているんですよ。合併までに調整をするというのがね。そうすると、どういう調整をされるか、そういうことは我々協議会の中には全然不問に付すということになるわけかな。それは確認をしておきます。

吉山会長

幹事長どうぞ。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。調整方法については五つあると思います。基本的には現行のとおりと。それから、市なり町の例によるということと、合併までに調整する、それから合併後調整するという、あるいは新市に引き継ぐという調整方法があると思いますが、今回お示しいたしておりますのは合併までに調整するということですから、このことについて、この協議会でその調整方針を決めていただきますと、各市町の状況や国などの方針などを勘案して、1市2町において調整作業を行うことといたしております。

したがいまして、この協議会において合併までに調整するということになりますので、事務方の方で調整したものをこの協議会に報告をして大方の御了承をいただくことになろうかと思えます。

したがいまして、今後1市2町で調整をいたしまして、これをこの協議会に報告させていただくという形をとらせていただきたいというふうに思っております。

吉山会長

はい、よろしいですね。

そのほか。はい、松瀬委員どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。この職員の適正化計画というのを策定されるということでございますけれども、これは早急に一応の方向づけをしていただいておりますと、職員を減員してほしい、あるいは削減すべきだというようなことが自信を持って言えんと思うんですよ。問題は、サービスの裏返しがあると思うんです。職員数が減少したために、やらなければならないことができないということになりますと住民不在になるわけでございますので、やはり計画をお示しいただきませんか、ただ何もなしに、これはどうなのかとやら

れますと、いずれに決めましても責任だけが残っていくという形になりますんで、早急にこの適正化計画なるものを、何のためにこれだけ必要だということをお示しいただきたい、このように思うわけでございます。

それから、ただ今幹事長の方から御説明がありました、調整してこの委員会に報告しますよということですが、取り扱いとして、これは私もお尋ねしようというふうなことで考えておりました。問題がこの議案とは多少ずれるというような感じがいたしまして、最終的にお尋ねを申し上げようというように考えておったわけでございます。

というのは、ほとんどの議案に対しまして、先ほどお話がありましたように、調整する、合併までに調整する、新市において調整する、新市に引き継ぐものとする、合併までに調整する、このようにたくさん調整内容がございます。その中で私は、新市引き継ぎだとか、あるいは合併後調整というのは、ここで認めればそのとおりやってもらって結構だと思うんですが、合併までに調整するということになりますと、最終段階になってからお出しになっても、これでいいか、悪いか、結論が出し得ないと思うんです。結論が出し得なかったものについては確認を白紙に返されるのかどうか、この点をひとつお尋ね申し上げておきたいと思っております。

吉山会長

はい。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。今、松瀬委員がおっしゃるとおり、合併後に調整するというものについては、新市にゆだねるということで御理解のあるお話だったと思いますが、合併までに調整するということにつきましては、この協議会が合併までに調整する責任を負うものと思っております。

したがって、先ほどお答えいたしましたように、1市2町において調整を行いまして、その内容については報告をし、その協議会で大方の了承をいただきたいと思いますが、そこで了承がいただけないということになりますと、やはり再調整ということが必要になってこようと思います。

それですから、その合併の期日直前でこの協議会に報告をして了承をいただけないという異常な事態になることは避けなければなりませんので、合併までに調整するということにつきましては、できるだけ早くその調整内容を協議会にお示ししたいというふうに思っております。

ます。

前回の1市5町のときには10部会でしたが、今回は20部会を設けております。と申しますのは、合併までの期日が大変切迫しているということから、それぞれの確認をいただいた内容については、その部会長が責任を持って最終的な調整をしてもらおうということもありまして、この協議会は前回とは違って、各部会長に提案をしてもらって説明をし、内容の議論についてこの協議会での調整の方針といいますか、方向性もある程度じかに聞き取っていただいて、その協議会の調整の方向を踏まえて、それぞれの部会で調整をして、合併までに調整するとしたことについては、この協議会に報告して、大方の了承を得て、新市でその調整内容に沿った事務の処理をしていく、そういう基本的な考え方に立って対応させていただいておりますので、確かにそういう御心配はあろうと思いますが、速やかな調整を図って、この協議会で大方の了承をいただくということに努めてまいりたいというふうに思っております。

大久保事務局長

すみません、あと定員適正化計画の分でございますけれども、早急に示すようにということでございますけれども、一応この定員適正化計画は任命権者である市長が作成するというふうなものでございます。そういうふうなことで、新市の市長が決まりまして、そして、今回この協議会でいろいろ議論されたこの内容を引き継ぎ、参考にされまして、新市の市長に作成をしていただくというふうなことになります。

吉山会長

はい、どうぞ。

松瀬委員

松浦の松瀬でございます。そうしますと、今議論をやっておりますことは、新市の市長に対する意見として集約をして引き継ぐということになるわけですね。それならばそれなりに結構だと思います。

先ほど申し上げました、この協議会への報告ですけれども、ぎりぎりの時点になって報告をされた。それは納得できないよという形になりますと、やはり問題が起きてこようと思います。したがって、合併1月前ぐらいまでには上がるように、やはり規定としてお示しいただいた方がいいんじゃないかな。いや、3日もあればこれは論議できるよと、当事者の方だけの御理解でお出しになりまして、今日のようにたくさん御意見が出てまいります

とおさまらない。じゃあ合併の日に間に合わない。間に合わなければ確認はおろさなければならぬ。そうなりますと、もう崩れるわけですね。

だから、やはり慎重に取り扱いについては御検討いただきたいと思いますが、いかがでございますか。

吉山会長

はい。

友廣幹事長

幹事長の友廣です。ただ今の御意見はもっともだと思いますし、新市において発足の初日から住民サービスに混乱を来さないような対応をしなければなりません。そのためには、やはり事前にその担当する職員が十分な理解とサービスを詰めていかなければなりませんので、相当な期間が必要だというふうに認識いたしております。

したがって、今の御意見を踏まえて今後調整し、協議会へ報告をさせていただきたいというふうに思いますが、ただ、いつまでにということについては、ここではなかなか申し上げられませんが、今の御意見の趣旨は十分我々もそのとおりだと思いますので、そのように努めてまいりたいと思います。

吉山会長

はい、よろしいですね。

私も、合併までに調整するという事で報告をしても、すべてがそのとおりよしということにはならないこともあると思うんです。再調整にある一定の期間が必要だという思いを持っておりますのでですね。ですから、先ほど1カ月ということの一つの基準としておっしゃったわけですが、できるだけ早くということで、1カ月でもちょっと僕は再調整の場合は足らなくなる可能性だってあると思いますので、幹事長が申しあげましたように、もうできるだけ早く報告ができるような事務調整を進めていくということで御理解を賜っておきたいと思っております。

さて、ほかにございませぬか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃ、この問題整理してよございませぬか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第15号 一般職の職員の身分の取扱いに関することにつきまして、四つの調整の内容がございました。この方向づけでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

はい、大方の賛同を得たということで、一般職の職員の身分の取扱いに関することについては、四つの方針どおり確認をさせていただきます。ありがとうございました。

じゃ、引き続き、協議第16号 特別職の職員の身分の取扱いに関する事、このことについて協議に入りたいと思いますが、ちょっとこれは時間がですね、私の進め方に問題があるんでしょうが、ちょっと新規の提案を、実は提案だけでもしておきたいという事務局サイドの思いもあるようでございますので、この協議第16号につきましては継続という、今日協議せずに次回に継続ということでしたいと思うんですが、どうですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですね。極力早目にやりたいという思いはあるんですが、そういうことで御理解を賜っておきたいと思います。

それでは、新規協議事項に入ってまいりたいと思います。

じゃ、ここでちょっとメンバー交代させます。

大久保事務局長

体制を整えております間に、委員の皆様には、本日お配りいたしました協議第20号 新市建設計画の作成に関する事(その3)を御準備いただきたいと思っております。本日お配りした議案に20号と21号の議案を綴っております。

吉山会長

それでは、新規の提案事項でございます。協議第20号 新市建設計画の作成に関する事(その3)ということを議題にいたします。

事務局より説明願います。

大久保事務局長

それでは、ただ今から説明を申し上げます。

なお、進行の都合もございまして、それと関連性もございまして、次の協議第21号 新市

建設計画策定に係る小委員会の設置について、これを併せて、二つ一括で御説明、提案いたします。

吉山会長

はい。協議第21号も併せてということにいたします。

大久保事務局長

それでは、まず協議第20号でございます。(協定項目第7号)新市建設計画の作成に関すること(その3)、「新市建設計画の素案について、別紙のとおり提出する。」というものでございます。

この新市建設計画の作成につきましては、まず、第1回協議会で「作成の方針並びに作成のスケジュール」について御確認をいただいたところです。それから、第2回の協議会で「アンケート調査の分析結果」を御報告いたしました。そして、前回の第3回協議会で「新市建設計画の基本理念」を御提案して御意見を賜ったというところでございます。これが今の途中経過です。

それで、今回、基本理念とあわせまして、この新市建設計画を構成する、まちづくりの方向性や、施策の基本方針や、新市の主要施策や、財政計画について、専門部会、幹事会によりまとめましたので、事務方としての新市建設計画素案の協議会への案として、本日御提出を申し上げているものでございます。

この素案の内容につきましては、次に設置の提案をいたしたわけでございますけれども、新市建設計画策定小委員会でそれぞれ御協議をいただきたいと思っておりますが、今回御提案申し上げております新市建設計画の作成に関すること(その3)の概要につきましては、今ここで御説明を申し上げておきたいと思っております。

なお、この新市建設計画につきましては、第1回協議会で御確認いただきましたとおり、ソフト、ハード両面を含めたまちづくり全般の基本となる計画、つまりマスタープランでありますので、具体的な事業や、事業内容などにつきましては、新市において策定されます「基本構想」「基本計画」「実施計画」に盛り込まれることとなりますので、ここは今一度再確認をさせていただきたいと思っております。

それでは、早速ですが、本日お配りしております新市建設計画素案をご覧くださいと思います。

まず、目次をお願いいたします。一つ開いていただきまして目次です。ここで七つの章の

構成ということで今回考えております。

それから、次1ページ目で「はじめに」ということをごさいます。ここは合併の意義について、簡単に記載をいたしておるところをごさいます。

それから、次は2ページをご覧いただきたいと思ひます。

ここでは合併の必要性といたしまして、一つ目に「地方分権への対応」、二つ目に「少子・高齢化時代への対応」、三つ目に「多様化・高度化する住民ニーズへの対応」、そして四つ目に「財政基盤の強化」について記載をいたしております。

次の3ページには、合併により期待される効果といたしまして、一つ目に「広域的なまちづくりの実現」、二つ目に「住民の利便性の向上」、三つ目に「行財政基盤の強化」、四つ目に「行財政運営の効率化」を記載いたしております。

次は、4ページをお願いいたします。

ここでは計画策定の方針ということで、第1回協議会で御確認いただきました計画策定の方針の「計画の趣旨」「計画の構成」「建設計画の期間」等、建設計画の期間につきましては新市のマスタープランとなるということで、平成18年度から27年度までの10カ年間の計画としております。

次、5ページからでございますけれども、ここは第2章として「新市の概況」となっております。

松浦地域の1市2町の位置と地勢、それから、次の6ページには面積など、それから、まためくっていただきまして、8ページは人口と世帯、それから、もう一つまためくっていただきまして、10ページでは資源、そして、11ページから始まりまして産業でございますが、これが19ページまで、現況について統計資料などを含めて記載をしておるという状況でございます。今19ページ目までそういうことで説明行きました。

次は、20ページをご覧いただきたいと思ひます。

ここからが計画の基本となるところをごさいます。第3章として「将来人口の見通し」を記載いたしております。将来人口につきましては、国勢調査に基づき推計人口と目標人口を記載いたしております。

それで、国勢調査の年次を基準年次としたコーホート要因法によりまして人口の推計をいたしております。平成27年の推計人口は2万1,610人、白い棒グラフのところをごさいます。これは平成12年、直近の国勢調査の時点と見ますと6,760人の減少となっております。行

財政基盤の強化や人口流出防止策を強化することで、平成27年の目標人口を約2万4,000人といたしております。

次、21ページでございますけれども、交流人口について記載いたしております。交流人口につきましては、1市2町の現況での観光客延べ数の推移をもとに、平成27年の目標を年間60万人と定めております。そのようなことで、下の方の3行目あたりでございますけれども、実はまだ交流人口が増になる要素があるわけですが、松浦市の物産館、鷹島大橋、こういうふうなものがございまして、これにつきましては現時点では目標人口として含んでおりません。

それから、次22ページをお願いいたします。

第4章でございますけれども、ここは「新市の基本理念」でございます。この基本理念につきましては、前回の協議会で御提案をいたしたところでございますけれども、基本理念の表題の「海都」という表現、それから、基本理念の背景の中でも海に偏った表現となっているという御意見が多かったところでございました。そういうふうなところで、前回の協議会を受けまして、今回その「海都」という表現を削除し、そして、基本理念の背景につきましても修正を行っております。修正部分にはアンダーラインを引いて表示をいたしておりますので、前回のものとお比べいただければと思っております。

それでは、次24ページをお願いいたしたいと思っております。

これは、まちづくりの方向性でございます。先ほどの新市の基本理念に基づき五つの方向性を掲げております。

一つ目に「産業創造で自立するまちへ、力を合わせて高らかに帆を上げます」

二つ目に「自然のめぐみを活かして新たな価値を生み出すまちづくりを進めます」

三つ目に「働く喜びに満ちた、若者の希望にあふれる地域を目指します」

四つ目に「人と地域の結びつきを強め、新たな内外交流の輪を広げます」

五つ目に「喜びと人々のぬくもりを感じる心豊かなまちづくりを進めます」ということで、それぞれ記載をいたしております。

次、26ページをお願いいたします。

ここは、基本理念や、先ほどのまちづくりの方向性をもとに、それらを実現する施策の基本方針として六つの柱を掲げております。

一つ目に「力強い産業の創造と活力ある地域社会の実現」
二つ目に「人々のふれあいと新たな価値を生み出す内外交流の拡大」
三つ目に「心豊かで健やかに暮らし続けるための福祉・保健・医療施策の充実」
四つ目に「自然とともに暮らす快適な生活環境づくり」
五つ目に「次代の地域づくりを担う人材の育成と個性を活かす地域文化の醸成」
六つ目に「市民と力を合わせてつくる活気あふれるまちづくり」
この六つの柱でございます。

次に、27、28ページをご覧くださいと思います。これはA3判の折り込みとなっております表でございます。

第5章というふうにいたしております。新市の主要施策でございますが、施策の展開図として一覧表にまとめております。

まず、「基本理念」を頭に置きまして、そして「まちづくりの方向性」、それから「施策の基本方針」、それから基本方針の6本の柱に基づく「主要施策の構成」というふうな形になっております。

施策の基本方針の1というところでは、「力強い産業の創造と活力ある地域社会の実現」でございますけれども、またこの中にも から までございまして、水産業の振興、が農林業の振興、こういうふうそれぞれの産業の振興を上げているような状況です。

そして、次の2番目には、「人々のふれあいと新たな価値を生み出す内外交流の拡大」。ここでは地域の一体感を醸成する市民間交流の拡大など4項目でございます。

それから、3番目には、「心豊かで健やかに暮らし続けるための福祉・保健・医療施策の充実」では、全ての人々が安心して暮らせる社会福祉の充実など5項目でございます。

それから、4番目の「自然とともに暮らす快適な生活環境づくり」では、安心して安全な生活環境の整備など3項目でございます。

5番目の「次代の地域づくりを担う人材の育成と個性を活かす地域文化の醸成」では、地域を担う人材の育成など5項目でございます。

最後の「市民と力を合わせてつくる活気あふれるまちづくり」。ここでは市民と協働するまちづくり体制の確立など5項目でございます。

というふうに、それぞれ施策の構成を行っておるようなところでございます。

次の29ページからでございますけれども、今先ほど申し上げました基本方針の六つの柱に

ついて、主要施策の構成、それから次の重点政策、主な事業例というふうに記載をいたしております。こういうパターンが63ページまで続きます。この六つの柱の分の中身を、主要施策の構成、重点政策、主な事業例というふうな形で、それぞれ63ページまで記載いたしております。

次は、64ページでございます。

ここでは第6章ということで、「公共施設の統合整備と適正配置」ということで記載をいたしております。

次が、65ページでございます。

ここは第7章でございます。「財政計画」を記載しております。この財政計画につきましては、現在、県の財政シミュレーションのソフトが14年度決算をベースにしたものでございます。そのようなところで、今回は1市2町の14年度決算によりまして、県の財政シミュレーションを用いて今回作成したというふうなところでございます。そういう中では、松浦市の発電所の償却資産等の特殊事情は考慮してというところでございます。18年度から27年度までの10年間ということで記載をいたしております。

ただ、この財政計画につきましては、まだ合併の期日をいつにするのかとか、それとか、また議員さんの定数など、まだ確定していない部分がございます、その部分につきましては確定時点で改めるといふか、そういうふうなことを考えております。

また、14年度の決算をベースにしておることから、できましたら15年度の決算にそれが変えられないかということは今検討いたしております、その辺の部分につきましては、作業が整えば新しい数値に置きかえたいというふうなことを考えております。それで、新市建設計画の素案の決定をいただく段階までには、その辺はお示しができるようになるだろうと思っております。

以上で、ちょっと簡単でございますけれども、新市建設計画素案についての説明を終わります。

この計画は、将来を見据えた新市のまちづくりの基本的な計画となる非常に重要なものでございます。それで、この計画素案は住民アンケート調査の分析結果も頭に置いて作成をいたしておりますけれども、小委員会での委員皆様方の御協議によりまして、今後これをきちんと素案として整えていきたいというふうなことを考えておるところでございます。

それから、引き続きまして協議第21号 新市建設計画策定に係る小委員会の設置について

御説明を申し上げたいと思っております。

1ページでございますけれども、「松浦地域合併協議会規約第11条第1項の規定により、新市建設計画策定に係る小委員会を、別紙のとおり設置することについて協議会の同意を求めます。」というものでございます。

先ほど、素案の原案につきまして御説明をいたしましたけれども、建設計画の中で最も住民皆様の関心があると思われまますこの主要施策につきまして、合併協議会の委員の皆様にも携わっていただくために、この小委員会を設置して御協議をいただきたいというのがこの提案の趣旨でございます。

2ページをご覧いただきたいと思っておりますけれども、小委員会の設置につきまして具体的に、ここで1から5まで掲げております。

まず、1番目で、委員会の運営等につきましては、これは小委員会の規程により行うということを確認の意味で記載しております。規程につきましては4ページに添付をいたしておりますので、御参照いただきたいと思っております。

次に、2番目でございますけれども、主要政策の展開の柱の区分に従いまして、三つの小委員会を設けたいというふうに思っております。

先ほどの素案の中でA3の折り返しを見ていただきましたけれども、一応基本方針の6本の柱を掲げておりますけれども、この基本の柱により、2本ずつそれぞれの小委員会で受け持って御協議をいただきたいというふうに思っております。

それで、まず新市建設計画策定第1小委員会の主な審議内容ということでございますけれども、「力強い産業の創造と活力ある地域社会の実現」、それから「人々のふれあいと新たな価値を生み出す内外交流の拡大」、この2本をお願いいたしたいと思っております。

それから、第2小委員会としては、「心豊かで健やかに暮らし続けるための福祉・保健・医療施策の充実」、それから「自然とともに暮らす快適な生活環境づくり」。

それから、第3小委員会では、「次代の地域づくりを担う人材の育成と個性を活かす地域文化の醸成」と「市民と力を合わせてつくる活気あふれるまちづくり」、このような振り分けでございます。

それから、三つ目でございますけれども、委員の構成でございます。一応基本的には、それぞれ各市町から、議会からにしても、民間の委員さんからにしても、3名ずつは出ておられますので、それをこちらの方で振り分けさせていただきました。この表のとおりでござい

ます。

そして、広域の委員さんにつきましては、振興局長さんを除いたお二人の方には、それぞれの御希望で結構でございますので、この1から3のいずれかに御所属いただきたいというふうに思っております。

そして、後ほど小委員会を開催した際に、冒頭に委員長さん、副委員長さんを決定させていただきたいというふうに思っております。

それで、ここでは小委員会にはそれぞれの首長さん方は除いておるわけでございますけれども、これは、1市2町の長として専門部会の協議などで各市町の担当者との協議、調整が随時行われておるような状況でございます。また、この建設計画の円滑な作成を図る観点からも、三つの小委員会での素案が固まった後に協議会へ建設計画の素案を提出する前の時点で、それぞれの各市町の首長さんと3小委員会の正副の委員長さんをメンバーとする最終的な文案の調整会議を開催いたしまして、そして、協議会で最終的に提案、確認をしようという、そういうふうなスケジュールを考えているところでございます。

5番目に、スケジュールの目安というふうなことで載せております。この作成につきましては合併調印までに作成する必要があるわけでございますけれども、2月23日に予定されております第11回協議会で確認をいただく必要があるというふうなところですね。その前に、県知事さんへの事前協議や住民への説明会、そして再度県知事との正式協議を行う必要がありますことから、本日小委員会の設置を御決定いただきまして、そして今月中には原案として本日お配りいたしております素案について、小委員会で検討、修正、そして小委員会としてのまとめをお願いしたいというふうに考えております。

それから、その後、先ほど申しました首長さんと委員長さん、副委員長さんによりまして文案調整会議を経て、今の協議会のスケジュールとしては、12月8日の第6回協議会に素案として正式に提案して、第7回協議会においてその決定をいただきたいというふうなことを考えておるというふうなところでございます。

そして、その後、県知事さんへの事前協議を行う必要がございますし、そして県の意見を伺いまして、2月初めには住民説明会を開催し、調整すべき点があれば再度調整を行い、そして今度は県知事さんとの正式協議を行って、最終的に2月23日第11回協議会、ここで御決定をいただければというふうなことで、一応こちらとしてはスケジュールを立てております。

大変短い期間での作成となりますけれども、委員の皆様方につきましては御協力をいただ

きますようよろしくお願いを申し上げます。

以上で2件の提案説明を終わります。

吉山会長

はしよりながらですけれども、素案としては膨大な量になつとるわけでございます。

今、協議第20号、そして協議第21号ということで連動する形の中で提案説明が終わりました。

ここで質問があればお受けしたいと思うんですが、基本的にはこの素案、それぞれ小委員会を設けて、担当の項目をそれぞれ小委員会の中で議論をしていただき、その議論の経過を踏まえて、じゃ素案としてどのようにするのかというのを、また引き続き対応していくということでございますが、特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、確認いただくのは小委員会の設置ですね、そして、小委員会のメンバー決めまでしたいと思うんですが。

そしたら、時間がちょっと切迫しとるもんですから、小委員会を設置して対応するということについてはよろしいですね。で、それぞれ第1から第3の小委員会の構成をしていただいて、それぞれ分担をしていただくということ、これについてメンバーを今日と思うとったんですけど、もう時間もちょっとあれですから、月曜なら月曜日までに調整していただいて、事務局に報告していただく……

はい、どうぞ……（「事務局の方で割り振りしてよかくさい」と呼ぶ者あり）そうもいかんちゃんない、それぞれ……（発言する者あり）じゃ、そうじゃなければ、5分ほど休憩をします。5分ほど休憩をして、その中でさっと調整していただくとありがたいです。よかですか。

じゃ、小委員会、設置をするということについていいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

そして、そのメンバー決めについて、これは私の独断でございますが、5分間休憩をとりますので、その中で各市町協議をして方向づけを、広域は広域として、お二人どちらかにということをお願いいたします。

15分まで休憩します。

午後4時7分 休憩

午後4時14分 再開

吉山会長

それぞれ取り急ぎ小委員会のメンバーをお決めいただいたと思います。

事務局の方で集約しとるようですから、報告をさせます。

メモをお願いいたします。

大久保事務局長

小委員会の議案の3ページに名簿の表をつくっております。ここに、それぞれ今協議いただいた委員さんの名前を今から発表いたします。

第1小委員会から行きます。1番のところには福村委員さん、2番目には寺澤委員さん、3番の欄には松本委員さん、4番の欄には金内委員さん、5番目の欄には池水委員さん、6番目の欄には武尾委員さん、7番目の欄は太田委員さん、8番目の欄は廣瀬委員さん、9番目の欄は吉井委員さん、これが第1小委員会ですね。

次は、第2小委員会を発表します。1番は松永委員さん、2番は友田委員さん、3番は岡本委員さん、4番は村田委員さん、5番は田中委員さん、6番は永田委員さん、7番は前田委員さん、8番は村田委員さん、9番に大畑委員さん、以上第2小委員会です。

第3小委員会は、1番に椎山委員さん、2番に松瀬委員さん、3番に志水委員さん、4番に田島委員さん、5番に日高委員さん、6番に山口委員さん、7番に井筒委員さん、8番に森委員さん、第3小委員会の9番目はございません。ということで、ここだけ8人になりますけれども、よろしく願いいたしたいと思います。

吉山会長

メモよろしいですかね。

後日、清書したものを事務局の方からお届けするという事にさせていただきます。

それでは、一応この新市建設計画については、ただ今委員が明らかになりました小委員会の中で議論をしていただくということでいきます。

次回の小委員会の日程 次回というか……。

大久保事務局長

早速これは11月中に素案をまとめたいというふうな希望を持っておるものですから、でき

ましたら、1週間程度この中身を熟読する期間を置きまして、できたら、早ければ19日ぐらいからと思っておりますし、御都合がございましたら、遅くとも24日ぐらいには始めないと思っておるわけでございますが、19日というところで皆様いろいろ御都合ございますでしょうかねと思ひまして ああ、そうですか。そしたら、24日ぐらいではどうでしょうか。

だめですか。そしたら、逆に一回前に来まして、18日ぐらいはどうでしょうか。

できたら、第1回目だけは合同で、ある程度共通事項等もございましてと思ったりもするんですよ。それぞれの委員会ごとという方法もあるんですが、「18日はどうですか」と呼ぶ者あり）18日は、どこかつかえがありましたですね。（発言する者あり）そうですね。（「委員長ばその日決めてもらおうか」と呼ぶ者あり）（発言する者あり）じゃあ、20日、土曜日はどうでしょうか。（発言する者あり）だめですか。22日は議会でしたね。決算委員会か。じゃあ、23日です。祝日の23日。（発言する者あり）今、23日、だれかつかえるとおっしゃいましたよね。（発言する者あり）よし、23日いきましょうか、まず第1回目をですね。ちょうど休みですから、松浦の会議室もたくさん空いておりますので、9時30分から23日、時間を入れとってください。23日、午前9時30分に時間をお願いいたします。

吉山会長

よろしいですか。第1回の小委員会を11月23日、午前9時半より松浦市役所各会議室。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それをお願いします。

それでは、協議第20号、21号につきましては、21号で確認をしました小委員会に20号については協議を預けると、そういうことで確認をさせていただきます。

引き続き、次の協議題に入らせていただきます。

それでは、担当者の交代も終わったようですので、協議第22号 地方税の取扱いに関することを協議題といたします。

担当事務局より説明願います。

中里税務部会長

皆さんこんにちは。税務部会長の松浦市の税務課長をしています中里でございます。

それでは、議案第22号 協定項目10号の地方税の取扱いに関することについて御説明いた

します。

この地方税でございますが、これは都道府県や市町村がその地域住民の生活の公共的なサービスを提供する上で、その経費を賄うためにその市や町の内外の方々から徴収する税でございます。それは市町村の財政収入の柱となるものでございます。

それで、市町村税は地方税法の規定に基づきまして、全国でほぼ同様の制度で賦課徴収がなされております。細部にわたりましては、地方自治体の規模や地域性により、その取扱いが異なる点も少なくないため、基本事項を調整し、今回、御提案するものでございます。

まず、市町村が課税することができる税金として、普通税と目的税がございます。それで、地方税法に規定しております普通税には、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、市町村たばこ税、鉱産税、それから特別土地保有税がありまして、目的税につきましては、入湯税、それから国民健康保険税がございます。

なお、国民健康保険税につきましては、別の協定項目の方で御説明となりますので、今回は省略いたします。

そうということで、議案の第1ページでございますが、調整内容といたしまして、一つ目に個人市町村民税、法人市町村民税、固定資産税、市町村たばこ税、鉱産税、特別土地保有税における納税義務者、税率、課税標準及び過料については、地方税法の取扱いにより現行のとおりとするとしております。ただし、法人市町村民税の法人割につきましては、松浦市の例によることとし、平成17年度は旧市町の例によるということにしております。なお、固定資産税の不均一課税につきましては、合併までに調整するとしてしております。

二つ目に、軽自動車税の納税義務者は、現行のとおりとし、税率については、松浦市、福島町の例による。なお、弁償金については300円とするということでございます。

三つ目に、入湯税の税率につきましては、福島町の例によるということにいたしております。ただし、不均一課税については合併までに調整するということにいたしております。

四つ目に、市町村民税及び固定資産税の減免につきましては、松浦市の例によることとし、災害減免条例については合併までに調整するとしております。なお、軽自動車税の減免については、2町の例によるということで調整を図っております。

五つ目に、納期につきましては、これは地方税法に規定する期別、期割とし、各納期の始期につきましては15日からとするということにしております。

それから、六つ目に課税免除につきましては、軽自動車税の課税免除については規定を廃

止するというようにしております。

それから、市町村たばこ税については現行のとおりとし、入湯税については合併までに調整するという調整の内容で御提案いたしております。

続きまして、それぞれの調整項目につきまして、順次御説明いたします。

2ページでございます。

個人市町村民税の納税義務者、均等割の税率、所得割の税率、それから課税標準については、1市2町の現況を自治体ごと、また、その調整の具体的な内容を欄の右端にお示しております。各市町とも地方税法の規定に基づき同様の取扱いでありますので、現行のとおりとするものとしております。

なお、下の参考欄を御参照いただきたいと思いますと思いますが、均等割の税率につきましては年額3千円、所得割の税率につきましては、課税所得の区分に応じて定められております。参考としまして、税法の参考条文をつけております。

次に、3ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、法人の市町村民税につきまして掲載しております。納税義務者、それから均等割の税率につきましては、1市2町とも同じでございます。ただ、法人税割の税率が、松浦市にあっては合併前の県内8市と同一の14.7%でございます。2町につきましては標準税率の12.3%でございます。新市において財源の確保と税の公平性の観点から、14.7%で松浦市の例によることとしております。

なお、平成17年度は旧市町の例によるということにいたしております。このことは、2町に所在する法人で、平成18年3月31日までに決算日を迎えるものについては現行どおりの12.3%を適用し、平成18年度からは全市において14.7%を適用するということであります。

次に、4ページをお開きいただきたいと思います。

ここでは、固定資産税の納税義務者、課税標準、それから税率、免税点についてお示しております。各市町とも地方税法の規定に基づきまして同様の取扱いとなっておりますので、現行のとおりということにいたしております。

なお、半島振興法に基づく不均一課税の適用地域は、松浦市、福島町、鷹島町、また、過疎地域自立促進特別措置法に基づく課税免除または不均一課税の適用地域は、福島町、鷹島町となっております。これらにつきましては法律の半島振興法、過疎自立促進法というものですが、この法律の適用期限、総務省令の改正など国の動向を見ながら、合併までに調

整するとしております。

次は、5ページであります。

軽自動車の納税義務者につきましては、各市町同様でありますので、現行のとおりといたしております。

それから、税率につきましては、各市町ともほぼ同一の取扱いですが、詳細において市町村税条例の例 総務省の示す準則のことでございますが 市町村税条例の例に準じつつ、課税実績のない区分を整理いたしまして、松浦市、福島町の例によるという取扱いをいたしております。

なお、ナンバープレートの標識を毀損、それから亡失、摩滅したときの弁償金は各市町の取扱いが異なっておりましたので、ナンバープレートの製造価格や事務的経費に相当する額を弁償金とすることで調整いたしております。そういうことで、300円ということ調整となっております。

次に、6ページをお願いします。市町村たばこ税及び鉱産税でございます。

これにつきましては、地方税法の規定に基づき、一律の取扱いと、同一の取扱いとなっておりますので、現行のとおりとするとしております。

次は、7ページでございます。

特別土地保有税の納税義務者、それから課税標準及び税率につきましては、各市町とも地方税法の規定に基づき同様の取扱いでありますので、現行のとおりということにいたしております。

なお、免税点につきましては、下の表を御参照ください。税法で定まっています免税点がありますが、松浦市は都市計画区域を有しておりますので、免税点が5,000平米以下となっております。福島町、鷹島町には都市計画区域がございませんので、1万平米となっております。合併後は一つの市ということになりますので、おのずと都市計画区域を有する市町村となりまして、地方税法の定めるところによりまして、5,000平米が免税点ということになります。

なお、特別土地保有税につきましては、平成15年度の税法改正により、地方税法附則第31条の規定により、課税対象であります保有分、取得分とも現在のところ課税停止となっております。

次、8ページをお願いいたします。

ここは入湯税についてお示ししております。鉱泉浴場 通称温泉ということでよろしいかと思いますが、鉱泉浴場を有する2町で入湯税が課税されております。納税義務者、義務違反に関する罪の項目につきましては、いずれも地方税法の規定により、同一の取扱いとなっておりますので、2町の例によるといたしております。

なお、税率につきましては、福島町が標準税率の150円を適用しておりますが、鷹島町におきましては標準税率の2分の1相当額である75円となっております。この税率につきましては、福島町の例により150円とするということにしております。

ただし、新市内で統一した不均一課税については、合併までに調整するとしております。ここでいいます不均一課税とは、旧市町村単位で行う合併による激変を緩和するために行う、いわば段階的な税率の調整としての移行措置という意味ではございませんで、新市内全域におきまして、基本税率はあくまでも150円といたしますが、例えば、日帰りは75円にするとか、修学旅行の学生は75円など、複数の税率を設定するという意味でございます。そういう意味での不均一課税については、税法上可能な範囲で検討を行い、合併までに調整するとしております。

次は、9ページをお開き願います。普通税の中で、普通税の不申告に関する過料について御説明しております。

普通税と申しますのは、市町村民税、固定資産税、軽自動車税、鉱産税、特別土地保有税のことでありますが、この不申告に関する過料については、各市町とも地方税法に基づき同一の取扱いとなっておりますので、現行のとおりといたしております。

次は、10ページから11ページでございますが、ここでは各市町が行っております税目別の減免規定について記載をしております。

まず、10ページ目の市町村民税の減免でございますが、これは松浦市の例によるといたしております。ただし、松浦市の天災その他特殊の事情がある者の取扱い及び中ほどに記載しております福島町、鷹島町の災害による被災者に対する税の減免規定についての取扱いは、固定資産税を含めたところで、合併までに調整するとしております。

固定資産税の減免につきましては、松浦市の公衆浴場の規定を除き、松浦市の例によるといたしております。

次のページをお開きいただきたいと思います。

まず、軽自動車税の減免についてお示ししております。各市町ともほぼ同一の取扱いであ

りますが、詳細においては、市町村税条例、準則に準じ、2町の例によるという取扱いで調整を図っております。

次に、下の段の特別土地保有税であります。これは各市町が同じ取扱いでありますので、現行のとおりといたしております。

次に、12ページです。

ここでは課税免除についてであります。軽自動車税において、商品であって使用しない軽自動車等に対しては軽自動車税を課さないという規定が福島町にございます。現在、対象となるものが存在しないこと、それから、市町村税条例の準則に準じて、各市町において平成12年に規定が廃止されたことなどの経緯から、新市においてはこの規定を廃止するという事で、特別の定めをしない取扱いといたしております。

次に、市町村たばこ税につきましてですが、これは各市町が同じ取扱いでありますので、現行のとおりとするとしております。

それから、入湯税の課税免除でございますが、現況で課税がある2町が同一の内容であります。前述のとおり不均一課税の検討もあり、税率とあわせて合併までに調整するという事にいたしております。

次は、13ページであります。

個人市町村民税、固定資産税、それから軽自動車税の納期につきましては、各市町とも地方税法で規定されている期割、納付月に準じたものでありますので、現行のとおりといたしております。ただし、納期の始まりを各納期15日からということで統一、調整をいたしております。

次に、2段目の法人市町村民税、5段目の市町村たばこ税及び14ページの特別土地保有税の納期につきましては、各市町とも同じ取扱いでございますので、現行のとおりといたしております。

14ページの1段目の鉱産税については、地方税に準じたものでありますので、詳細は、市町村税条例の準則に準じた松浦市、福島町の例によるとしております。

なお、鉱産税につきましても課税実績がございません。

3段目の入湯税の納期につきましては、鉱泉浴場を持つ2町が同じ取扱いでありますので、2町の例によるとしております。基本的には、地方税法、それから総務省の示す市町村税条例の準則に沿って調整を図っております。

なお、法人市町村民税の法人税割の税率、入湯税の税率につきましては異なった点がありましたので、その調整内容について資料をおつけしておりますので、資料に基づきまして御説明いたしたいと思います。(発言する者あり)

議案と一緒に配付しました第4回松浦地域合併協議会参考資料、平成16年11月12日付のものでございます。この中に1、2、3とございまして、2番目につきまして、地方税の取扱いに関する資料というものがございまして、そこをお開き願いたいと思います。

吉山会長

午前中、財政の関係で申し上げた、説明した件の後にあるですね。この議案と一緒に配付しておいた資料の後半部分です。わかりましたか。第4回松浦地域合併協議会参考資料というやつ、その2とかなんとかじゃなくて、午前中、財産及び債務の関係で説明した資料、その後半部分です。

中里税務部会長

その資料集の中の議案第22号 地方税の取扱いに関する資料ということで、1ページから4ページまでに法人市民税、5ページ目から6ページ目に入湯税というようなことで、資料を6枚おつけしております。これに基づきまして御説明いたしたいと思いますので、法人市民税の1ページをお開きください。よろしいでしょうか。

じゃあ、資料の1ページ、法人市町村民税の法人割の税率というふうなことで、この決定に至った結果とその数字的なものを4ページにわたってつけております。

現況ですが、松浦市が14.7%の制限税率を用いております。2町におかれましては12.3%の標準税率ということでありまして、調整内容は、松浦市の例による。ただし、平成17年度は旧市町の例によるといたしております。ということは、平成18年度以降は制限税率14.7%を採用ということでありまして、もたらず影響としましては、2町におかれましては、この税率の差についてが増税となるというようなことです。

これから下が決定に至った理由ということでありまして、14.7%を採用すべきとした理由ですが、アからオまで決定の理由ということで書いてありますが、そのオの下の方を、ちょっと文章が6行ほどありますが、決定に至るまでの議論などの経過を書いておりますので、まずここから読み上げます。

各法人における影響につきましては、それぞれの法人の経営状況も考慮する必要があるということ、また、景気低迷の中、その打開策を行政としても強く求められているということ、

また、経営の厳しい業種については慎重な対処が必要であるということを協議してありまして、そういうことは十分に認識をしつつも、上記のような理由により、新市においては制限税率を14.7%採用すべきと判断すると。ただし、移行措置として、平成17年度は旧市町の税率を適用するという結論に至った次第であります。

その決定の理由ですが、アからオまで読み上げます。

ア、標準税率を採用した場合、減収の影響が大きいということで、 としております。これは下の のところにその数字を出しております。

法人税割、松浦市が12.3%を採用した場合、松浦市で の33,166,220円、約33,000千円の減収になりますということをお示ししております。

松浦市は、平成15年度実績で 460社ございまして、そのうち216社が法人税割を納めてあります。この216社を33,000千円で割りますと、平均すると153,547円の減となるというふうなことです。また、財政収入で考えますと、33,000千円収入が減るというようなことであります。

それから、イ、不均一課税の採用は、不公平感が強く感じられると。同じ業種で地域が違えば、同じ経営規模で税率が違ふということでは、税に対しての不公平感というのが強く感じられるというふうなことでございます。

それから、ウ、合併前の県内 8 市及び対馬市の状況を見ましても、制限税率を採用しているというようなことです。

それから、エ、法人税割は、収益のある法人のみに課税されてありまして、赤字の法人には課税されないというふうなことで、 、 、 というふうなことで数字をまたお示ししております。

につきましてですが、法人税割を 2 町で14.7%を採用した場合、 2 町全体では3,275,317円という増収 増税と申しますか、 になります。 2 町合計の会社の数ですが、140社ございまして、そのうち64社につきましてが法人税割をお支払いいただいているというふうなことでありまして、この3,200千円を64社で割りましたら、51,176円というふうなことで 1 社当たりの影響額が出るというふうなことです。

なお、140から64引いた76社につきましては、赤字法人ということで均等割のみの納付になっておりますので、法人税割の税率の影響というのは出てこないというふうなことになります。

この内訳ですが、福島町が1,405,834円、76社中30社が法人税割を納めていらっしゃる。

それから、鷹島町が1,869,483円、64社中34社が法人税割を納めていらっしゃるというような数字です。

それから、 ですが、法人税割のうち、福島町の地元法人に対してはどの程度影響があるかというようなことをお示した数字です。これは918,439円という数字が出ております。地元企業ということで、30社をカウントしております。76社中30社が地元企業ですということです。その30社のうち11社が法人税割を払ってありまして、これが平均すると83,494円ということです。これが福島町におきまして、制限税率14.7%を採用した場合の数字ということになります。なお、30社中11社が法人税割ということですから、19社につきましては均等割のみということでございます。

それから、同じく鷹島町の地元法人に対しての影響額をお示した数字です。これにつきましては1,209,795円、46社中22社、平均が54,991円ということです。46社中22社ですから、24社が均等割のみというようなことの数字ということでお示しております。

それから、また上の方に戻っていただきまして、決定の理由のオにつきましてですが、法人市町村民税について均等割において確実に減収額が発生するため、現況の1市2町の収入を維持するためには、その財源をどこかに求める必要があるというようなことで、これは市町村合併により、1法人となる均等割の減収ということで と書いております。ここは少し説明が必要なんです、資料で申しますと、4ページをお開きになっていただきたいと思えます。

1市2町の中で、それぞれ同じ会社があるというようなものがございます。ちょっと数えましたら15社ございました。それで、一番上のA社というところがありますが、例えば、これが協同組合ということで、松浦市では2号法人という会社で法人市民税を払っていらっしゃる。鷹島町では3号法人で払っていらっしゃる。福島町も同じく3号法人で払っていらっしゃるというようなことです。

新しい松浦市となりますと、これを1社とカウントいたします。そういう関係で、今までは松浦市に均等割を1,750千円払っていらっしゃいました。それから、鷹島町には410千円、福島町にも410千円の均等割を払っていらっしゃったということですが、新しい松浦市になりますと、3社というカウントでなく、1社というカウントになりますので、均等割は1社分の1,750千円ということになります。ということは、820千円が減収ということになります。単純に三つを足すというわけではございませんで、3社あったものは1社というよ

うなカウントをすると。

B社におきましては、松浦市では3号法人、鷹島町では法人としてはない。福島町にも3号法人という総合工事業がございまして、これは3号法人の均等割をそれぞれ松浦市と福島町に410千円ずつ納付されておったのが、新しい松浦市では410千円だけで済むということになります、1社というカウントになると。こういうものを合計しますと、15社ございまして、これが3,550千円の均等割の減収となるということになります。

またさっきの資料にお戻りいただきます。

1ページ目ですが、それから、合併することでもう一つの影響が懸念されますのが、均等割額が減収が合併の期日によっては発生するというので、 をお示ししております。

均等割と申しますのは、1年間ありましたら、そのときに1年分、12カ月分というカウントをいたしますが、例えば、合併が1日であれば、そのまま1年間分計算します。ただ、合併が2日から月末までに月に中途になりますと、その月の分はカウントしないということになるので税法で定まっております、12分の11カ月分を均等割でいただくということになります。

ですから、それぞれ均等割が1,750千円とか410千円とかいう数字は年額1,750千円、410千円という数字ですので、全社、すべて584社合併しますとありますが、それぞれの均等割額については12分の11カ月分の均等割で初年度は計算することになります。

その影響額というのが5,300千円ございます。法人税割だけでお話しすれば、初日にすると2日にするとでは5,300千円の差が出るということをご参考までに出しておるところであります。

それから、2ページ目の資料ですが、松浦市、福島町、鷹島町、それから新市ということで、それぞれ1号法人から9号法人まで法人の分布をお示ししております。その中で、12.3%の法人税割、14.7%の法人税割を納めたときにどの程度の差が出るかと、各法人1社当たり幾らになるかという数字です。

松浦市で申しますと、1号法人は2社ございまして、現在、14.7%を採用しております。この法人税割は118,243,600円と。これを12.3%でしますと19,305,078円が減収となるというふうなことでありまして、1社当たり9,652,539円ということになります。一番多い法人は9号法人でございまして、これが288社ございまして、現在、16,121,200円納めていらっしゃる。これが12.3%になりますと、13,489,167円ということになります、2,632,033円の減となる

と。288社のうち93社が市民税の法人税割というのを納付されていると。残りは赤字法人ということで、均等割のみということになります。この93社の平均が28,301円ということです。

それから、福島町におきましては、3号法人が16社ございます。現在、法人税割を3,833,400円納めていらっしゃいます。これが14.7%になりますと4,581,380円、その差が747,980円ということです。16社中8社が法人税割を納めていらっしゃるということで、1社平均93,498円の影響額が出ますよというような数字であります。

それから、一番多い9号法人についても、34社が9号法人ですが、そのうち9社が法人税割を納めていらっしゃいまして、98,010円の影響が出ますと。1社当たりが10,890円というような表であります。

以下、鷹島町さんにおかれましても同じようなことで、3号法人が6社ございまして、284千円納めていらっしゃるのが339,415円、差が55,415円で、6社中5社が法人税割を納めていらっしゃいますので、11,083円の影響額というようなことであります。

そういうものを法人の分布数と各法人規模における影響額というようなことを、この表でお示ししております。

それから、3ページ目をお開きください。

地元法人につきまして、どういう影響が出るかというようなことも数字として出しております。14.7%になるということで、福島町さん、鷹島町さんの法人が影響を受けるというようなことでしております。地元法人が福島町さんにおかれましては30社ということでありまして、ちょっと合計の欄だけ言いますと、30社が12.3%で、現在4,707千円を納めていらっしゃる。これが14.7%になりますと、5,625,439円ということで、918,439円の増となります。これは11社が法人税割を納めていらっしゃるというようなことでありまして、1社当たり平均84,494円というようなことであります。

最大どのくらいかということ、現在、最少で法人税割を納めてある会社が1千円ですが、これが1,100円に上がります。影響額として100円。最大の法人としては2,682,500円納めていらっしゃるのが3,205,915円ということで、523,415円が最大値というようなこととなります。

福島町さんの影響としましては、地元の中でも大企業である2社の法人に対する影響が大きいというようなことになろうかと思えます。影響が多い2法人、この2社で全体の影響額の83%を占めていくと。11社のうち残りの9社については、17,348円というのが1社当たりの平均でありますというようなことです。

それから、鷹島町さんにおきましても、同じようなあらし方をしております。合計の欄で御説明いたします。

地元法人が46社ということで、現在、6,200,200円納めていらっしゃるのが7,409,995円ということで、1,209,795円の増となります。46社中22社が法人税割を納めていらっしゃいますので、平均しますと54,991円という影響が出ると。なお、46社中22社ですから、24社が均等割のみと。福島町さんにおかれましては、19社が均等割のみということでございます。

鷹島町さんにおかれましても、最小の影響としましては、今、1,100円法人税割を納めていらっしゃるところが1,300円ということで、200円。最大が1,705千円という会社がありまして、これが2,037,600円ということで、332,600円の影響が出るということです。

業種別に見ますと、水産業、建設業の法人というところに影響が大きいのではないかと。それから、影響が多いのは5法人でありまして、全体の影響額の80%を占めております。残り17社、24社中17社の影響額というのは、平均しますと14,232円ということになります。

法人市民税の法人税割と申しますのは、法人税法に基づいた国の税金、法人税の税額をもとにして、その14.7%を掛けたものが市町村の法人税割となるというようなことであります。

そういうことで、赤字法人、利益の出ない会社については、法人税割はかからないことになっておるといってございまして。

続きまして、入湯税につきましても、5ページ目、6ページ目に参考資料をつけておりますので、御説明いたします。

入湯税の税率につきましては、2町のみ課税がありまして、税率が違うというようなことで、福島町の例によるということしております。

吉山会長

ただいま協議第22号 地方税の取扱いに関する事ということで、税のことですから、詳細な影響額等々も含めて説明をいたしたところでございます。時間をとっておるんですが、あえてここで御質問等々がありましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

次回によろしいですか。それでは、説明を受けたということで、次回の協議に継続させていただきます。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ありがとうございました。

それでは、職員が交代しないことのために協議第25号 納税関係の取扱いに関するものを5秒でも短縮できるように、よろしく。

中里税務部会長

では、協議第25号 納税関係の取扱いに関することについて御説明いたします。

議案の1ページ目をお願いいたします。

調整内容は、一つ目に督促手数料ですが、これを100円とするということにしております。

二つ目に、納期前納付報奨金については、合併までに調整する。

三つ目に、納税組合については、新市に引き継ぐものとするとしております。

四つ目に、納税報奨金等については、合併後調整する。ただし、平成17年度は旧市町の例によるということにしております。

五つ目に、口座振替については、松浦市の例によるという内容で御提案しております。

2ページをお願いします。

1段目の督促手数料につきましては、松浦市が80円、福島町、鷹島町においては100円を徴収いたしております。通信費、事務的経費に相当する額として、これにつきましては100円とすることで調整をいたしております。

次に、下の段で納期前納付報奨金についてお示ししております。

この報奨金制度は、現在のところ松浦市、鷹島町にはなく、福島町にはございますが、これにつきましては合併までに調整するというにいたしております。

次に、3ページをお願いします。納付組織の実態についてお示ししております。

現在、1市2町で195の納税組合が組織されております。納税に関しましては、納税組合への依存が高く、またその功績というのも多大でございます。今後、収納率の向上に向けて納付組織への期待も大きいものであるという観点から、現行のまま新市に引き継ぐということで調整をいたしております。

次に、下の段ですが、納税報奨金等につきましては、各市町における納税組合への報奨金交付現況をお示ししております。

1市2町が納税組合への報奨金を交付しておりますが、支給率、対象税目の範囲など交付

内容が異なっておりますので、新市において調整し、17年度は旧市町の例によるしております。

次に、4ページです。

市町村民税の口座振替につきましては、既に1市2町で実施されているところでありますが、振替件数や取扱金融機関が多いということで、松浦市の例によるといたしております。

以上で納税関係の取扱いに関することにつきまして、御説明を終わりたいと思います。

吉山会長

協議第25号 納税関係の取扱いに関することということで、五つにわたっての方針が出されたところですが、特に質問ございませんか。異論はございませんか。この方針でよろしいですかという意味です。よろしいですか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、協議第25号の説明を終わり、そして、今、確認をさせていただこうと思います。納税関係の取扱いに関することにつきましては、督促手数料は100円とする。納期前納付報奨金については、合併までに調整する。納税組合については、新市に引き継ぐものとする。納税報奨金等については、合併後調整する。ただし、平成17年度は旧市町の例による。口座振替については、松浦市の例によるということで、確認よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

では、そのように取り扱います。

それでは、先ほどの協議第22号は継続ですよ。

次に、協議第23号 情報公開関係の取扱いに関することについて協議題に入ります。事務局より説明願います。

末吉総務部会長

それでは、総務部会から協議第23号 情報公開関係の取扱いに関することを御説明申し上げます。

お手元の議案をご覧いただきたいと思います。

情報公開の取扱いに関することの提案としては、合併までに調整するという御提案であります。この協議項目は、平成12年4月に情報公開法が制定されたことによりまして、地方公

共同体として行政の公平の確保とその透明性の向上を図るために、各市町村で条例等を定め、取り組んでいるところであります。

次のページをご覧いただきたいと思います。

本合併協議市町におきましても、松浦市と鷹島町の1市1町で既に関係条例が制定され、既に施行されているところでございます。残る福島町でも現在検討中でありまして、いずれにしても法に基づく取り組みでございますから、情報公開制度は新市に引き継ぐことが必要かと考えます。このため、各市町における条例内容についても、多少違ったところもございませので、情報公開関係の取扱いといたしましては、合併時から適用するために合併までに調整するという御提案しております。

以上で説明を終わります。

吉山会長

協議第23号 情報公開関係の取扱いに関する事ということで、このことについては合併までに調整するという提案でございますが、いかがですか。よろしいですか、確認して。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

それでは、確認作業に入ります。

協議第23号 情報公開関係の取扱いに関する事につきましては、情報公開関係については、合併までに調整するという御方針を確認させていただきます。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ありがとうございました。

引き続き、協議第24号 消防、防災関係の取扱いに関する事に入ります。説明願います。

末吉総務部会長

それでは、引き続き総務部会の方から御提案申し上げます。

協議第24号 消防、防災関係の取扱いに関する事について御説明いたします。

議案の1ページをご覧ください。

消防防災関係の取扱いに関する事の調整内容については、常備消防については、合併までに調整する。消防団については、合併時に統合する。新市における組織、報酬、手当については、合併までに調整する。防災会議については、合併時に新たに設置し、新市において

地域防災計画を作成する。災害対策本部に関することについては、合併までに調整する。消防防災施設については、新市に引き継ぐ。防災行政無線については、新市において調整する。応援協定等については、新市において調整するという調整の内容でございます。

議案の2ページをご覧いただきたいと思えます。

まず、常備消防について御説明申し上げます。

松浦市、鷹島町は、田平町、江迎町、鹿町町とともに松浦地区消防組合消防本部を構成しておりまして、また、福島町については、現在、伊万里市消防本部への委託によって常備消防を行っている状況であります。合併に伴い、新市として引き続き消防本部の構成を継続することになりますが、その組織及び配置、そして、現福島町の取扱いについて、松浦地区消防組合及び伊万里市消防組合消防本部とも協議する必要がありますので、調整の方法としましては、合併までに調整するとしております。

次に、消防団について御説明いたします。

次のページに参考資料を載せております。

消防団の設置については、消防組織法第15条により、市町村の条例で定めることとなっております。1市2町の消防団の現状は、合計で分団数が39、条例定数は984名、現在の団員数は978名でございます。また、報酬、手当については、資料にありますとおり、各市町まちまちであります。消防団については、合併時に統合することとし、その組織構成、報酬、手当については、1市2町の消防団とも協議を行い、合併の日から支障なく防災の任務に当たることができるよう合併までに調整することといたしております。

次に、防災会議、地域防災計画について御説明申し上げます。

防災会議は、災害対策として現在1市2町それぞれに設置されております。防災会議は、災害基本法第16条により市町村に設置することとされており、その組織及び所掌事務は条例で定めることとなっております。合併に伴う調整の方法といたしましては、条例の整備も含め、合併時に新たに設置するとしております。

次に、地域防災計画につきましても、先ほどの同じ法律第5条の規定に基づき、新市において作成するとしております。

災害対策本部につきましては、合併時に業務に支障がないよう合併までに調整するとしております。

消防防災施設について御説明申し上げます。

各市町の消防施設・設備の現状は、別紙資料のとおりでありまして、現行のまま施設・設備は新市に引き継ぐとしております。特に、防災行政無線につきましては、設置年度、設置機種、周波数などそれぞれ異なっておりますが、活用状況は各市町とも大体同じであります。

調整の内容としましては、現行のまま新市に引き継ぎ、合併後にシステムの整備、統合を含め、新市において調整することといたしております。

応援協定につきましては、各市町とも火災、災害時における近隣市町村との相互応援について協定を結んでいるものでございまして、合併に伴い、その見直し、整理を含め、新市において調整するとしております。

以上で説明を終わります。

吉山会長

ただ今協議第24号 消防、防災関係の取扱いに関するということということで説明が終わったところです。これはちょっと継続せんといかんぢやないかなと思っているんですが。特に今、質問がございましたら。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

よろしいですか。じゃあ、次回に継続協議ということで繰り延べてよろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、本日は提案説明があったということでとどめておきたいと思います。

それでは、引き続き協議を続けたいと思いますので、次に、協議第26号 商工観光関係事業の取扱いに関するものを協議題といたします。

事務局も大変待たせたようでございますが、説明をお願いいたします。

宮地商工観光部会長

商工観光部会を担当しております松浦市商工観光課の宮地です。

それでは、協議第26号（協定項目35号）商工観光関係事業の取扱いに関するものについて御提案いたします。

1ページにつきましては省略させていただきまして、2ページからの現況調書によりまして説明をしながら提案させていただきたいと思います。

まず、2ページをお開きください。

企業誘致事業につきまして、1市2町の現況をここにお示ししております。この事業は、雇用の創出と地域産業経済の発展を目的としたものであります。今後とも、国、県など各関係機関と連携して取り組んでいかなければならない重要な事業であります。

調整内容としましては、各市町の指定基準等に相違がございますので、合併までに調整する。但し、合併までに誘致した企業については、旧市町の例によるということにいたしております。

次に、3ページをお願いいたします。

商工振興預託金につきましては、現在、松浦市と福島町が取り組んでおります。事業内容としましては、年度当初に市長が金融機関等に預託し、貸付対象者に設備資金もしくは運転資金の目的として貸し付ける制度であります。

調整内容としましては、各市町の制度に相違があり、新市において一本化する必要があることから、合併後調整するにいたしております。

次に、4ページをお願いいたします。

利子補給金でございますが、松浦市と福島において設置されております。この制度は、現在の経済事情を考慮しますと、新市においても必要であると判断されますが、松浦市と福島町では補助基準等に相違がございますので、調整内容につきましては、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて新市において調整するにいたしております。

次に、5ページをお願いいたします。

消費生活地域相談員についてでございますけれども、1市2町それぞれに設置されております。この相談員の業務は、住民の消費者トラブルにおける相談業務であり、地域においてトラブルが多発している状況などを考慮し、調整内容を、新市において新たに設置するにいたしております。

次に、6ページをお願いいたします。

ここでは、観光振興対策関係の費用について上げております。

まず、観光振興対策関係の費用につきましては、補助金、会費、負担金等が該当いたしますが、ここでは県観光連盟会費、広域圏観光推進研究会負担金など、各市町に共通している事項を除いてお手元の表にお示ししておりますとおりであり、各事項それぞれ地域性がございます。

次に、各自治体ごとに行われている観光振興のための主なイベントについてでございます

が、地域の人づくり、活力づくりの大きな柱となっており、それぞれの地域性や歴史にまつわるものがございます。そこで調整の具体的内容を、観光振興事業については、1市2町の従来からの経緯と実情に配慮しつつ、合併後調整するといったしております。

続きまして、7ページから8ページ、観光施設関係についてお示しをしております。

現在、それぞれの建物施設及び公園、海水浴場、キャンプ場などについて、必要に応じて管理委託等を行っておりますが、施設の規模、目的により委託先と金額にも相違がございます。そこで、観光施設関係の調整の具体的な内容につきましては、現行のとおり新市に引き継ぐといったしております。

それから、観光施設の管理運営等については、合併後調整するといったしております。

以上で、商工観光関係事業の取扱いに関することについての説明と提案を終わります。

吉山会長

ただ今協議第26号 商工観光関係事業の取扱いに関する事で説明提案が終わったところです。特にここで聞いておきたいことは いずれにしても継続と思っておりますので。特にございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

じゃあ、次回に改めてこの提案内容等々熟読していただく中で御質問等々を受けるということで、継続協議といたしたいと思えます。よろしいですね。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

吉山会長

ありがとうございました。それでは、そのように取り計らいます。

じゃあ、引き続き協議第27号 交通関係の取扱いに関する事で協議に入りたいと思えます。事務局、説明願います。

宮地商工観光部会長

それでは、協議第27号（協定項目43号）交通関係の取扱いに関することにつきまして、御説明いたします。

1ページにつきましては省略させていただきまして、2ページからの現況調書によりまして説明をしながら提案させていただきたいと思えます。

2ページをお開きください。

まず、路線バスにつきましては、平成14年に西肥バスが赤字路線から一部撤退をいたしましたこともあり、各市町ともそれぞれの地域に合った交通施策が行われております。松浦市では一部路線で小型バスによる代替バスの運行を行っており、併せて福島町と同様に、従来からの西肥バス路線への運行欠損補助等を行っております。鷹島町におきましては、鷹島バスが町営で運行を行っております。

このように、各市町それぞれにバス運行の形態を持っており、地域住民の利便性や交通弱者への対策を講じていることから、路線バスの運行につきましては調整内容を、鷹島町の町営バスは、現行のとおり新市に引き継ぐ。民間事業者への路線バス運行委託、運行欠損補助については、現行のとおり新市に引き継ぐものとし、必要に応じて合併後に調整するといったしております。

次に、3ページをお願いいたします。

航路につきましては、松浦市、福島町、鷹島町に航路がございます。民間業者が運航しており、住民の足として非常に重要な役割を果たしています。殿之浦・今福航路につきましては、飛島への寄港補助、また、阿翁浦・御厨航路につきましては、赤字航路に対する国県補助後の欠損補てんが行われております。離島住民の利便性を考慮したときに、今後とも、このような補助・補てんを継続する必要があるため、乗降客の利便のための施設を含め新市に引き継ぐこととし、調整内容を、航路運行に供する施設については、現行のとおり新市に引き継ぐ。また、航路への補助については、現行のとおり新市に引き継ぎ、必要に応じて合併後調整するといったしております。また、鷹島町では、平成15年度から町営の通学船「せいようまる正要丸」を一般乗客用に用途変更し、阿翁浦～黒島間を運行しており、黒島住民の生活に欠かせない航路となっていることから鷹島町の交通船については、現行のとおり新市に引き継ぐといったしております。

次に4ページをお願いいたします。

松浦鉄道につきましては、現在、松浦市に停車駅が8駅設置されており、各地域の通学や通勤など多くの住民に利用されています。また、松浦鉄道には、これまで各市町におきまして出資や出捐が行われており、住民の足としての利便性やこれからの交通体系を考えていく上でも、松浦鉄道は今後とも重要な役割を担っていくものと考えられます。このことから調整内容を松浦鉄道運行に係る補助金等については、現行のとおり新市に引き継ぐといったしております。

以上で、交通関係の取扱いに関することについての説明と提案を終わります。

吉山会長

ただ今協議第27号交通関係の取扱いに関する事で、説明提案があったところでございます。これも直接住民皆様方にとって、影響を及ぼすことでございます。逐一これは継続協議にいたしたいと考えております。特に本日時点でご質問等々があれば、よろしいですか。ございませんね。それでは次回にこのことは継続協議とさせていただきたいと思っております。さて大変時間も経過して皆様方には、申し訳ないんですが、実は先ほど議会議員の定数及び任期の取扱いに関する事について、小委員会を設けさせていただくということに確認をいただきました。確か3名ずつ各市町から小委員を出していただき、たたき台を作らせていただくということにいたしました訳です。この小委員について、本日は無理だと思っておりますので、会の後、調整をしていただき小委員のメンバーを月曜の夕刻までに事務局へお知らせいただくように調整をお願いしたいと思うんですが、いかがですか。よろしいですね。はい。それでは極力偏らない形の中でよろしく願いをしておきたいと思っております。小委員の3名のメンバーですけれども、このことについてはですね偏らないようにという言い方で終わってしまったんですけれども、志水委員さんから構成そのものは3の構成の仕方については決めとったほうがいいんじゃないかということなんですが。どうでしょう。どちらかではあるんですけどね。学識が2にすれば議会が1。偏らないようにどちらかで対応していただくということでどうでしょう。重なってしまいますね。どうですか議員さん方。それでは各市町でその構成については決めてもらいますが、原則として3：0にならないように、議会関係から2だとすれば1は学識から。1だとすれば逆に学識から2という、そういうことの中でそれぞれ主体的に決めていただくようお願いしたいと思っておりますが、それでいいですね。はい。とういうことで月曜までにご提出いただきたいと思います。

大久保事務局長

事務局から一言だけですが次は11月25日で今日との振り替わりで鷹島町にお邪魔します。よろしくお願いいたします。船の便の都合がございますので当然こられるときにはまともってきていただきたいと思っておりますけれども、お帰りは、殿之浦、日比いづれも5：30発。このフェリーになると思われれます。そういうことで帰りが遅くなりますけれどもそのつもりで出席をお願いしたいと思いますのでどうぞよろしくお願いいたします。以上でございます。

吉山会長

併せて23日は小委員会でございますので、含めてお願いいたします。それでは長時間にわたって議論百出それぞれ参画していただきました。その中で重要な部分が実は議論されたわけでございます。特に議会議員の皆様方の取扱いの問題、これらについては、小委員会を設けてその中でたたき台を作っていただくということ、それから新市建設計画につきましても3つの小委員会を設けて本日出された内容等々について、審議、協議をしていただくということを確認させていただきました。新規提案事項等々も膨大なものがございまして、次回へ協議を継続するという形が主になったわけでございますけれども、ただこうやって、議論がお互いに腹を割った形の中で思い切り出せるということが今後のために必ずプラスになっていこうかと思えます。どうか今後ともお互いの意見を理解しあいながら、前進していくということを確認しながら本日の協議を終わりたいと思えます。本当にご苦労様でした。ありがとうございました。

午後5時24分 閉会